

平成20年9月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成20年9月11日 午前9時10分開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 決算審査特別委員会の設置について

日程第 5 第 1号議案 平成20年度飯島町一般会計補正予算（第2号）専決

日程第 6 第 2号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 3号議案 公益法人等への職員の派遣等に関する条例及び飯島町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 4号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 5号議案 平成19年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 第 6号議案 平成19年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 第 7号議案 平成19年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 第 8号議案 平成19年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 第 9号議案 平成19年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 第10号議案 平成19年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 第11号議案 平成19年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第16 第12号議案 平成20年度飯島町一般会計補正予算（第3号）

日程第17 第13号議案 平成20年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第18 第14号議案 平成20年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第19 第15号議案 平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第20 第16号議案 平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第21 第17号議案 平成20年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第22 第18号議案 飯島町土地開発公社定款の一部変更について

○出席議員（12名）

|          |          |
|----------|----------|
| 1番 森岡一雄  | 2番 曾我弘   |
| 3番 宮下覚一  | 4番 坂本紀子  |
| 5番 三浦寿美子 | 6番 野村利夫  |
| 7番 宮下寿   | 8番 竹沢秀幸  |
| 9番 平沢晃   | 10番 内山淳司 |
| 11番 松下寿雄 | 12番 織田信行 |

○説明のため出席した者

| 出席を求めた者               | 委任者   |
|-----------------------|---|
| 飯島町長 高坂宗昭             | 副町長 箕浦税夫<br>総務課長 小林広美<br>住民福祉課長 中村芳美<br>産業振興課長 中村澄雄<br>建設水道課長 松下一人<br>会計課長 豊口敏弘<br>総務課財政係長 中村栄一 |
| 飯島町農業委員会<br>会長 杉原和男   | 飯島町農業委員会事務局長<br>(産業振興課長 兼)  |
| 飯島町教育委員会<br>教育委員長 今村昇 | 教育長 山田敏郎<br>教育次長 塩沢兵衛   |
| 飯島町監査委員<br>代表監査委員 林良雄 | 飯島町監査委員事務局長<br>(議会事務局長 兼)   |

○本会議に職務のため出席した者

|          |       |
|----------|-------|
| 議会事務局長   | 折山 誠  |
| 議会事務局長書記 | 千村 弥紀 |

平成20年9月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成20年9月11日

追加日程第1 発議第6号「上伊那農業改良普及センター駒ヶ根支所存続に関する意見書」の提出について

## 本会議開会

開 議  
議 長

平成20年9月11日 午前9時10分

おはようございます。

朝夕に秋の訪れを感じます。それぞれにご苦労様です。定足数に達していますので、ただ今から、平成20年9月飯島町議会定例会を開会いたします。

今定例会には、平成19年度各会計決算の認定など重要な議案審議が行われます。各議員におかれては、会期中の本会議および委員会審査を通じて慎重かつ精力的にご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力をいただきますようお願いをいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。なお会議中、気温の上昇も予想されます。上着の着用を自由といたします。

開会に当たり、町長からご挨拶をいただきます。

町 長

おはようございます。平成20年9月議会定例会招集に当りまして一言ごあいさつを申し上げます。平成20年8月19日付飯島町告示第96号をもちまして、平成20年9月議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、猛暑の続いた7月、8月が過ぎましたが、振り返って、気候の急激な変化や局地的な豪雨など気象記録が塗り替えながら報道をされました。その度に、驚きを禁じ得ない今年の夏でございました。しかしながら季節は着実に巡り、実りの秋を迎えました。このように今年は例年のない猛暑と、当地域は比較的少雨でその影響を心配をいたしておりましたが、幸いにも総じてこれら気象が農作物に大きな影響を与えることもなく、またこれといった災害もなく今日に至っております。このまま更に台風による災害などがなく平年並みの気候が続き、町内各所で豊年の秋祭りが盛大に催されることを願っておる次第でございます。

世紀の祭典として北京オリンピックが盛大に開催をされました。日本人の活躍に一喜一憂をしたところでもあります。それぞれの国の選手が持てる力を十分に発揮し、最後まであきらめない気力と精神力、集中力には誰もが感動をいたしました。このオリンピックを通じて祭典の目的が全世界に広がり世界が戦争や民族紛争のない、またテロリストによる理不尽な攻撃がなくなり、平和でより良い世界の来ることを切に願っております。また引き続き障害者スポーツの祭典、パラリンピック北京大会が開催をされております。大会の成功と選手の皆さんの活躍を願うとともに、障害者スポーツの更なる発展を願うものでございます。

一方、国政に目を向けますと、9月1日福田首相が突然辞任を表明をいたしました。まさに青天の霹靂であります。去る8月2日福田改造内閣が発足し、新しい内閣での国政が進められている矢先の事でありました。辞任の理由もはっきりと理解できるものとなっておりますが、アメリカでのサブプライム問題に端を発した経済の減速、また原油高や穀物高による各種生活必需品や食料品の高騰など住民は厳しい生活を余儀なくされております。また地方においては景気減速に伴う税収の減収などにより財政はひっ迫をし、医師不

足をはじめ地域医療にかかわる諸問題や環境問題、安心安全な地域の建設など地方自治を取り巻く状況は以前にも増して大変厳しい状況となっております。そのため国においては一刻も早く景気対策や住民生活の向上のための緊急総合経済対策を講じるべきであり、その矢先の辞任表明は極めて理解に苦しみますが、1日も早く新しい体制の下で政治が安定しこれら諸課題に取り組み、これを着実に実行をするとともに、真に自立しうる地方自治確立のための政治を切に期待をするものでございます。

さて昭和伊南総合病院の問題であります。県の救急医療機能評価委員会が7月の末に現地調査を行いまして、昭和病院の救命救急センターに対し機能が不十分との発表があり、地域住民の中には大変不安やご心配を与えております。この問題を含めて今後、伊南地域の医療の確保と昭和病院の維持存続等、総合的に対処するために伊南4市町村議会及び理事者会として医療対策検討会を発足をさせ、地域住民の不安解消に向けて、議会および理事者及び現場の医師、看護師も加わって統一した認識で対応し取り組んでいくことといたしました。なお昭和病院の経営状況や改革プランなどにつきましては、本日議会終了後に直接病院から詳しく説明を願うことといたしております。

さて本定例会は決算議会とも言われますが、特に平成19年度決算からは地方公共団体の財政健全化に関する法律によりまして、飯島町における財政健全化判断比率の4指標を議会に報告をするともに、住民に公表することとなっております。この4指標につきましてはいずれも基準内となっておりますが、健全化に向けた行財政改革は更なる努力が必要であります。詳細につきましては決算報告の中でご報告をさせていただきます。

本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、平成19年度決算認定案件7件、条例案件3件、補正予算案件7件、その他案件1件の計18件でございます。いずれも重要案件でありますので、なにとぞ慎重なご審議をいただきまして、適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げます。議会議長のご挨拶を申し上げます。よろしくお願いたします。

議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、2番 曾我弘義議員、3番 宮下覚一議員を指名します。

議 長

日程第2 会期の決定を議題とします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

平沢議会運営委員長。

議会運営委員長

会期につきまして報告いたします。去る8月29日議会運営委員会を開催し、本定例会の会期につきましては、案件の内容からいたしまして、本日から9月24日までの14日間と決定されましたのでご報告いたします。

議 長

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から9月24日までの14日間としたいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 異議なしと認めます。従って会期は本日から9月24日までの14日間とすることに決定しました。平沢委員長、自席にお戻りください。

議 長 会期の日程は事務局長から申し上げます。  
事務局長 (会期日程説明)

議 長 日程第3 諸般の報告を行います。  
議長から申し上げます。最初に平成20年6月定例会において議決された、「森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書」、「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」、及び「長野県独自の30人規模学級の拡大を求める意見書」については、平成20年6月17日に関係行政機関へ送付いたしましたので報告致します。  
次に陳情等の審査につきましてはお手元の請願・陳情等文書表のとおりであります。  
次に例月出納検査結果について報告します。6月から8月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。  
次に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。なお、決算議会でありますので総務課財政係長に出席願うことといたしました。また今村教育委員長から公務出張のため欠席の旨通告がありました。  
次に上伊那広域連合並びに伊南行政組合関係の平成19年度決算につきましては、最終日の議会全員協議会の中で報告、質疑を受けることといたします。  
以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4 決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。  
お諮りします。本件につきましては別紙のとおり議長を除く11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、本日提案されます平成19年度飯島町各会計決算関係議案をこれに付託して審査することにしたいと思えます。異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って本件については11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置することに決定しました。  
ここで決算審査特別委員会の開催について申し上げます。本日本会議終了後正副委員長選出のため決算審査特別委員会を開催いたします。委員の皆さんは本会議終了後、委員会室1にお集まりください。

議 長 日程第5 第1号議案平成20年度飯島町一般会計予算(第2号)専決を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第1号議案平成20年度飯島町一般会計予算(第2号)の専決につきまして提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は6月議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定によりまして8月5日付で専決処分をいたしましたので、条例第3項の規定により今議会において報告を申し上げ承認を求めるものでございます。  
予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ42,000,000円を追加し、歳入

歳出それぞれ4,260,133,000円とするものでございます。内容は法人町民税にかかわる予定申告納税額が確定申告の結果、還付金が生じたので法人町民税を還付するものでございます。この財源につきましては財政調整基金から必要額を繰り入れ充当をしたものでございます。この税の還付金につきましては年利4.7%の還付加算金が発生をいたしますために1日も早く還付することが必要であり、予算専決をしたものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。第1号議案平成20年度飯島町一般会計予算第2号(専決)を採決します。お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第1号議案は承認することに決定しました。

議 長 日程第6 第2号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは第2号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例は国の特殊法人のうち国民金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行が統合されまして、本年10月1日から新たに株式会社日本政策金融公庫が発足することとなったために、関係条文を改正するものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第2号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第2号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 第3号議案公益法人等への職員の派遣等に関する条例及び飯島町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本案について提案の由の説明を求めます。

副町長

第3号議案公益法人等への職員の派遣等に関する条例および飯島町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、これが平成18年6月2日に公布されまして、平成20年12月1日施行ということに定められました。この整備法の中で公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が改正されまして、職員の派遣先となりうる団体として、民法第34条の規定により設立された法人に代わりまして、一般社団法人又は一般財団法人が規定されました。従前と同様にその業務の全部または一部が当該地方公共団体の事務又は業務と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため、人的援助を行うことが必要であるものとして条例等で定めるものを公益的法人と定義したことなどによりまして、条例の一部改正が必要となってきたものでございます。細部につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いいたします。

総務課長

(補足説明)

議 長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第3号議案公益法人等への職員の派遣等に関する条例および飯島町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第3号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第8 第4号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第4号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例は地方自治法の一部を改正する法律が平成20年6月18日に公布されまして、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離されたということでございます。なお分離と同時に報酬の名称を議員報酬に改めるということで改正をされております。従いましてこの条例の関係条文について一部改正を行うものでございます。細部につきましてはご質問により担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

議 長

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第4号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第4号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第9 第5号議案平成19年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 第6号議案平成19年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 第7号議案平成19年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 第8号議案平成19年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 第9号議案平成19年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 第10号議案平成19年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 第11号議案平成19年度飯島町水道事業会計決算認定について

以上日程第9から日程第15の決算7議案を一括議題とします。

本7議案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第5号議案から第11号議案までの平成19年度各会計決算認定議案につきまして一括して提案説明を申し上げます。15分ぐらいの時間をいただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。平成19年度一般会計他6会計の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の定めるところに従い、過日、監査委員の審査を経ましたので、ここに監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものがあります。また、会計年度における主要な施策の成果を説明する書類等といたしまして、行政報告書および財政分析資料を提出しておりますので、併せてご覧をいただきたいと思います。

なお、私からは決算のごく大綱を申し上げ、後ほど会計管理者、また企業会計につきましては所管課長から細部の説明をいたしますので、十分なるご審議をいただき認定をいただきますようお願い申し上げます。

さて、昨年のは前半は景気が低迷期を脱して回復基調へと進み、歩みが見られましたが、8月以降表面化したサブプライム問題を発端とした全世界的な景気後退のあおりを受けて、後半は消費、所得の伸び悩み、原油価格の高騰による関連商品の物価上昇など、景気の回復にブレーキのかかる経済状況でございました。国の歳出抑制政策に基づく地方財政計画の縮小とあいまって相変わらず地方自治体の財政は厳しい状況が続いております。平成19年度はこのような厳しい状況に変わりはありませんでしたが、住民との協働のまちづくり、子育て支援・若者定住の促進、新しい基盤整備や新規企業導入による地域振興、安心安全なまちづくり、継続事業の推進、といった五つの重点目標を掲げ、行財政改革と共に

積極的に推進をしております。昨年度の一般会計をはじめ特別会計を含めた全町全体の会計では、厳しい財政環境の中ではありませんでしたが、予算執行方針に基き概ね計画どおりの行財政運営を行うことができましたことは、これもひとえに町議会をはじめ町民の皆様のご理解とご協力の賜であると深く感謝を申し上げる次第でございます。

中期総合計画を基本に昨年に引き続き総人件費の削減や、行政経費の削減、補助金等の削減などを住民の皆さんと共に痛みを分かち合いながら予算執行を行ってまいりました結果、町全体の歳出決算規模、約 8,470,000,000 円余りとなり、平成18年度に比べて約 296,000,000 円余の減少となりました。これは一般会計及び公共下水道事業特別会計で 380,000,000 円余減少し、一方、国民健康保険特別会計、老人保健拠出金、共同事業拠出金等の増により 96,000,000 円余の増加をしたことによるものでございます。

自立をしたまちづくりを目指す過程において行財政改革の断行は必要不可欠であります。住民の皆さんの理解なくして改革は成し遂げられるものではございません。そのために行政の役割と地域との役割を明確にした上で、協働のまちづくり推進事業補助金の活用や、農地・水・環境保全向上対策事業を担う地区農村保全対策委員会の設置を各地区にお願いするなどして、自立に向けた取り組みを行ってまいりました。

行政内部におきましては、ふるさとづくり計画や集中改革プランに沿って一層の内部統制を行いながら、改革を強化してまいりました。その中においても人事評価制度の構築や、財政面では財政健全化計画を策定して実施をした地方債の繰上償還が新しい取り組みでございます。平成19年度はその軸足を「子育てと活力で未来に拓く生きいき予算」と位置付けた予算でありました。その筆頭となる施策であります子育て支援や若者の定住促進につきましては、子育てを総合的に支援する拠点として「こども室」「子育て支援センター」を設置して、一元的な支援体制を構築をしたところでございます。具体的な施策といたしましては乳幼児医療の支給対象年齢を小学校6年生まで拡大、保育料軽減策の更なる継続、子育て応援券の交付、放課後児童クラブの充実、情緒学級を飯島小学校に1クラス増設、七久保小学校に新設、特別支援教育支援員を配置し、子育て支援の強化などでございました。七久保小学校の外構整備工事、飯島小学校の歩道橋の修繕など、ハード事業と併せて子どもを取り巻く環境整備に力を入れてまいりました。

人口増若者定住促進対策の一環としては鳥居原地籍に公共賃貸住宅「グリーンリーフいいじま」を建設しましたが、おかげさまで入居希望者が多数となり、抽選で入居者を決定したところでございます。定住への足掛かりとなることを期待するものでございます。

次に、念願でありました国道153号伊南バイパスはいよいよ着工となりました。用地買収も予定どおり進捗をしており、早期開通に向けて期待が膨らんでまいります。また、バイパスへのアクセス道となる町道堂前線改良事業も予定どおり推進することが出来ました。道路整備と共に重要な交通基盤は身近な交通手段の確保でございます。7月から開始をいたしました地域循環バス試行運行では、試行から得られましたデータや利用者の皆様のご意見などを十分に反映し改善見直しを図りながら、新しい交通基盤としての位置づけをしてまいりたいと考えております。

安全安心のまちづくりに関しましては、防災行政無線の設備を一新をいたしました。これは固定局や移動局設備をデジタル化へと対応をしたもので、一層確実に安定した通信が保証できる環境が整いました。また、平行して導入をいたしました緊急地震速報などに即

応できる全国瞬時警報システムは今後防災行政無線と連動をさせて、機能を強化するよう現在調整中でございます。将来は同報系のシステムを更新して、全ての整備が完了となります。また、非常時の給水確保の観点から配水池の緊急遮断弁を設置したことも安心につなげるための施策でございます。

医療・介護関係におきましては被保険者の高齢化や新たな医療制度の発足など、医療費が増加することが予測されることから、保健予防や介護予防に努める事や、住民の皆さんが積極的に事業参加できるよう取り組んでまいりました。

生活基盤の整備につきましては公共下水道七久保処理場が完成を致したことによりまして、処理施設は全ての整備が完了し、一部環境工事を残すところとなりました。上水道給水の一層の安定化とともに下水道へのつなぎ込み普及に努力し経営の健全化を図ってまいり所存でございます。また特に水道事業会計につきましては長年の赤字体質からこのところの下水道の普及などによる有収水量の増加等によりましてようやくこれを脱却し、大幅黒字を計上することができましたが、今後とも安定給水、健全運営の基本に立って慎重に経営をしてまいり所存でございます。

また町税、国保税、上水道使用料など公共料金の収納状況につきましては、年々わずかながら収納率が低下していることから、収納対策の取り組みを更に強化し、公正公平な行政サービス提供のために取り組んでまいります。

次に当町の財政指標であります平成19年6月に新しく公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、平成19年度の決算から指標の公表を義務づけられました。この法律は財政状況を全国統一的なルールで数値化し、健全な財政運営を図るための指標としたものでありまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標から構成をされております。そしてこれらの比率が一定の基準を超えますと健全化あるいは再生のための計画策定や外部監査が義務づけられるという制度であります。

平成19年度における当町の指標は一般会計におけます実質赤字比率、すべての会計を連結した連結実質赤字比率とも黒字でございます。また実質公債費比率は昨年度よりわずかに上昇し17.0という数字で、町が将来負担すべき全ての負債が占める割合である将来負担率は105.7となりまして、基準値である350には至っておりませんが、いずれの指標も基準を下回っており、今のところ健全段階にあって特段の問題を呈しておりませんが、今後大型事業の推進に伴います負債の増加によりまして指標が大きくなることが予測されるために、財政運営は長期的かつ関係するすべての団体に対して注視分析をしながら慎重に行ってまいり所存でございます。

財力力の強さを表す財政力指数は若干であります改善をされました。経常収支比率は前年度より好転をしましたが、全体としてはまだ高い数値にあり、引き続き財政構造が硬直化している状況に変わりはありません。これは公債費、物件費、補助費、扶助費等の一般財源に対する負担が増えたことにもよります。今後更なる経常経費の削減と一般財源の安定確保が重要であるというふうと考えております。

収入の柱であります税収は本格的な税源移譲によって増額が期待できる要素となった一方で、予測困難な景気動向により安定的な税収確保が難しい状況にもなっております。さらにもう一つの収入の柱である交付税も国策によって減少傾向になるなど、不安要素も加

わって通常の行政サービスを行う財源保障さえ厳しい状況になっているだけに、減収や変動に耐えうるだけの内部留保財源は必要不可欠で重要な意義を持つものがございます。このような実情を重要視して財政調整基金、減債基金などへの積み立てを強化をいたしました。

以上平成19年度の各会計決算について概要を申し上げます。各決算の報告にも述べてまいりましたが、厳しい財政事情の中で住民の要望に応えるまちづくりを住民とともに進めてまいりたいと考えております。今後とも議員各位に一層のご協力をお願い申し上げます。よろしくご審議の上、認定をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。平成19年度の各会計の決算の提案説明といたします。よろしくお願いいたします。

議 長  
会計管理者

豊口会計管理者。

ただ今一括提案されました平成19年度会計決算案件のうち、水道事業会計を除く6会計につきまして会計事務を掌握する立場からご説明を申し上げます。なお後日特別委員会で審査をいただくことになっておりますので、私からはごく概要についてお手元の決算書、行政報告書および行政報告書別冊資料をもって説明を申し上げます。なお決算数字につきましては万円単位までとさせていただきます。多少時間がかかると思いますがよろしくお願いいたします。

19年度各会計の決算額につきましては決算書の表紙をおめくりいただきたいと思えます。会計別決算総括表のとおりでございます。一般会計及び5つの特別会計の決算総額は、歳入8,342,420,000円、歳出総額8,032,510,000円であり、前年度決算より約3%減の歳出決算となりました。また6会計の次年度の繰越金総額は約309,910,000円でございます。

それでは各会計別に説明を申し上げます。決算書の1ページから5ページより説明を申し上げます。第5号議案平成19年度一般会計歳入歳出決算でございます。歳入総額4,432,089,485円、歳出総額4,295,728,777円、差し引き残高136,360,708円でございます。対前年度比で歳入では291,640,000円6.1%の減、歳出では246,780,000万円5.4%の減でございます。

最初に歳入をご覧いただきたいと思えます。1款の町税でございます。収入額は1,408,400,000円、前年度比で279,100,000円、率で24.7%増の増収となりました。歳入項目中町税の構成比は31.8%であります。個人住民税につきましては税源移譲に伴う税制改正による増、法人町民税につきましては景気の好転と過年度分の修正申告がありましたので増収となっております。また固定資産税は3.2%、軽自動車税は2.8%といずれも増収となりました。たばこ税につきましては2.4%の減収となりました。一方、町税の収入未済額でございますが59,230,000円でございます。前年度より16,050,000円増加しております。収入率は町税全体で95.9%、前年度より0.2ポイント低下いたしました。また納税者が所在不明等で徴収困難と判断されるものにきまして1,500,000円の不納欠損処理を行っております。

次に2款の地方譲与税でございます。収入額は105,470,000円となりまして前年度比88,050,000円の減となります。率では45.5%の減収となりました。これにつきましては税源移譲分として暫定的に処置をされておりました所得贈与税がなくなったことによるものがございます。

次に3款から13款までの各種交付金でございます。利子割交付金、配当割交付金が増

となったものの、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金及び地方特例交付金が減となりました。交付金全体では22,700,000円の減収となりました。

12款地方交付税でございます。町の歳入項目中第1位の32.5%を占めております。収入総額で1,439,460,000円であります。前年度より46,960,000円の減収となりました。また地方交付税の減収を補填する臨時財政対策債も減少しまして、合計額では前年に比べて63,960,000円の減収となっております。

14款分担金及び負担金の収入額でございます。67,330,000円であります。全体では6,550,000円の減収となりました。なお負担金について保育園運営費及び養護老人ホーム入所者負担金に450,000円の収入未済が発生しております。

15款使用料及び手数料の41,090,000円になっております。全体では430,000円の増額となっております。なお住宅使用料において420,000円の収入未済が発生しております。

16款国庫支出金、17款県支出金でございます。国庫支出金及び県支出金の収入額は合わせまして497,110,000円であり、主に総務費、民生費、農林水産業費、土木費、教育費等の国庫支出金であります。

18款財産収入でございます。財産運用収入と財産売り払い収入の収入額は17,210,000円であります。なお財産売り払い収入においては130,000円の収入未済が発生しております。

次に20款繰入金でございます。財政調整基金、公共施設等整備基金より40,510,000円の繰り入れを行っております。

22款諸収入でございます。収入額は156,690,000円であり、前年度より1,360,000円減少しております。

次に23款町債でございます。総額では305,400,000円の借り入れを行いました。まちづくり交付事業、防災施設整備事業、町道整備事業等の借り入れでございます。前年度に比べて520,700,000円減少しております。以上が歳入の主な内容でございます。総額で4,432,080,000円でございます。

次に決算書の4～5ページをご覧いただきたいと思えます。歳出決算について申し上げます。

先ず1款議会費であります。支出総額が約46,940,000円で前年度より2.9%、1,850,000円の増となっております。

2款総務費でございます。支出総額は810,400,000円であり、前年度対比18.6%、126,820,000円の増であります。主な事業につきましては総務管理費ではデジタル防災無線等の整備、赤坂グリーンヒル地域交流センター建設や循環バスの試行などによるものであります。徴税費につきましては家屋台帳の整備、評価替えに伴います土地の鑑定評価委託料などによるものが増額分の要因であります。

次に3款民生費でございます。支出総額は914,510,000円であり、前年度より246,630,000円、前年度比21.2%の支出減となっております。東部保育園の建設が終了し減となったものがございます。また原油価格高騰に伴う緊急対策として福祉灯油券の交付事業を実施しております。民生費は一般会計の歳出決算中最も大きく21.3%を占めております。障害者、高齢者、児童の各福祉サービスに要した支出は民生費の柱であり、

障害者支援、福祉医療、福祉金、児童手当等々の扶助費の支出総額は 213,670,000 円でございます。また社会福祉協議会等への福祉事業委託金や上伊那福祉協会、伊南福祉会、新たに長野県後期高齢者医療広域連合設立運営事業等に対する負担金を支出しております。国民健康保険、老人保健、介護保険の各特別会計の繰出金が大きな支出項目となっております。

4 款の衛生費でございます。支出総額 290,280,000 円でございます。前年度より 12,810,000 円、4.6%の増加であります。水道事業会計への出資金などの増により増額となっております。また保健衛生費からの支出は 187,330,000 円であり、そのうち約 36%の 68,060,000 円が昭和伊南総合病院への負担金でありました。環境衛生費ですが温暖化対策、地球にやさしい快適環境のまちづくりのため地域新エネルギービジョンの策定を行っております。清掃費のうち塵芥処理費は 58,890,000 円であり前年度より 3,000,000 円減少しております。

6 款農林水産業費でございます。支出総額 345,180,000 円であり、農業振興費、農地費、農道費、農業構造改善事業などを実施いたしました。平成 18 年度に県営農免農道整備事業が完成しましたことから、前年度に比べて 36,550,000 円の減となっております。農業振興費では 51,160,000 円によりまして、農林業の基盤整備を行うため経営基盤の強化、農地流動化の推進、都市交流事業などを積極的に実施し、飯島町の農業、農村のアピールと振興を行っております。また中山間地域等直接支払い制度や農地・水・環境保全向上対策事業による農地の保全や、新しい事業への挑戦として 1,000ヘクタール自然共生農場作りなどの取り組みを行ってまいりました。その他、地籍調査事業や農業集落排水事業など農村環境整備を進めました。林業費につきましては 24,940,000 円によりマツクイムシ防除事業や林道整備事業を行いました。

7 款の商工費でございます。支出総額は 156,540,000 円であります。前年度より 292,900,000 円の減となりました。企業誘致に対しての地域総合整備資金貸付金が無くなったことにより大幅減になったものでございます。また商工業の振興策として 80,000,000 円を金融機関に預託することにより、商工業者への融資を行う預託制度も引き続き実施しております。

8 款土木費でございます。支出総額 367,220,000 円であります。前年度より 92,330,000 円の増となりました。有利な地方債を活用した事業に取り組み、地方特定道路整備事業により堂前線の建設改良を引き続き実施しております。これらの道路改良事業に総額で 95,840,000 円を支出しております。一方、国県道関係事業では道路関係で国道 153 号伊南バイパス、主要地方道伊那生田飯田線、河川関係では与田切、中田切の砂防事業など交通網の整備と災害から郷土を守る事業の推進を図っておる。また公共水道事業特別会計へ 49,960,000 円の繰り出しを行い、快適な住環境整備の推進を行いました。

9 款消防費でございます。支出総額は 170,770,000 円で昨年度より 12,140,000 円の増加となりました。常備消防にかかる支出は伊南行政組合負担金として 127,820,000 円を支出しております。

10 款教育費でございます。支出総額 344,250,000 円であります。前年度より 70,860,000 円の減となりました。平成 19 年度にこども室を設置いたしまして、子どもに対する総合的な支援を行っております。小学校費では七久保小学校施設整備事業の事業費

が減少したことにより 84,210,000 円の減額となっております。社会教育費では 103,990,000 円によりまして男女共同参画、青少年育成、公民館、図書館、文化館や歴史文化など町民の様々な要望に応えながら各種事業を行ってまいりました。

11 款災害復旧費でございます。支出総額 53,280,000 円で、7 月 15 日に発生しました台風 4 号による農業施設及び林業施設の災害復旧事業に対する支出でございます。なお、林業災害復旧事業のうち 9,900,000 円が明許繰越となっております。これの財源内訳につきましては、県支出金が 8,650,000 円、一般財源 1,250,000 円となっております。

公債費でございますが、支出総額 748,160,000 であります。前年度より 125,000,000 円、20.5%増加しております。

13 款諸支出金であります。主な内容につきましては土地開発公社へ繰越欠損金の補てんとして 30,000,000 円支出したものでございます。

以上が一般会計の目的別歳出の状況でございます。総額で 4,295,720,000 円となっております。

次に行政報告書の関係で 18、19 ページの 6 表、7 表をご覧くださいと思います。性質別決算の状況でございます。表をご覧くださいと思いますが、当町の性質別決算額の構成比中、1 位は人件費で 23.9%、2 位は公債費で 17.4%、以下補助費等、繰出し金、出資金、普通建設事業などの順となっております。また、年度別の推移をご覧くださいますと、公債費が前年対比の 20.2%の増額となっております。また歳出規模の縮小に伴い普通建設事業が前年に比べ減少いたしました。公債費が伸びた影響で積立金、繰出し金、出資金が減少しております。次に実質収支に関する事項でございます。決算書 93 ページと行政報告書 13 ページにもありますので、行政報告書の 13 ページの方をご覧くださいと思いますが、決算収支の状況でございます。歳入総額 4,432,089,000 円、歳出総額 4,295,729,000 円、歳入歳出差し引き額 136,360,000 円であります。翌年度へ繰り越すべき財源としての 1,253,000 円を差し引きました 135,107,000 円が実質収支額となります。また前年度からの繰越金を除きました歳入歳出の差額と財政調整基金等の積立金の増減額から算定されます実質単年度収支では、109,834,000 円の黒字となりました。このことは税収の伸びがあったことと歳出を極力切り詰めた結果となっております。

次に再度決算書の 94 ページをご覧くださいと思います。財産に関する調書でございます。当年度中変更力所のみを申し上げます。まず 1 の公有財産関係で土地関係でございますが、田切・本郷保育所跡地を用途替えを行い、本郷保育園跡地は売却をした結果 547㎡の減少となっております。また建物関係では赤坂グリーンヒル集会施設、町営住宅のグリーンリーフ分が増加となっております。減少分については田切、本郷の保育園の減少分であります。延べ面積合計で 399 平方メートルの増となっております。

次に 5 の出資による権利関係でございますが、飯島町土地開発公社出資金運用財産分が戻し入れとなりまして 500,000 円減少しております。また上水道事業への出資債が 18,500,000 円増加しております。96 ページから 100 ページをご覧くださいと思いますが、2 の物品から債権につきましてはですが増減はございませんでした。

次に 4 基金関係でございます。期間中の積み立て状況は財政調整基金や減債基金などへ積み立てが 91,660,000 円が増加をいたしております。基金保有総額は 1,410,560,000 円となりました。基金ごとの変動内容は表のとおりでございますのでご覧いただきたいと思

います。

次に103ページをご覧くださいと思います。起債の現在高表でございます。19年度中の借入れ状況は防災無線デジタル化事業、地方特定道路整備事業、臨時財政対策債など6件でございます。305,400,000円の借入れを行っております。また106,340,000円の繰り上げ償還を行っております。この結果、残高は前年より318,540,000円減少しまして、6,234,030,000円となっております。

次に再度行政報告書の方をご覧くださいと思いますが、20ページの8表をご覧くださいと思います。経常収支比率の推移でございます。これにつきましては財政構造の弾力化を判断する指標でありまして、昨年の86.6から当年度86.2と0.4ポイント下がっております。分子となります経常経費への一般財源が増加をしまして、分母となる町税では増加したものの地方譲与税、臨時財政対策債等の減少により指数が下がったものでございます。

次に21ページの9表をご覧くださいと思います。財政力指数でございます。市町村の財政力を示す数値で1に近いほど良いとされております。昨年の0.44から0.45と若干の改善がありますが、ここ数年間ほとんど変わっておりません。

次に22ページの第10表をご覧くださいと思います。公債費比率でございます。昨年の17.4から16.8と0.6ポイント下降維持しております。

以上一般会計の歳入歳出決算及び財政状況について申し上げます。

続きまして特別会計の報告を申し上げます。最初に決算書の国民健康保険特別会計決算書1～3ページをご覧くださいと思います。第6号議案平成19年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について報告を申し上げます。歳入総額936,445,864円、歳出支出893,412,331円、差し引き残高43,033,533円を次年度に繰越いたしました。前年度に比べまして63,970,000円、歳出で96,060,000円の増となっております。町民の方の国民健康保険の加入率は総世帯数の54.4%、全町民の36.5%であります。前年度比で世帯加入率、それから被保険者の加入人数はわずかに減少をしております。国保税についてでございますが平成19年度に税率の見直しを行っております。290,770,000円でありまして前年に比べまして32,860,000円増加しております。収入未済額につきましては26,170,000円であります。徴収率につきましては前年度と同じ91.7%となっております。また滞納繰越分の内290,000円を不能欠損処理しております。歳出の方ですが介護納付金が減額となりましたが保険給付費、老人保健拠出金及び保険財政共同安定化事業などの拠出金等が増加しましたので、総額では前年度より96,060,000円増加いたしました。

次に老人保健医療特別会計決算書1～2ページをご覧くださいと思います。第7号議案平成19年度老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてご報告申し上げます。この会計につきましては年度ごとに収支を清算いたしますので、決算額は収入総額、歳出総額共に増額の1,020,399,364円となっております。前年対比5,860,000円増加いたしました。保健医療の対象者ですが平均で1,695人です。対象者は減少しておりますが医療諸費は昨年に比べまして7,000,000円増加しております。なお平成20年4月診療分より後期高齢者医療特別会計に移行しておりますが、月遅れの請求分また過誤請求分等の支払いのために平成22年までこの老人保健医療特別会計は継続をされます。

次に介護保険特別会計決算書1～2ページをご覧くださいと思います。8号議案平成19年度介護保険特別会計歳入歳出決算について報告申し上げます。歳入総額775,174,942円、歳出総額735,557,756円で差し引き残高39,617,186円です。介護保険料は136,070,000円、前年に比べまして3,490,000円の増加となりました。保険料徴収関係で660,000円の収入未済となっております。介護保険の65歳以上の第1号被保険者は19年3月末現在で1,963世帯、2,955人と前年同期と比べまして59人増加しております。保険給付費につきましては673,940,000円で前年度より21,330,000円増加しております。また介護給付費準備基金の積み立て状況につきましては年度末で19,300,000円となっております。

次に公共下水道事業特別会計決算書1～2ページをご覧くださいと思います。第9号議案平成19年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご報告申し上げます。歳入総額は947,523,206円、歳出総額は869,145,689円差し、差し引き残高78,377,517円が次年度の繰越額であります。七久保処理区の処理場建設、環境工事等を行ってまいりましたが、歳入で167,520,000円、歳出で141,150,000円が減少いたします。収入関係では加入分担金の5,060,000円、下水道使用料の370,000円が収入未済となっております。歳出では公共下水道事業で委託料、工事請負費が152,630,000円減となっております。公債費が11,480,000円増加しております。10ページをご覧くださいと思いますが、財産に関する事項でございますが、七久保浄化センターが完成し建物の254㎡が増となっております。12ページの方をご覧くださいと思います。当年度の起債借入額でございますが424,200,000円です。年度末残高では4,399,330,000円となっております。

次に農業集落排水事業特別会計決算書1～2ページをご覧くださいと思います。第10号議案平成19年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご報告申し上げます。歳入総額230,795,395円、歳出総額218,270,667円、差引残高12,524,728円が次年度繰越額であります。加入金等徴収関係で加入分担金780,000円、また使用料の220,000円が収入未済となっております。歳出の内容でございますが施設の維持管理が主体となっております。使用料収入29,760,000円に対し管理支出は37,130,000円となっております。維持管理の効率化と繋ぎ込みの促進を推進していく必要があらうかと思っております。次に公債費ですが159,000,000円で全体支出の72%を占めております。9ページ以降をご覧くださいと思いますが、財産に関する事項では当年度中の変動はございません。また当年度の起債の借入額でございますが50,600,000円です。年度末残高で2,554,760,000円となっております。なお公共下水道を含めた公債費の合計額は360,610,000円です。これは年々増加しております。以上をもって各特別会計の決算報告といたします。なお全会計に共通する事項としまして通常の支払い資金を確保するために一時借入金に代えまして、財政調整基金より600,000,000円を繰り替えて運用しております。

次に町長の提案説明でも触れましたが、地方公共団体財政健全化法により平成19年度決算から公表することになりました新4指標につきましては、重複いたしますが行政報告書別冊資料の11ページの方をご覧くださいと思います。先ず一般会計に占める赤字の割合でございます。実質赤字比率それから水道事業会計などを含む全会計に占める赤字の

割合、連結実質赤字比率につきましては、先程申しましたように黒字となっておりますので数字が載っておりません。また公営企業の元利償還金の内、一般会計からの繰入金や一部事務組合等の地方債元利償還金等を一定の算式に基づいて起債制限比率の分子に加えまして算定し、3年間の平均を出しました実質公債費比率でございますが、昨年の16.7から17.0へと0.3ポイント上昇しております。起債借り入れに関し制約を受けることとなる指数18に近づいておりますが、早期健全化基準の指数である25は下回っております。次に将来に渡る実質負債の割合であります将来負担比率でございますが105.7となっております。基準の350は下回っております。今後特別会計への繰り出し金の増加や一部事務組合の負担金が増加傾向にあるので、ここら辺については慎重な財政運営が必要かと思われます。

以上一般会計及び特別会計につきまして歳入歳出決算並びに財政状況の報告とさせていただきます。細部事項につきましては決算特別委員会におきまして各担当からご説明申し上げますので、よろしくご審議賜り、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

議長 松下建設水道課長

建設水道課長 それでは第11号議案平成19年度水道事業会計決算につきましてご説明させていただきます。なお特別委員会におきまして審査をいただくことになっておりますので、概要につきまして説明させていただきますのでお願いをいたします。水道会計につきましては、おかげ様をもちまして引き続き大きな災害もなく安定給水ができました。業務面につきましては給水件数が前年度より44件増加いたしました。3,615件となりました。年間給水量は1,031,329 m<sup>3</sup>でございます。前年度比101.9%と前年度を上回り、給水件数に比例しまして使用水量も増加の状況にあります。

決算書1ページから4ページをお願いをしたいと思います。損益計算書、税抜きの3ページをお願いをいたします。損益収益の営業収益、営業外収益の収入総額では給水量の増加による給水収益の増収により前年比2.2%増の216,796,000円となりました。一方営業費用、営業外費用、特別損失の支出総額では195,384,000円と前年比4.5%増となりましたが、21,412,000円の純利益を生むことができました。このことによりまして前年度の繰越欠損金を含め未処理欠損金として1,628,000円を19年度に繰越をしてきましたが、未処理欠損金の解消に向け経営努力の結果、平成15年度より続いてきました未処理欠損金が19年度をもって19,784,000円の未処理利益剰余金を繰り越すことができました。

2ページをお願いをいたします。資本的収支につきましては収入総額は建設改良事業のため一般会計からの繰入金、企業借入金、下水道事業等に伴う補償費を含め163,223,000円に対して、支出総額は241,770,000円でございます。これによる資本的収支の不足額74,030,000円は損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

4ページをお願いをいたします。貸借対照表でございますが19年度末における飯島町水道事業の財政状態を資産、負債、資本の額により表したものでございます。資産合計3,668,175,184円でございます。一方、負債・資本合計も増額で運用しております。主な事業といたしまして、公共下水道事業及び道路改良事業に伴う配水管の布設替工事、また水道事業単独改良工事を行い、老朽管、石綿管の更新を引き続き行ってきました。本年度の配水管の布設替延長は3,327メートルでございます。また防災安全対策として千人

塚配水池に緊急遮断弁の設置工事、また日曾利地区に漏水施設の整備を行い、また各耕地の要望によりまして消火栓の設置を行ってきたところでございます。以上で水道事業会計の決算の概要といたします。よろしくをお願いをいたします。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻を10時55分といたします。休憩。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。監査委員の決算審査報告を求めます。

林 代表監査委員。

林代表監査委員 それでは平成19年度決算審査についてのご報告を申し上げます。お手元の資料を繰りながらお願いしたいと思います。まず1ページをお願いしたいと思います。平成19年度飯島町一般会計、特別会計の決算及び各基金の運用状況審査意見書についてご報告を申し上げます。只今各決算の提案理由等説明がございました。重複をしないように特徴あるところに絞ってご報告を申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

第1として審査の概要でございます。1つ、審査の実施期間、平成20年7月31日から平成20年8月の11日まで、野村監査委員と林、それに折山局長立ち会いの上で実施をしております。2つとして実施の場所でございます。飯島町役場委員会室2で行いました。3として審査の対象でございます。平成19年度飯島町一般会計歳入歳出決算、同じく飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同じく飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算、同じく飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算、同じく飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、以上6会計につきまして審査の方法でございます。審査に当りましては前年度定期監査、前年度決算審査及び例月出納検査の結果を踏まえまして、1年間の決算を正確性、合規性の観点を中心に審査をしたところでございます。審査の方法は決算書及びあらかじめ求めた関係資料及び実績報告書により、関係課担当職員の説明を聴取し、担当者対面審査を重点として行いました。新規の現場審査が必要な事業はありませんでした。なお当町では行政評価を意識し、予算書、決算書、行政報告書を事業コードで関連付け、それぞれを施策の目標、投資額、実績並びに事業効果資料と位置付けております。特に報告に付した意見は監査委員が行った行政評価を議会報告を通して納税者である住民に公表する意義を認識しながら行いました。

第2といたしまして、審査の結果でございます。町長から提出された平成19年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して調整されております。決算係数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合審査した結果、いずれも符合しており正確であると認めました。財産に関する調書では公有財産、物品及び基金について各台帳との照合、預金通帳、有価証券との照合を審査した結果、係数はいずれも正確であり適切に保管処理されていることを認めました。

第3として決算の状況でございます。決算規模、一般会計、各特別会計6会計の規模は

次の表のとおりでございます。差し引き額は黒字になってございます。一般会計の決算収支でございますが、平成19年度歳入歳出とも減少をしております。表の一番下、実質単年度収支、当年度100,000,000円余の黒字でございました。3ページの財政構造の数値つきまはしては先程も説明がございましたので、御覧をいただきたいと思っております。4ページの予算の執行状況でございます。この中で収入の未済額ですね、これも先程も説明ございました。全会計では97,576,000円の未収金に大幅に当年度増えています。不能欠損額は1,500,000円でございます。5ページへ参りまして町税は大幅増税でございました。この中には法人町民税は予定納税をしますもので、そういったものも含まれております。地方譲与税は大幅減でございました。6ページへ参りまして、交付金、交付税いずれも減少しております。国庫支出金、県支出金、財産収入は増額となっております。7ページへ参りまして、下の欄でございます。臨時財政対策債は158,000,000円でありました。17,000,000円の減でありまして年々減少となっております。財源の確保の厳しい要因の一つになっておるわけでございます。

それから11ページをお願いしたいと思います。文書情報係、町の広報活動は非常に活発でございます。コンクールの受賞が数多くあったわけでございます。12ページの下の欄です。落札率、単純平均で設計価格に対して91.1%でございました。14ページ、先ほども申し上げるように、滞納額ですね、これが97,576,000円となっております。この中で国保税が26,000,000円余の滞納額、またこの中で外国人の未収が23,700,000円と増えてきております。外国人が多いというそういう関係もございましてけれども、その中でなお帰国しなかった人に対する未納金3,170,000円が含まれております。どう収納率を上げていくのかこれからの課題でございます。

15ページ、保健医療についてでございます。町のですね予防医療への取り組みがしっかりなされております。各種のスクリーニングへの受診率を上げることが今後の課題ということでございます。18ページへ参りまして企業誘致でございます。優良企業三甲株式会社の企業進出が確定ということでございます。23ページに飛びまして、諸支出金の内容でございますが土地開発公社への補助金は前年度同額30,000,000円支出してございます。

続いて特別会計へまいります。3の国民健康保険特別会計でございます。真ん中の表の一般会計からの繰入金、当年度は51,700,000円でございます。続いて4の26ページ、老人保健医療特別会計、下の表の一般会計繰入金、87,882,000円でございます。28ページ5、介護保険特別会計でございます。29ページへまいりまして一般会計の繰入金をご覧をいただきたいと思っております。真ん中の表でございます。120,375,000円でございます。6の公共下水道事業特別会計、31ページでございます。これの真ん中の表、一般会計からの繰入金を見ていただきます。49,964,000円でございます。一番下の未収未済額の合計5,436,000円でございます。33ページの7、農業集落排水事業特別会計、真ん中の表の一般会計からの繰入金、130,251,000円でございます。繰入金の合計が440,000,000円余ということでございまして、傾向は一般会計からの繰入金は増える傾向にございます。一番下の受益者分担金、下水道使用料の収入未済額、未納金は合計で1,000,000円余でございます。

35ページをお願いしたいと思います。第4として審査意見の総括を申し上げたいと思

います。1つとして町政を取り巻く環境について、平成19年度は「こども室」の新設をもってふるさとづくり計画に基づく行政組織機構改革が終結し、新行政組織機構がスタートした年でございます。また11月30日から2期目のスタートとなった高坂町長、12月13日に就任をなさった箕浦副町長、4月1日に就任をなさった山田教育長と飯島町を未来へ導く理事者についても新たな体制となったわけでございます。各地区においては自立のまちづくりの「共助・公助」を進める地域の核として、地域づくり委員会が全地区に設立されております。ハード面では交通体系のみならず町の都市整備や産業立地の未来に大きな影響を及ぼす国道153号線伊南バイパス飯島工区の起工式が5月20日に挙行されております。一方、国で進めできた三位一体の改革は、補助金、交付税の削減縮小、所得税から住民税への税源移譲がおおむね完了をしまして、地方自治体は厳しい財政運営に直面することになった年でもございます。同時に地方分権一括法の施行に伴う議会や監査委員の権能や機能強化については具体的な形で実施に踏みだした年でもありました。監査委員制度についていえば第29次地方制度調査会の専門小委員会でのこのことについての検討がなされているもようでございます。

2つ目として行財政運営の評価でございます。1つ、行政運営についてでございますが、職員の削減が進み、多様な分野で地方分権の推進とともに多岐にわたり専門性が求められる中、複雑な行政運営を計画に沿って着実に実施したことを確認いたしました。監査を通じて19年度において特筆すべき事項は、こども室の設置、地域子育て支援センターの設置、外国籍住民の多い町として日本語指導教室講師を設置、情緒障がい児学級を七久保小学校で新設し、飯島小学校へ増設、飯島東部保育園のスタート、田切・本郷地区の園児送迎バスの運行開始、七久保地区住民協働により地区子ども広場開設、小中学校耐震大規模改修及び飯島小学校の歩道橋改修工事の完成、児童手当支給額の拡大、福祉医療費支給対象を小学6年まで拡大するなど、組織を超えて連携し、ソフト・ハード両面から教育環境整備並びに子育て支援のまちづくりを進めた年でもございました。限られた財源をこれら少子化対策に投じてきた行政姿勢を評価し、さらなる協働を進めることで、少子化に歯止めがかかることを期待をしております。

企業誘致についてでございます。今後の誘致構想を具体的な計画段階まで進めて一部実現へ踏み込んだ年でありました。目に見える成果を挙げております。福祉灯油券の発行および産業進行としての原油高騰対策事業を早期に実施し、住民生活の安定に寄与しております。特定公共賃貸住宅を建設し、Iターンによる若者定住促進を進めております。自然環境の保全及び生活環境改善のために下水道関連施設の建設を円滑に進めております。後期高齢者医療制度の導入、県森林税の導入、ふるさと納税制度の導入など国県の新たな制度政策に対しシステムの構築及び住民周知など受け入れ態勢を整えてきております。

2として、財政運営についてでございます。平成19年度一般会計における実質単年度収支は110,000,000円弱の黒字でございました。この結果、前年対比で黒字額は15,000,000円増でございます。主な要因は町民税の増収で、総額1,410,000,000円弱であり、前年度比較で約280,000,000円の増収となっております。一方で、交付税及び臨時財政対策債の合計額は約1,600,000,000円弱で、前年比比較では64,000,000円の減収となっております。上記の差額約210,000,000円の一部を財源といたしまして、財政調整基金へ74,000,000円、減債基金へ20,000,000円、公共施設等整備基金へ25,000,000円を積

み立てて、更に財政健全化計画に基づき 106,000,000 円の地方債繰り上げ償還を行っております。この合計額はしめて 225,000,000 円でございます。このことは町の安定した財政運営を見据えての経営努力であると評価をいたします。

3として、検討改善すべき事項について申し上げます。以上、サブプライムローン、原油高、他にもいろいろな物資の値上がり等ございました。こういった外的な圧力によって景気回復に陰りが見え始めた平成19年度にあつて、堅実に実施した行政財政運営を評価をし、以下審査の過程で得た所見を記して、更なる改善・検討を期待するところでございます。1つとしてバランスシート、普通会計と全会計二通りできております。行政コスト計算書、町の財政状況資料が他にもございます。キャッシュフロー計算書等もあるわけでございます。今後の健全財政の指針とされたい訳でございます、特にプライマリーバランス、基礎的財政収支こういったものをですね、重視した財政運営に留意をいただきたいということでございます。当該年度の町税の増減は翌年度の交付税で精算措置されることから平成20年度は大幅な交付税の減額が予想されておるわけでございます、可能な限り早い時期に予算に反映して安定した財政運営に努めていただきたいということでございます。2つとして、別に行つた財政健全化判断比率の審査を通して一般財源の負担を有する会計については、全てを連結して財政健全化を検討することがこれからも重要であるということ認識を強くしたところでございます。町の財政だけが健全ではダメということでございます。健全化判断比率のうち連結実質赤字比率及び将来負担比率については、指標策定過程において十分な資料分析を行っていただきたいと思つています。3といたしまして、町税、上下水道料、保育料など公金の未収金が平成19年度は 97,576,000 円、大きく 90,000,000 円を大きく超えております。社会保障費国民負担の増額や減税措置の廃止などにより、今後さらに滞納額の増加が予想される中で、負担の公平性堅持の面からも収納対策が喫緊の課題でございます。対策を急いでいただきたいと思つてございます。併せて生活弱者に対応した配慮もいただきたいということでございます。

次にメンタルヘルスについてでございます。4、最近、心や健康を害し療養休暇に入る職員や早期に退職する職員が多いと思つてみております。ボランティア残業が恒常的に行われている職場も年々増加しておるようございまして、経験を積み、幅広い分野の知識を蓄積し、多様な町民の負託に応えられる職員管理に努めていただきたいということでございます。5として自立のまちづくりの端についた市町村合併検討時の議論について、住民、行政とも一過性のものとしないうに努めていただきたいということでありまして、行政がリーダーシップを発揮し、開かれた議論を継続することで、町民自らが選択した協働のまちづくりの責務を風化させないように努められたいということでございます。6として、広報広聴について限られた人員の中で誤りのない行政運営を行うためには、的確な住民ニーズの把握が重要でございます。町民の声を正しく判断して政策に反映をいただきたいということでございます。今後の町政運営は飯島町らしい住民協働のまちづくりに引き続き取り組まれることを期待をし、一般会計・特別会計6会計について審査の総括いたします。

ここでちょっといつものようにですね、この町全体のバランスシートについて民間の経営分析の比率をちょっと当てはめてみました。申し上げてみたいと思つています。

安全性の分析ということでですね、これはそぐわん部分もありますけれども、それでも

参考にはなると思つています。

流動比率が当年度184.1%、ちょっと下がつてきておりますね、これは資金繰りを示す指標でございます。それから固定比率、固定資産に占める自己資本の割合です。当年度が197.7%、これがちょっと増えてきております。まあ設備投資をどれだけ自己資本で賄つているかとことございまして。固定資産の賄いは自己資本で半額を、あとは借入金で賄つておる、自己資本と借入金半分ずつで固定資産が賄われておると、そういうことが読み取れるかと思つています。長期適合比率が出てきます。平成19年度は97.3%でございます。これ前年度と同額でございます。これはまあ100%を切つておつた方がいいということございまして、これが100%を超えておりますと長期的に見て財政は悪い方に向かう、破綻の方に向かう、そういう指標でございます。それから自己資本比率でございます。19年度は47.9%、若干これ自己資本が増えてまいりました。前年度は47.2%でございますので。これはまあ反対側に借入依存度がございますけれども、この反対が借入依存度でございます借入依存度は52%でございます。まあ半分以上借入でございます。依存体質と、こう、そういうことが読み取れるわけで、総資本のうちの半分以上が借入に依存をしておると、借入依存財源ということでございます。まあこういった指標もですね、健全化判断比率指標との関連で見えていく必要があるのかなつて思つてございます。これは参考でございます。

続いてまいります。水道事業会計。1ページをお願いしたいと思います。平成19年度飯島町一般会計、水道事業会計財政健全化及び経営健全化審査意見についてご報告を申し上げます。

第1として審査の対象でございます。失礼しました。これちょっと飛びましたので前に戻つていただいて水道事業会計をご覧いただきたいと思つています。

1ページ、平成19年度飯島町水道事業会計決算審査意見書についてご報告を申し上げます。審査の対象でございます。平成19年度飯島町水道事業会計決算でございます。2として審査の期間でございます。平成20年6月27日、1日間。3として、審査の方法でございます。地方公営企業法第30条第7項の規定に基づく決算書類及び同法施行令第23条の規定に基づく決算付属書類等につき、証書類その他の会計書類等と照合し、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則の趣旨に従つているか否か、内容について資料と説明を求めて審査いたしました。4として審査の結果でございます。審査に付された平成19年度飯島町水道事業会計の決算書類及び決算付属書類は、関係法令に準拠して作成されており係数も正確で、経営状況及び財政状況が適正に表示されているものと認めました。また予算の執行状況はおおむね所期の目的に従つて執行され、運営は公営企業本来の目的であります公共の福祉を増進することに配慮して行われているものと認めました。なお決算の概要はご覧をいただくとおりでございます。2ページから少し飛びまして、8ページをお願いしたいと思います。8ページ財政状態、貸借対照表からでございますが、この有形固定資産 3,242,000,000 円この内容の中でですね、土地以外のもの 3,228,000,000 円は償却資産ということでございまして、年々これ減価してきます。減価償却費当年度 78,900,000 円を計上しております。9ページ、未収金でございます。3,927,000 円の未収金を計上しております。10ページをお願いしたいと思います。負債・資本でございます。まん中ごろに借入資本金というのがございまして、これは企業債

でございます。1,846,900,000 円の借入予算がございまして、これが50.4%という構成比率になっております。合計 3,600,000,000 円がこれが総資本でございますので、総資本の中に占める借入割合は借入依存ということでございます。50%。借入依存は半分、借入依存をしておると。支払い利息を見ますと 48,770,000 円でございます。11ページへ参りまして、未払い金でございますがこれは消費税の未払い金でございます。消費税の課税業者でございまして、消費税の総額は年額で 4,448,000 円でございます。中間で予定納税をしております。2,199,000 円の予定納税を引いて決算期末の未払い金が 2,249,000 円の消費税の未払い金でございます。

12ページへ参ります。総括といたしまして、1つとして経営状況についてでございます。総収益は 216,000,000 円前年度に比べて 4,670,000 円の増加でございます。ちょっと飛びましてですね、その結果へ参りましてその結果、事業収益で 21,412,000 円の純利益を生じておりまして、当年度未処理利益剰余金は、前年度未処理欠損金 1,628,000 円を差し引きまして 19,785,000 円となっております。未処理利益剰余金について、減債基金として 5,000,000 円を積み立てた結果、差し引きをいたしまして 14,785,000 円が翌年度繰越利益剰余金となっております。また損益に関する総収支比率は 111.1%、経常収支比率は 111.1%でございます。ちょっと飛びます。供給単価及び給水原価の結果というところへ参りまして、16円68銭の黒字となっております。施設整備の状況でございます。下水道事業関連工事として上水道配水管敷設替え工事及び水道仮設管敷設工事が 20件ございました。96,000,000 円余でございます。道路改良負担金関連事業工事は消火栓の新設工事等 7件ございまして、7,680,000 円でございます。上水道単独事業工事としては 7件、66,600,000 円でありまして、主な事業としては日曾利ろ過装置の工事、千人塚配水池緊急遮断弁設置工事がございます。総計 34件、総額 170,490,000 円でございます。これらに対して財源内訳はご覧をいただくとおりでございます。ちょっと飛びます。年間給水量は前年度に比べて 19,397 立方メートル、1.9%の増加でございます。一方、有収率は前年度に比べ 4.4ポイント減少し 57.1%となっております。

2として、今後検討をすべき事項についてでございます。以上のような事業内容であり、平成 19年度の決算は多年にわたる累積赤字の体質を脱却し、過去最高額となる当期末処理剰余金が発生したことは、町を挙げて経営改善努力を続けてきた結果でございます。評価すると同時に今後の経営に対し次の点について検討されることを期待し意見の総括といたします。

1つとして給水量の長期的展望についてでございます。平成 19年度の国内の経済状況は、大手企業を中心に回復の兆しが見え、地方においても法人税、法人の町民税ですね、増収などから経済活動の活発化が感じられたものの、サブプライムローン問題、原油高など景気の先行きの不透明感が増してきた年でございます。当町においては近年事業用の給水量が大幅に増加してきました。また下水道の普及に相乗した生活給水量が安定して伸びてきております。一方、給水人口は平成 12年をピークに年々減少を重ねて平成 19年度末までに 800人弱の大幅な減少となっております。今後は企業活動の停滞による工場使用量の減少、及び給水人口の減少に伴う生活使用量の減少などが予想されることから、給水量の長期的な推移を見極めることが運営上重要と思われれます。2つ目として、町の人口増対策に対応した配水管路敷設計画についてでございますが、町では人口対策を主要な

政策のフレームとしているわけございまして、上水道は町民の生活基盤の根幹ともいえる役割を担っており、水道配水管路の先行的な敷設により、町の土地利用計画に即した宅地開発を誘導することが期待できるわけでございます。また給水人口の増加は水道事業の安定経営の視点からも重要でございまして、先行投資的な配水管路の敷設について検討をいただきたいということでございます。3つ目として、老朽石綿管の更新についてでございます。下水道関連事業などにより年々老朽石綿管の更新がなされ、残すところ約 18キロメートルとなっております。下水道管路工事の終了とともに、今後これらの事業は単独事業として財源確保に苦慮することが予想されておるわけございまして、安定給水並びに有収率の向上に向け、長期の展望に立った計画的な設備更新に努めていただきたいということでございます。4つ目といたしまして、飯島町上水道施設整備基本計画についてでございますが、平成 5年に策定された本計画の目標年度は平成 20年度でございます。上記の事項を踏まえて目標達成に関する検証と次期長期計画の策定について検討をされたいということでございます。引き続き町民に低廉で安全、かつ、おいしい水を安定して供給されることを期待して審査の総括といたします。

続いて新しい取り組みということで、平成 19年度のですね、健全化についての審査を行っておりますので、その資料をお開きをいただきたいと思います。先ず 1ページでございます。平成 19年度飯島町一般会計水道会計財政健全化及び経営健全化審査意見書についてでございます。第 1、審査の対象でございます。平成 19年度飯島町一般会計健全化判断比率、平成 19年度飯島町水道事業会計資金不足比率、これにつきまして第 2、審査の期間でございます。平成 20年 8月 19日、1日間をかけて行っております。第 3といたしまして、審査の場所は飯島町監査委員室でございました。第 4として審査の方法でございます。審査にあたっては各会計の健全化判断比率及び経営健全化判断比率が関係法令に準拠して作成されているかを確認し、係数が正確であるかについて、証書類及び関係諸帳簿と照合するとともに、財政担当者の説明を聴取して審査を行ったところでございます。第 5として審査の結果でございます。審査に付された会計の健全化判断比率及び経営健全化判断比率を示す書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、その係数は関係諸帳簿と符合して正確であると認められました。2ページへ参りまして、平成 19年度一般会計の財政健全化審査意見書でございます。1つとして審査の概要でございます。この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施をしたところでございまして、審査の結果については総合意見として、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも正確に作成されているものと認められました。

健全化判断比率でございます。上から実質赤字比率、これは黒字でございましたのでここに表示はありません。連結実質赤字比率、これも同じくでございます。実質公債費比率 17%ございました。先程からもこのとこの解説はございました。まあ 18%を超えない方がいいということでございます。将来負担比率、これは年収に対する借金の割合でございます。105.7%でございます。年収の 1.05倍の借金があるという意味を示してございます。2として個別意見でございます。実質赤字比率について平成 19年度の一般会計の実質収支額は 135,107,000 円となっております。実質赤字の標準財政規模 3,050,060,000 円に対する実質赤字比率はマイナス 4.42%、赤字比率がマイナスとい

うことはこれはプラスという意味でございます。黒字という意味でございます。赤字となっております。連結実質赤字比率について平成19年度の全会計を対象とした実質収支額は731,746,000円となっており、全会計を対象とした連結実質赤字の標準財政規模3,050,060,000円に対する連結実質赤字比率はマイナスの23.99%、これも黒字ということでございます。赤字にはなっておりませんので別の表示はございません。それから3ページへ参りまして、実質公債費比率についてでございます。平成19年度の実質公債費比率これは3年平均でございまして、17.0%となっており、早期健全化基準の25%と比較するとこれを下回っておりますので、地方債協議・許可制度移行基準である18%には迫っておるので、今後この基準を超えないように繰り上げ償還等の適切な措置が必要と思われるわけでございます。予算の段階からですね、事前にシミュレーションをしておく必要があるのではなからうかと思うございます。将来負担比率について一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率でございます。平成19年度の将来負担比率は105.7%となっており、早期健全化基準の350%、まあ大きく下回っておるわけございまして、比較すると健全側にあると思われまます。将来負担比率は将来の財政運営を展望する指標でございまして、継続的な留意が必要と思われるわけでございます。まあこの新しい取り組みでございましたが、この健全化判断比率の歳出について、資料を目を通しながら感じたことでございますが、短期間に3年間の多くの資料を積み上げてまとめておりました。よくまとまっていると思って見たところでございます。

4ページへ参りまして、平成19年度水道事業会計経営健全化審査意見書について申し上げます。1つとして審査の概要でございます。この経営健全化審査は町長から提出された資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施をしたところでございます。審査は結果でございます。総合意見といたしまして審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正・正確に作成されているものと認めたとところでございます。健全化判断比率について資金不足比率はございませんでした。2、個別の意見でございます。資金不足比率についてでございますが、平成19年度の水道事業会計の資金不足比率はマイナス196.6%であって資金不足とはなっておりません。収支プラスでございました。

付け加えて申し上げてみたいと思います。新たに加わったこうした健全化判断比率でございまして、まあいろんな課題が見えてきました。町の単独の健全財政だけではダメということが分かりますし、財政支出を伴うあらゆる団体の財政の影響を受けるところでございますので、その中で特に目に付いたところ、一部事務組合の昭和伊南病院の経営でございますが、未処理欠損が既に1,200,000,000余でございます。平成19年度の欠損額が742,000,000円ということでございます。実質資金不足は649,000,000円の計上であります。こういった内容について決算書を取り寄せて経営状況の推移を見ていく必要があるように感じました。それからこの数字に計上してまいります退職手当ての負担金の見込み額についてでございます。年度末、自己都合による職員の退職金の計算で不足額が895,000,000円となっておりました。それからまた土地開発公社の将来負担の見込み額です。これが268,000,000円の資金不足となっております。それから広域的にはゴミの処理場の問題とか、新しく立ち上がった情報センターシステムの対応等負担が今後の課題かと思われまます。次に参考までにですね、新しい地方公会計制度導入についてでございますけ

れども、公会計が変わってまいります。現在の現金主義から発生主義に、まあ民間でいう複式簿記の内容に変わる予定でございます。そうなりますと町の財政状況がより分かり易くなるだろうと期待を持てるわけでございますが、今後情報センターも含めて具体的なこういったものの対応が必要かと思うわけでございます。繰り返しになりますけれども、協働のまちづくり、これへの取り組みが更に求められるわけございまして、財政健全化にも影響があるところでございます。夕張の例でみるように、自治体の運営・経営の最終責任は住民が負われるということでございますので、まあいろんなこういった財政判断比率を活用しながらですね、自己責任において健全財政を維持していくことが益々求められてきておるわけでございます。自治体の格差は知恵の格差なんていうことも聞かれるようになります。立場立場でひとつ汗を出し合って官・民あいまって、この厳しい時代を乗り切っていかなければならないと思うわけでございます。平成19年度飯島町全7会計と財政健全化及び経営健全化の審査について、以上意見書の報告としたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長 これから、只今の決算審査報告について質疑を行います。なお、質疑事項については監査委員の職務の範囲を超えることのないよう、ご留意をお願いいたします。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで決算審査報告に対する質疑を終わります。林代表監査委員には大変にご苦勞様でした。ありがとうございました。

只今議題となっております第5号議案から第11号議案までの決算7議案については、決算審査特別委員会へ付託をしたいと思います。

お諮りします。第5号議案から第11号議案までの決算7議案について、決算審査特別委員会へ審査を付託することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第5号議案から第11号議案までの決算7議案につきましては決算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しました。

これから、平成19年度会計決算7議案について総括的な質疑を行います。なお質疑につきましては、只今議長を除く全議員で構成する特別委員会に付託が決定しましたので、その点を踏まえて行ってくださるようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

[暫時休憩]

議長 会議を再開いたします。

ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時15分といたします。休憩。

午前11時45分 休憩

午後 1時15分 再開

議長

昼食前に引き続き会議を再開いたします。

議長

日程第16 第12号議案平成20年度飯島町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長

それでは第12号議案平成20年度飯島町一般会計の補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10,091,000円を追加して、歳入歳出それぞれ4,271,034,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、平成19年度の決算がまとまり繰越金が確定をしたこと。普通地方交付税が確定したこと等によりまして、これらに必要な予算を補正することといたしました。

先ず歳入予算では地方交付税の減額、繰越金、国庫支出金の増額などがございます。歳出予算の主な内容につきましては、先ず総務費ではまちづくり交付金事業の計画変更に伴う変更申請書策定業務、自主防災組織への施設整備補助にかかわる費用について予算計上をいたしました。民生費につきましては地域介護福祉空間整備事業を活用した南街道耕地のまた集会施設の建設費用他でございます。また保育園の安全対策として緊急通報装置の設置や遊具の整備を行うことといたしました。また原油高騰による生活弱者対策として、昨年に引き続き福祉灯油券による助成のための予算を計上をしております。農林水産業費では今年度から取り組みが始まりました森林税を財源とした交付金による信州の森林づくり事業として、間伐整備や作業路の開設、21世紀ふるさとの森と川・里山公園整備事業などに予算を補正をいたしました。また農地・水・環境保全向上対策事業では交付金や実績に合わせての増額補正でございます。商工費は人口増定住対策として行っておりますIターンの方への住宅建設補助について、申請に基づくものが出ましたので補正をいたしました。また商工会と連携し原油高騰に伴う諸物価高騰への支援対策として、飯島商品券への補助を計画をいたしました。土木費におきましては地元要望の多い道路の維持補修事業費を計上をしたところでございます。消費費につきましてもやはり地元要望によりまして、消火栓などの消防施設整備費用の増額補正でございます。教育費では飯島、七久保両小学校、中学校共に施設の安全整備などに、また新しく迎えた英語指導助手の経費を盛り込みました。生涯学習面では各区の公民館の修繕や設備の充実を図ってまいります。また災害復旧費といたしまして水路補修と林道の復旧費用を計上いたしました。なおこうした補正の財源を確保するために一時的に繰り上げ償還の財源を利用することとしまして、公債費の減額補正をしております。このように今回の補正はいずれも今年度の重点政策に基づいた諸施策に要する補正に加えて、住民の皆様からの要望に極力お応えするための補正が中心でございます。この他、補正予算の内容及び細部につきましては担当課長からそれぞれ説明いたさせますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長

引き続き関係課長より補足説明を求めます。

総務課長

（補足説明）

住民福祉課長

（補足説明）

産業振興課長

（補足説明）

建設水道課長

（補足説明）

教育次長

（補足説明）

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番

竹沢議員

基本的に補正予算を賛成する立場でありますけれども、いくつかお伺いをしたり、また評価させていただいたりしたいというふうに思います。

最初に19ページの福祉灯油券ですけれども、これ私もちょっと一般質問で出してありますけれども、今回補正を提出していただきました。長野県下で昨年、町長に申しましたが、81市町村の中で4番目にこの制度を導入していただけたということで、高く評価をしたわけでありまして、これを引き続き今年度もおやりになると、また先程説明ありましたように交付枚数かな、それも若干増やして対応いただくということでありますので、またあのこれに関連した課題では一般質問で申し上げたいと思いますが、まず評価を申し上げます。

続いてページ30ページの七久保林業センターの椅子ですけれども、これあの七久保地区の区長また公民館長からの要望がございまして、敬老会をやるんですけれども、14日に、あの、揃っているとお年寄り疲れるということで椅子がぜひ欲しいという要望がございまして今回補正をいただくものでありまして、区長・館長は評価しているものと思います。

続いて歳入の10ページ、民生費国庫補助金の関係の地域介護福祉空間整備事業等交付金についてであります。これはですね今年から厚生労働省の事業として市町村などが行う事業で、既存の特別養護老人ホームを改修するとかですね、今回出ているような緊急ショートステイの整備事業ですとか、あるいは市町村経営型の公用車を含んだふれあいの集会施設等々、について事業対象として先進的な事業支援特例交付金というのを交付するという制度でございまして、これに基づいて当町においては2つの事業で34,000,000の事業について先般9月5日ですか、内示があったということでありますけれども、そこでお伺いしたいのは、高齢者ふれあい拠点施設整備事業の関係ですけれども、これは長野県下の81市町村の中でいくつくらいの市町村が要望があつてですね、何力所くらい採択されたものなのかということをお伺いしたい、ということは、今後において将来においてもですねそういう事業を計画する動きがあるように伺っておりますので、これについてお伺いしたいのと同時に、国の予算枠の中でですね、20年度予算枠の中で今回内示があったわけですけれども、今年度中にいわゆる追加によって本事業が組み込まれることが可能なのであるかどうかについてお伺いをいたします。

それから17ページ、都市再生整備計画変更申請書作成業務ということで、これ自体は委託料ですのでいいんですけれども、その中の中身の問題で循環バスの大幅な見直しをせよということを一般質問で申し上げたわけで、またその後委員会においてその一定の方向が出たと思いますけれども、後刻その議会全員協議会等でこの件についての報告があればよいですけれども、なければそのどういう方向になるのかについて説明をいただきたい。以上です。

副町長

ご質問のありました地域介護福祉空間整備事業の関係でございますが、この制度は始まってまだ年度の新しい制度でございまして、上伊那のそれぞれの市町村でも積極的にこれを取り入れて、地域の福祉施設の整備を入っておるということでございます。従って町の

方でも積極的にこの制度を取り入れて、地域の集会施設、この制度に合った設備をお願いをし、の目的に沿った利用をしていただきたいという願いで今年から取り入れてまいりました。当初予算の段階で間に合いませんでしたので、補正でお願いしていくということでございますが、国の方ではかなりこの予算持っておるということで、この南街道については2次の要望で取り入れて入ってきたということで、まだこれで3次要望の取りまとめも出てきております。耕地によっては集会施設をこの際この制度に合った施設に変えたいという要望が出ておまして、私のところで集会施設以外のものも含めてですが、南街道も含めて今5カ所くらいの予定をしております。で、20年度内には是非間に合えばやりたいという耕地も出ておりますので、第3次の要望の取りまとめに間に合うようであればその中をお願いをして国の方へ申請をしてみたいという希望でおります。まあこれは地元の体勢ができないとできませんのでそんな段取りでまいりたいと思います。なおあの県内の要望箇所数についてはちょっと掌握しておりませんので全体数は把握出来ておりませんが、上伊那ではかなりのところでこれを有効に活用して施設整備を行っているということでありますので、町でも負けないようにできるだけこの交付金を取り入れてまいりたいという考えであります。以上です。

総務課長

只今竹沢議員の方から循環バスの件につきまして話がございましたが、これは最終日の全協で循環バスの項目を取り上げてご説明をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

3番

宮下覚一議員

何点かお聞きしたいと思います。先ず11ページですね、森づくりの収入の件でございますけれども、これは24ページとの関連がちょっとよくわかりませんでした。県としてはですね、その森林税をはじめ環境税含めて森づくりには森林づくりには力を入れているんじゃないかと思っておりますけれども、これに対して減額ということの意味合いをちょっと教えてもらいたいと思っております。

それから23ページの道の駅のマネジャーの業務負担でございますけれども、立場が変わったという説明ございました。マネジャーの給料といいますか、につきましては3年間町が補助するという後ですね、町長の裁量温厚ですね、延長しているわけでございますけれども、まあこれも含めて今後の方針といいますか考えをお聞きしたいと思います。

それから26ページ、道路維持費の補正でございますけれども、まああのかなりの項目がですね4区から出ておることは承知しておりますけれども、まあその今回の補正につきましてはその内のどのくらいのこれ補正金額といいますか、割合といいますか、どれくらいを考えているかお聞きいたします。

産業振興課長

森づくりの補助金ですけれども、私たちが予算編成をする12月あるいは1月の段階では細かなデータが各町村いくらになるというデータがありませんでした。まあ人口と森林の面積によって按分してくるということでございまして、おおむね900,000位というところでまあ試算をしておったんですが、正式にずっと全部長野県下精査をしてその方針に基づいて算出したのが700,000円ということでございますので、減額したとかそういうことじゃなくて、最初から70という数字があればこちらでも70というふうにしたんですが、長野県下は全体の森林の面積とかそういうデータは私どもは掴んでおりませんでしたので、県の情報で当初の予想を計上して確定数値との差がマイナス20万円あったということで、県民税の使う趣旨とか使い道が変わったとか町の分が減ったということではございません

のでご理解をいただきたいと思います。

それから道の駅のマネジャーの賃金につきましては協定がありまして、今までの農協の方へ人件費相当分を負担金として収めておりました。人件費総額が変わるわけではございませんけれども、身分が変わりまして法人の方へ移行されましたので、そうすると委託料という形でないという契約ができないということで、まあいろいろ税法上の問題がありまして、委託契約にすると消費税分がどうしても別にかかってしまうということで、その消費税分は当初予算に計上されておりましたし、身分が変わるということが最初から想定されておりましたので、まあそういった変更がありましたので消費税相当分をお願いしたいと思います。またあの道の駅の方から町の方への負担金等もまた3月あたり決算見ながらいうところもありますので、まあできるだけ自分たちで自立していくという考え方からまた雑入の増額等についてまた相談をさせていただきたいという申し入れはしておりますので、とりあえず今一般財源を使つての補正ということでお願いしたいと思います。以上でございます。

建設水道課長

道路維持費の関係でございますけれども、地元要望の関係につきましては莫大な申請が来ております。でまああの当面調査をしまして緊急度、要するに危険のあるところにつきまして全力調査をしまして、今当面手をつけなきゃならないというところにつきまして、今18カ所道路補修の関係につきましては調査し設計をし、足りない金額18,000,000ということで弾いたわけでございます。またあの道路補修の原材料費の関係につきましては24カ所あります。そしてまたあの砕石またコンクリート、側溝等の支給等もありますので、そこらへんの部分を金額や見積りを取りまして、足りない部分を1,850,000増額をさせていただいたところでございますので、そんなふうでご理解をいただきたいと思います。

4番

坂本議員

では31ページの01番の農業用水路水路肩復旧工事なんですけれど、JRに接するところとあるんですけど、これは場所はどこになるんでしょうか。具体的にお聞かせください。

産業振興課長

JRの田切駅を通過して駒ヶ根方面へ行くと、中田切橋とのほんとは中間くらいの位置になります。

議 長

5番

三浦議員

他に質疑ありませんか。

ひとつお聞きをしたいと思います。保育園の遊具の点検、またあの学校の遊具の点検ということで修繕があったということなんですけれども、その具体的な内容どのような修繕が必要なのかということについてお答えください。

教育次長

具体的な遊具の修繕内容でございますが、保育園につきましては飯島保育園、土山のトンネルがありますがそこが崩れるような状況で手直しが必要だという点、それから飯島保育園やはり飯島保育園でブランコの基礎部分が腐食が進んでおるといふ点、あと七久保の保育園の滑り台の滑り面が若干傷んで錆びたりして子供達に危険というような形で保育園の整備力所が指摘されております。それから学校の関係につきましては遊具については飯島小学校、やはりブランコ、サッカーゴール、鉄棒等、それぞれ不備がありまして、これらの修繕でございます。なお中学校の方の体育用具等については、屋外にあるテニスの審判台であるとかサッカーゴールであるとか陸上審判台、そういったものの溶接部分が腫れてきているということでそういった修繕でございます。以上です。

7番  
宮下寿議員

ひとつ、早々にあのこの保育園のですね緊急通報システム、こうやってご検討いただき、またやっていただいたことに深く感謝を申し上げるわけであります。でもう少しですねこの部分において分かる部分で詳しいことをお聞きしたいなと思います。

教育次長

あのこの件につきましては6月の議会の折りに宮下寿議員さんから提案等もございましたが、一応あの形としては固定式のボタンを各園4カ所、一番のメインのそこには当然1カ所は付くんですが、そのほかに3カ所、例えば遊戯室であるとか玄関の近くであるとか、そういった形で設置をして、そこからボタンを押すことによって警備会社へそれが飛ぶと、で警備会社で一応確認のこちらへ折り返しの通信が来るんですが、それがなくても自動的にまた警備会社から県警の指令センターの方へ飛んで、県警の指令センターから各警察署へ来てパトカーが出動するという、そういったシステムには他のシステムとも変わりはありません。ただ今回、良いのはその24時間の火災の機械警備、これもセットをさせていただいております。そういうことで現在の火災警報機については他とは一切連動しておりませんので、夜間等人がいないときに火災になった場合には通報がされないわけですが、今度は機械警備という形になりますのでそれが発報されますと警備会社から飛んできて確認するというような形で、その部分は新たに加わっておる部分です。以上です。

議 長

他に質疑ありませんか。

11番

松下議員

まあ今の件ですけれど、これまあ指摘をされる前にね、やっぱり当事者は付けていくようなそういう配慮がなくてはまずいんじゃないかとそんなふうに考えますので、今後そういうようなことがあったら、こんな細かいことまでね、指摘をされて付けるということはちょっとまずいんじゃないかと私はそう考えます。

議 長

他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長

他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第12号議案平成20年度飯島町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第12号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第17 第13号議案平成20年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第13号議案平成20年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ41,081,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,126,204,000円とするものでございます。今回の補正は平成19年度決算額が確定をいたしましたので、過年度分交付金、償還金や繰越金等について補正をするものでございます。また20年度の特

例措置として、70歳から74歳の窓口負担の1割凍結に伴いまして、この1割分を国が支給するために、指定公費負担医療が新たに創設をされました。実際には県国保連合会からの支給となるために、歳入の雑入に指定公費納付金を新設をいたしまして、歳出の療養諸費に指定公費分医療費を新たにこの新設をするという内容のものでございます。歳入では19年度交付金確定による医療給付費精算分の中で還付として8,468,000円を、それから繰越金43,033,000円のうち当初予算での計上分を差し引いた32,603,000円、指定公費納付金10,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。歳出では今年度老人保健医療費の拠出金確定に伴いまして12,733,000円の減額、19年度決算により確定をした医療給付費交付金の償還金878,000円、一般被保険者保険税の還付金350,000円、また指定公費分の医療費を11,000円をそれぞれ増額をして、残り残額の52,575,000円を予備費に充当するということのものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番

竹沢議員

私も国保運営協議会の委員ですので、この間に協議会なかったものであれですけども、ひとつだけ単純に思うんですけど、12ページの予備費ですけど、52,575,000円増額して76,724,000円の組み立てになっていますけれども、あの要するに医療費がいつ必要になるかわかりませんので支払準備基金へ積み立てるっていう、そういう方法も選択肢としてあるわけですけども、そこら辺は検討しなかったかどうかお答えください。

住民福祉課長

お答えします。この件につきましては例年の例に習いまして予備費に充当をさせていただきました。

議 長

他に質疑ありますか。

(なしの声)

議 長

他に質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第13号議案平成20年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第13号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第18 第14号議案平成20年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第14号議案平成20年度飯島町介護保険特別会計の補正予算第2号について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ19,721,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ873,091,000円とするものでございます。今回の補正は平成19年度の決算額が確定いたしましたので、繰越金、交付金などを増額補

正するものでございます。歳入では繰越金が39,617,000円のうち、当初予算での計上分を差し引いた19,721,000円を増額補正するものでございます。歳出では繰越金により19年度分の平成19年度国庫支出金及び支払い基金交付金の過年度分の返還金で5,366,000円を充て、差し引いた14,355,000円を予備費へ充当するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第14号議案平成20年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第14号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19 第15号議案平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第15号議案平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第1号について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ34,111,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ618,311,000円とするものであります。今回の補正は平成19年度の決算が確定したことによりましての補正が主でございます。歳入につきましては、19年度決算により繰越金を31,783,000円、分担金及び負担金を2,064,000円それぞれ増額し、また使用料及び手数料を264,000円更に増額するものでございます。歳出につきましては飯島処理区、七久保処理区の管理費を4,552,000円増額して、更に予備費を29,559,000円増額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第15号議案平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第15号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20 第16号議案平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第16号議案平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ13,409,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ241,809,000円とするものでございます。今回の補正は平成19年度の決算が確定したことによりましての補正が主でございます。歳入につきましては19年度決算により繰越金を7,259,000円、分担金及び負担金を6,000,000円、また使用料及び手数料を150,000円、いずれもそれぞれ増額をするものでございます。歳出につきましては七久保北部地区の管理費を6,000,000円増額をし、更に予備費を7,409,000円増額をするものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第16号議案平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第16号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第21 第17号議案平成20年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第17号議案平成20年度水道事業会計補正予算第1号について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては資本的収支に関する補正でございます。この補正につきましては消火栓新設設置によるものでございまして、収入につきましては繰入金を消火栓新設工事による負担金として6,306,000円を増額するものでございます。支出につきましては建設改良費を消火栓新設工事として6,080,000円増額するものでございます。この補正によりまして資本的収入の予定額は138,806,000円に、また資本的支出予定額は235,080,000円となりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額96,500,000円を96,274,000円に改めて、これを補正するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第17号議案平成20年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第17号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22 第18号議案飯島町土地開発公社定款の一部変更についてを議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第18号議案飯島町土地開発公社の定款の一部変更について提案理由の説明を申し上げます。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が平成20年12月1日から施行されます。これに伴いまして監事の職務を規定している民法59条が削除されることになりました。当町の土地開発公社定款におきましては監事の職務は民法第59条を引用しておりますが、民法改正を受けて今回、公有地の拡大の推進に関する法律、この方に監事の職務が明記されることとなりました。従いまして定款の一部をこの法律の改正に合わせて変更するものでございます。合わせまして必要条文の改正を伴う部分がございますので、今回その改正をお願いするものであります。本日の議決をいただいた後に県知事の方へ許可申請をする内容となっております。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第18号議案平成20年度飯島町土地開発公社定款の一部変更についてを採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第18号議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。  
[追加日程・追加議案配布]

議長 休憩を解き会議を再開いたします。  
只今お手元へお配りしましたとおり、平沢議員から1件の議案が提出されております。  
お諮りします。本案を日程に追加し議題にしたいと思っております。異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って本案を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第1 発議第6号「上伊那農業改良普及センター駒ケ根支所存続に関する意見

書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。  
(議案朗読)

事務局長  
議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
9番 平沢 晃 議員

9番  
平沢議員

上伊那農業改良普及センター駒ケ根支所存続に関する意見書提出について提案説明を行います。長野県では県組織化のスリム化効率化を目指して、長野県行政機構審議会に県の現地機関の見直しについて諮問を行い議論を進めておりますが、これまでの議論を現地機関見直し行政機構審議会答申素案として取りまとめました。上伊那農業改良普及センターについては上伊那地域において広域1カ所のセンターでは管轄地域内の対応が困難であり、現在、駒ケ根市役所内に駒ケ根支所が設置されております。すでに新聞等でご承知のこととは存じますが、県の現地機関の再編については過日農業改良普及センターの支所を原則廃止し、整理統合を図っていくことなどの方針を示した報道がありました。もし支所が廃止されるとともに、駒ケ根支所は上伊那南部の駒ケ根市、飯島町、中川村及び宮田村を対象とした伊南地域における農業改良普及活動などの拠点として、県の市町村担当職員により農家の技術指導、経営指導等にご尽力をいただいております。特に飯島町にとっては地域複合営農に基づく1,000ヘクタール自然共生農場づくりを目標とした営農組織の運営サポート、振興作物の栽培技術指導とその普及、新規就農者の相談業務に関しては速やかな対応が求められると同時に、支所の果たしている役割は大きなものがあります。また昨年度からスタートした水田経営所得安定対策の推進、原油高による燃料及び資材の価格高騰などの課題も山積しております。高知県では技術者の削減によって大きく生産量の低下を招いた報道もありました。そして民間企業でも技術者の切り捨てはまあ最後の手段ともいわれております。厳しさを増す農業環境に対応するため、地域や生産者とより密着し、顔の見える環境を重視した県農業指導機関である駒ケ根支所が地域農業の発展に果たす役割と寄せられる期待はさらに大きくなっていくと思われま。つきましては上伊那農業改良普及センター駒ケ根支所の存続を切に要望し、併せて意見書を上部関係機関へ進言したいと思っておりますので、議員全員のご賛同をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。  
1番 森岡一雄 議員

1番  
森岡議員

それでは私は賛成の立場から意見を申し上げます。現在の農業情勢はご承知のように高齢化、後継者不足、燃料・資材の高騰や価格の低迷は農業構造の弱体化へとつながっており、更には耕作放棄地の増大という現象も出ており、大きな農政課題となっております。こうした流れは飯島町においても例外ではありません。方や国県においては食糧自給率の向上、耕作放棄地の解消、経営安定化など農業振興を目指しての施策や方向が打ち出されております。このような状況の中で普及センターの整理統合は何を意味するのでしょうか。普及センターの仕事は農業経営のサポートや技術指導、また後継者育成など農業振興の要を担っております。飯島町においても農業法人のサポート、自然共生栽培へ

の技術指導、国県補助事業のサポート、新規就業者相談などかわりも多く、町の農業振興に大いに寄与しております。普及センターの整理統合は県の経費削減、財政再建の一端であり、農業の将来を見据えたものではありません。現況と政策に矛盾するものであり納得できません。地域農業の更なる振興のため、上伊那農業改良普及センター駒ヶ根支所存続の意見書に提出に賛成するものであります。以上申し上げまして賛成意見といたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第6号上伊那農業改良普及センター駒ヶ根支所存続に関する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って発議第6号は原案のとおり可決されました。

議長

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

午後2時49分 散会

平成20年9月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成20年9月16日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 宮下 覚一 議員  
 野村利夫 議員  
 平沢 晃 議員  
 竹沢秀幸 議員  
 坂本紀子 議員  
 森岡一雄 議員

○出席議員（12名）

1番 森岡一雄                      2番 曾我 弘  
 3番 宮下覚一                      4番 坂本紀子  
 5番 三浦寿美子                  6番 野村利夫  
 7番 宮下 寿                      8番 竹沢秀幸  
 9番 平沢 晃                      10番 内山淳司  
 11番 松下寿雄                    12番 織田信行

○説明のため出席した者

| 出席を求めた者                | 委任者   |
|------------------------|---|
| 飯島町長 高坂宗昭              | 副 町 長 箕浦税夫<br>総 務 課 長 小林広美<br>住民福祉課長 中村芳美<br>産業振興課長 中村澄雄<br>建設水道課長 松下一人<br>会 計 課 長 豊口敏弘<br>総務課財政係長 中村栄一 |
| 飯島町農業委員会<br>会 長 杉原和男   | 飯島町農業委員会事務局長<br>(産業振興課長 兼)  |
| 飯島町教育委員会<br>教育委員長 今村 昇 | 教 育 長 山田敏郎<br>教 育 次 長 塩沢兵衛  |
| 飯島町監査委員<br>代表監査委員 林 良雄 | 飯島町監査委員事務局長<br>(議会事務局長 兼)   |

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 折山 誠  
 議会事務局書記 千村 弥紀

## 本会議再開

開 議 平成20年9月16日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。  
議事日程についてはお手元に配布のとおりであります。

なお、議会報編集特別委員会より写真撮影について議長の許可を求める申し出がありました。一般質問者の一般質問中における議場内での撮影を事務局が撮影することを議長として許可します。

なお、気温の上昇が予想されます。上着の着用については自由といたします。

議 長 日程第1 一般質問を行います。  
通告順に質問を許します。  
3番 宮下覚一 議員

3番 宮下議員 今回のトップということでありまして、また今日は先輩の皆さんが大勢傍聴をいただいておりますのでそれなりによろしく願いをいたします。

それでは通告によりまして議事諸事につきまして町の取り組みについてお聞きいたします。まずゴミの減量化についてでありますけれども、このことは今まさに全国的に問題となっております、各地でそれぞれ様々なアイデアのもとで取り組んでいるところであります。まあこの上伊那広域連合においては「新ゴミ中間処理施設」の建設候補地がつい先日やっと決まったところでありまして、まあ従って建設は計画よりも大幅に遅れているわけであります。また予定されております規模内容につきましては過大な施設は考えないというふうに言われておりますので、このゴミの減量化には住民全体でこれからなお一層取り組まなければならない問題と考えます。まあ当町では今年度生ゴミ処理機と生ゴミを堆肥化するコンポスト容器の購入補助を3年ぶりに復活させるなど、まあそれなりにゴミの減量化資源化に取り組んでいる姿勢は評価するところでありますけれども、町の今日の状況、またこの取り組みに対する進捗状況はどうであるかお聞きいたします。

町 長 それでは今議会一般質問最初の質問者でいらっしゃる宮下議員の質問にお答えしてまいります。その前に今回は今日明日10名の議員の方からの一般質問の通告をいただいております。内容的にかなりまあ具体的現実的な質問が多く見受けられるというふうになっておりますので、基本的な部分につきましては私から、また細部具体的な面につきましては副町長、担当課長等からお答えする部分が多くなると思っておりますけれども、よろしく願い申し上げたいと思います。

それでは先ず最初のこの当面する課題の中で、ゴミの減量化への取り組みの問題のご質問でございます。申し上げるまでもなくまた今おっしゃいましたように、ゴミの減量化への努力は単にこのゴミの処理量、あるいは処理費用を減らすという観点のみでなくて、地球温暖化防止への取り組み、リサイクル資源化など資源の有効活用を通じてリサイクル社会の更なる促進という点で、行政も住民の皆さんも共に真剣になって取り組んでいかなければならない大きな課題であることはご承知のとおりでございます。平成1

9年度の飯島町から発生する可燃ごみの処理量につきましては約857トン、不燃物の処理量が339トン、合わせて1,196トンというまあ大変な量に上っております。またこの処理に要する町の費用も約5,800万余りに上っておりまして、これでもまあその前の年の平成18年度に比べると、可燃・不燃物ともにごみの量は若干でございますけれども減少をしております。町民の皆さん方のご理解ご協力をいただいた結果ということで感謝を申し上げておるわけでございます。ちなみにちょっとあの全国、上伊那、町の状況、比較して数字を申し上げますと、これは平成18年度の全国の平均でございますけれども、1人当たりのごみの排出量1日あたりでございますけれども、1,115グラム1日あたりでございます。上伊那全体、これは19年度昨年でございますけれども、1人当たりの排出量が696グラム、それに対して飯島町では1日当たりが1人当たり306グラムということで、上伊那はまあほぼ全国の半分近い量と、それから飯島は上伊那の更なるまた半分位以下ということでございまして、飯島町民の皆様方にもまあいろいろ呼びかけをしてゴミの減量化、まああの地域的にまあ農村地域その他いろいろ事情も違いますので一概には申し上げられませんが、大変まあ取り組んで減量化に努めていただいておりますというふうで感謝を申し上げておるところでございます。

具体的な取り組みと現在までの状況につきましては担当課長の方から申し上げますけれども、当然さらに今後少しでもこのゴミの減量を図るために、特にまあゴミの分別の徹底等をはじめとしてさまざま取り組みをしていかなきゃならないということでございます。特にこの可燃ごみ、燃えるごみの中で発生するこの水分、非常にまあ多く含んでおるために非常にまあ重量がかさむという現実的な問題があるわけでございまして、このことが焼却炉の温度を下げてしまつて、どうしても全体のコストが嵩んでしまうということもございまして、この生ゴミの可燃ごみの減量がこれからの一つのカギになるだろうというふうになっておるところでございます。細部につきまして担当課長の方から補足して申し上げます。

住民福祉課長 それでは補足説明をさせていただきます。まず可燃ごみの処理量の推移でございますが、19年度は先ほど申し上げたとおりでございますが、可燃ごみにつきまして17年度は834トン、18年度は858トンでありました。また不燃物処理量の推移につきましても17年度は376トン、18年度は344トンでございました。またお話のありました今年度から家庭用生ゴミ処理機とコンポスト設置に対する補助金交付を1,120,000円の予算額で3年ぶりに再開いたしました。9月12日先週現在、生ゴミ処理機が12件、執行額約240,000円、コンポスト14件執行額約40,000円の申請があり、進捗率といたしましては19年度機器で29%、金額では25%の進捗率となっております。

また平成5年から17年度までの普及状況と合計をしますと、コンポストが563基、1,190,000円余、生ゴミ処理機が377基、8,670,000円余となり、合計940基、9,860,000円余の補助金の状況であり、飯島町の日本人世帯の約30%の世帯に普及しており、更なる普及を図るため今後広報、有線放送等を利用し積極的にPRを図っていきたいと考えております。

次に粉石鹼をつくる会につきましてでございますが、昨年度に立ち上がり、1年目は660リットルの廃油を収集し1,056キログラムの粉石鹼を製造販売し全量完売を

したとのことであります。また今年度につきましても750リットルの廃油から1,024キログラムの粉石鹼を製造し、その約8割強に当たる832キログラムを販売したとのことであります。

またアルミ缶につきましては小・中学校でも収集をしておりますので、各耕地に出されるアルミ缶を小・中学校等へ引き渡す方法の検討をしております。飯島小学校ではペットボトルのキャップを集めキャップを大事な資源としてリサイクルメーカーで再利用、また世界の子どもに役立てようとキャップ代金を寄付し、ワクチンを必要としている世界の子ども達に届けるエコキャップ運動も行っています。これらもごみの減量化に繋がっていると理解をしております。以上補足説明とさせていただきます。

数字を挙げて懇切丁寧な答弁をいただきました。まあ飯島町ではかなり減量化されているということですが、まあ一番問題は今町長答弁にありましたように、生ごみの処理であろうというふうに思います。先日われわれ総務産業委員会では山形県の長井市へ視察に行つてまいりました。ここではですね、生ごみの堆肥化による循環型社会を目指しておるわけでございますけれども、なんといいてもその一番感心したのは、この生ごみの収集から堆肥の製品に至るまで自分たちでやっているというところでございます。まあまさにその努力に敬服したわけでございますけれども、まあこれは1事例といたしまして、まあこれを町に当てはめたときにどうであるかというふうになるんですけども、まあ現在の状況ではやはり飯島町ではある程度行政主導がないとやはりやっていけないだろうといふふうに思うわけでございます。住民パワーだけに頼っていたんでは無理だろうというふうに思うわけでございます。まあそういった点からですね、生ごみ処理の地区を限った飯島版モデル地区の設置についての考えはどうかお聞きいたします。

過日、総務産業委員の皆さん方が山形県の長井市を視察されて、いろいろ勉強されてきたというふうにお聞きしております。今もお話にございました。またあのモデル的にはすぐお隣の駒ヶ根市でもまあ一部そうしたことに取り組んでかなりの成果をあげておると、まあこれはあの非常に長い歴史の上に培ったいろんな取り組みの中でまあそのことが今進んでおるということでございまして、当然のことながらこの少しでも減量化、特にこの生ごみの減量化、堆肥化、資源化ということはどうしてもあのこれからも取り組んでいかなきゃならない大きな課題でございますし、特にまたそのことをみんなで考えて進めることがこの協働のまちづくりという一つの方向性の中にも合致する課題であろうということでございますので、いろいろまあ駒ヶ根等の状況なんかも勉強、参考にさせていただいたりしまして、この月末に発足をいたします町の地球温暖化防止推進協議会、これを立ち上げてまいりますので、いろいろこうした温暖化に対する一つのごみの問題、資源化の問題も含めて総合的に検討をしていろいろとご意見を出していただいで、一つの方向付けをしてまいりたいというところで今検討してまいり、こういうふうを考えております

それでは前向きにお願いいたします。次に2番目でございますけれども医療制度についてお聞きいたします。本年4月から新たな取り組みとして始まりました後期高齢者医療制度でありますけれども、この制度今日まだなかなか理解できない人が多いと聞いております。また名前が不評だったのか、最近になりまして厚労省では長寿医療制度と呼んでいるようでございますけれども、いずれにしてもこの制度は75歳以上の方々の医

療費をみんなで支え長寿を国民皆が喜ぶことができる仕組みというふうに言われております。まあこの制度のなお一層の充実のためについ先日一部の改善が発表されました。このことによって皆がなじめるより良い制度となるよう願うところでありましてけれども、さて当飯島町においてはこの制度に対して担当窓口から見て、今までに問題点はなかったかどうか、また今回の改善項目を含めて今後の対応についてお聞きいたします。

新しいまあ後期高齢者医療制度、長寿医療制度につきまして担当の方から見た目というようなことでございますけれども、若干私の方から前段触れて申し上げてまた担当課長の方からお答え申し上げたいと思います。まあいろいろとこの議論のあるところのこの長寿医療制度でございますけれども、今年6月にまあいろいろそうしたご意見を踏まえて、国はできるだけ制度を利用しやすくするためのいくつかの改善策が講じられました。一つには低所得者の方への保険料の軽減の問題、それからまた年金からこの引くということが非常にまあご批判的になっておりまして、今後はこの口座からもできるようになったということでございます。それからまた最近の動きとして次年度に向けていろんなまあ所得の合算方式等も含めた更なる見直し改善を進めていくということで今報じられておるわけでございます。町の取り組みの中で特別なこの事例というようなこの問題点は指摘は聞いておりませんが、その辺につきましては担当課長の方からお答え申し上げます。

それでは補足説明をさせていただきます。まず保険料の軽減の件でございますが、定額の保険料を基礎年金だけで暮らしておられるような所得の低い世帯の方につきまして、今まで7割でございましたけれど8.5割軽減という処置をとりました。また所得割の保険料につきましても所得金額が580,000円以下の方について5割軽減と改善をしております。年金の引き落としにつきましては対象者につきましては2年間国税の滞納がなかった方や、本人に代わって世帯主あるいは配偶者が納める場合などは手続きを窓口でしていただくに変更になるようになっております。でこのことでございますが10月からの口座振り替えの変更は4件申請がありました。保険料軽減措置、前段でお話を申し上げました保険料軽減措置により口座振り替えになった方は460件になっております。急に改善策が通知されることが多いのが常でございますが、早急な業務にふりまわされる感を実態でございますが、保険料データシステムも問題なく対応できておりますので、21年度に向け、また軽減割合が変更となりますので、それに向けて手落ちの無いよう事務を行つてまいりたいと考えております。それとともに新たに対象となる皆様には毎月教室を開いて説明しているところではありますが、今後も周知広報に努めご理解をいただけるよう図つてまいります。

この制度の施行によって対象外とされた項目がかなりあるわけでございますけれども、例えば人間ドック受診補助等があるわけですが、この診療項目に対する町独自の補助について今後の考えをお聞きいたします。

新年度に向けてこれからあの各種事業のローリング作業等進めて、ハード・ソフトの面それぞれ慎重に検討をしておりますけれども、今そのご質問の向の点については今後のまあ検討課題ということになっておりますので、今具体的にここでちょっとお答えを申し上げる段階ではございません。

まあいずれにしても高齢者ということでございますので、まあ親切で丁寧な広報、また制度の説明、今まで以上によりしくお願いします。

宮下議員

町長

宮下議員

町長

住民福祉課長

宮下議員

町長

宮下議員

次3番目でございますが新型インフルエンザについてでございます。このところ一時の報道の賑わいは下火になりましたけれども、このインフルエンザウイルスはいつ出現するか誰にも予測することができないと言われております。まあ地震と同じでいつ発生するともわからないことでもありますので、特にここでわざわざ騒ぎ立てる必要もないのかもしれないけれども、まあしかし一度は心に留めて心の準備をしておかなければと思うのであります。まあこの新型インフルエンザは過去の例をみてもですね、流行の季節は冬とは限らないわけでありまして、もし発生した場合は基本的に全ての人とそのウイルスに対して抵抗力、まあつまり免疫を持っていないためにですね、人と人との間で広範囲にまた急速に広がるだろうと言われておるわけでございます。まあ今、国でもまた県でもこれに伴う対策や行動計画を立てている状況であります、町ではこの状況をどのように考えておられるのかお聞きいたします。

町長

新型インフルエンザへの対応の問題でございます。お話にございましたようにこの新型インフルエンザの問題は、国もこれまでのこの予防医療という側面だけでなくですね、国全体もっといえば地球規模で大変まあこの危機管理という面を捉えての重大な位置付けでもってそれぞれの対応が取り組みがなされてまいりました。ご質問のこの新型インフルエンザは30年から40年周期で大流行を繰り返すということがまあ、形は違いますけれども今までの歴史の繰り返しの中で出て知られております。一つには近年この抗病原性の鳥インフルエンザ、これがまあ東南アジアを中心に現在は鳥から人へのまあ感染で死亡例が出ておると、これが拡大しておるということになっておりますが、これが人から人へと更に感染する、これがまあ新型インフルエンザ、これに変異した場合に世界的な爆発的なまあ大流行をするのではないかとということが予想されまして、大きなまあ健康被害と同時に社会的な影響が大変大きいというふうに危惧されておるところでございます。これらの状況を踏まえて国では昨年3月にこの新型インフルエンザ対策ガイドラインというものが策定をされまして、県ではこれを受けて新型インフルエンザの対策行動計画を策定をいたしまして、市町村それから関係機関との連携によって全国的な取り組みを推進するために県の対策本部、地方本部の態勢づくりを現在進めておるところでございます。

そこでまあ町といたしましても国県と連携を取る中で、要援護者への支援の問題、それから小・中学校の対応の問題、保育園等々あるいはまた施設的には上下水道の各施設の維持の面、それから情報であるこの感染情報、これらまあ広範に広報や健康対策あるいは住民サービスという面からも留まらずに、できるだけまあ住民の不安と混乱を防ぐような形で、しかもまたその対処すべき万全の策を講じていかなきゃならないということでいろいろとまあ対応しておるためでございます。そのためにまあ危機管理体制の整備と行動計画、それから対応マニュアルというものを作成をしておきたいというふうに考えております。具体的には新型インフルエンザ対応での町内のプロジェクトを設置をいたしまして、実際の対応について準備をしていく計画であります。国県あるいはライフライン全体のこの関係機関、多くの皆さん方との機関との連携をとりながら必要な対応をしていくとともに、地域の住民の皆さんとも十分その辺のところをPRをして、まあ地震ではありませんけれども、いつこれが突然外国からの1人の保菌侵入者によってこれが広がるか分からないという、まあ地震とも同じような共通する認識があるわけでございますけれども、そうしたことを十分また理解を得れるような住民PRと、それ

から防災上の事前の対応を十分計画的に盛り込んでやってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

宮下議員

このインフルエンザの発生に対してはですね、何といても数字が示す数字があまりにも大きすぎてですね、地球規模でほんとに危機を感じるわけでありまして、まあ県内でも37,000人の感染に対して12,000人が死亡するだろうという数字でございまして、まあこういった数字を見ると非常に危機感を感じるわけでありまして、まあ答弁ありましたようにですね、町は前向きな取り組みをされるというお話がございましたけれども、これいつからやっていただけるのか、要するに次年度なのかその辺をお聞きしたいと思います。それから県ではその市町村に対して役割の位置付け、今答弁の中にもありましたけれども、役割の位置付けをしたというふうに言われております。その内容についてお聞きします。

総務課長

それではあの補足の説明をさせていただきます。庁内のプロジェクトであります危機管理とそれから保健衛生の関係との連携が重要ということでございまして、当面プロジェクトが立ち上がるまでは総務課の危機管理が主体となって行うということでございます。県では保健所が窓口になっておりますので最終的には保健予防の方が主体的に取り組んでいただくということでございますが、前回、連絡の会議をしておまして庁内では各課長補佐を集めましたプロジェクトを、今年度中12月までには設定をしていきたいということで、現在その取り組み状況等につきまして危機管理の方でまとめているところであります。

先ずこのインフルエンザがまあ発生をしますと町の機能が先ず維持できるかどうかというのが非常に問題であります。情報によりますと職員の40%くらいが欠席してしまうのではないかと、出勤できないんじゃないかということも言われております。そういうことも含めましてプロジェクトの方ではきめ細かな検討をまいりたいとこんなように考えております。

宮下議員

県から何か指示がありましたか。

総務課長

県の会議が実は7月の末にございまして、それぞれ危機管理と保健衛生の関係で担当者が出席をしております。県では一応あの市町村においても是非このプロジェクトといえますか、危機管理体制の庁内の役割を明記したものをしっかり作っていただきたいと、こういうことがきておりますので、それに基づいて作っていただきたいと思っております。県の方ではそれぞれの市町村に対しての指導は行っていただけるとこういう話になっております。

宮下議員

次、2項目目でございますけれども学校関係についてお聞きいたします。まず文部科学省では今年度から学校支援地域本部事業をスタートさせました。まあ同省では全国の中学校区ごとに地域が学校を支える体制をつくることとしてございまして、先ずは市町村単位で1,800カ所にこの学校支援地域本部を設置すると、そして学校支援のモデルとなるような事業を展開してもらおうということでございます。まあこの事業は地域や保護者の力を組織化して学校を支え、そして一番は教員の負担を軽くして、その分、子どもと向き合う時間を増やすという重要な目的を持った事業と言われておるところでございます。

さて飯島町といたしましてはこの対策をどうするのか、この事業への取り組みの現状とそれに対する考えをお聞きしたいと思います。また併せてこの全国の1,800カ所、

教育長

この数は範囲はどこの辺まで該当になるのかお聞きいたします。

近年新たな教育課題が次々と起こりまして、社会教育も対応を大きく迫られているところであります。そうした中で改正教育基本法の新設条項といたしまして、その第13条に学校、家庭、地域住民相互の連携協力が示されております。ご承知のことかと思えます。すなわち社会を構成する全てのものが教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携協力を努めるものとのようにあります。また同じく教育振興基本計画にも同様なことが示されております。また地域の教育力が低下していると指摘される中で、本年度から実施された国の委託事業であります。先ほど議員のご指摘のとおりでありますけれども、学校支援地域本部事業は地域ぐるみで学校運営の支援体制を整備するものであります。学校の教育活動に対するいわば学校の応援団、応援組織というふうに解釈もできるものであります。この事業の効果といたしましては、先程もお話ありましたけれども、学校職員まあ先生と子どもが向き合う時間をもっと確保する、これが大きな1点目であります。またもう一つ地域住民がですね社会教育あるいはそれぞれの立場で自ら学んできた学習の成果を生かす場とも言われております。もう一つ地域の教育力の活性化でございます。この事業の基本的な考え方としては、家庭、学校、地域の連携を強化するとともに、学校に十分かわる中で地域全体が学校への理解を深め、地域の子どもは地域で育てるとの目標の基、全ての教育力を高めていくことにあるというふうに考えております。町では実施にあたり学校支援地域本部を設置し、学校と地域の橋渡しとなりますコーディネーターを1名配置いたしました。町社会教育指導員がその任に当たるわけでありまして、週2日ないし3日間兼務し、学校の要望に応じた学校支援ボランティアのコーディネートを行います。学校支援ボランティアはある程度の専門性が必要なことから特段の資格や経験がなくてもできるものまで、幅広い支援活動が現在のところ想定されております。7月に学校への説明会を行いまして学校支援ボランティア活動に対して具体的に学校がどのような要望を持っているのか各校に調査を行いました。その結果、学習支援、具体的には読み聞かせ等が上っておりますけれども、その他環境整備、庭木の手入れ、植物花壇の世話、あるいは農園管理等であります。それから登下校の安全確保、それから部活動の指導、あるいは学校行事への協力など各学校の実態に基づいた支援要望がそれぞれ各学校から出されております。今後この調査結果に従いまして、学校、公民館、育成会等の関係者が主体となった飯島町地域協議会を組織しまして、地域でできる支援について協議を行い今後の事業計画を立案してまいります。なお将来的には学校支援ボランティアセンター的な組織を設置いたしまして、事業のコーディネートやボランティアの育成、指導を実施していきたいと考えております。

もう一つご質問落としてしまいました。全国1,800カ所についてはどの程度の数であるのかということは現在のところ掌握しておりません。上伊那管内におきましては大多数の市町村が学校支援地域本部を立ち上げているということは承知しております。以上であります。

宮下議員

実はこの質問ちょっと遅れをとった形でありますけれども、9月10日付の新聞、辰野町の取り組みが報道されました。まあ飯島町もこれに負けんような取り組みということでございます。まあしかしですねこの事業いいばかりであります。まあどっかかという文科省からの押し付けだというふうに思うわけでありまして、この事業の問題

教育長

点も指摘されているわけでありまして。軌道に乗るまでには時間がかかると思えますけれども、一方でこの事業に対して学校側としてはどう考えておられるのか念のためにお聞きいたします。

教育長

学校側の気持といたしますか要請といたしますか、そのことについて実際のところはアンケートでどのような支援が可能かという調査レベルでありまして、果たして外部の人が入ってくることによってどういう混乱が生ずるのか、あるいは教育に支障があるのかというような考えはあるいは意見は寄せられておりません。比較的前向きに部活動の指導といたしますか、現在の教育課題に沿った要請、できる限りの応援をしていただきたいというふうなアンケートが寄せられております。以上であります。

宮下議員

次、学校給食に関して質問いたします。先ずこの学校給食につきましてはかねてより食材の地産地消である地元産使用の奨励をしてきたところでありますけれども、まあ過去には年間を通しての安定供給の難しさ、また季節の品揃え、食材の形などの問題からなかなか使えないという答えでした。まあしかし今日ではかなりの地元産の食材がコンスタントに調達されているやに聞いております。これは大いに称賛できることとございますが、まあそこで現在の実情と学校給食の課題は何かお聞きいたします。

教育長

学校の教育活動の中で子ども達へ安全安心な食事を提供し、健康保持増進と食への関心を持たせるために学校給食が果たす役割は大変大きなものがあるように私は考えております。給食が人と人を介して繋がり合うという教育的にも重要な価値を持っておりまして、そのように大事に考えているところであります。議員ご質問の現状と課題につきましては次長よりお答えいたしますのでよろしくお願ひいたします。

教育次長

それは学校給食の地元産の活用の現状についてであります。平成19年度の実績で年間に使用している食材は全体で133トンでございます。そのうち県内産が76トンで約57%、飯島産いわゆる地元産につきましては18トンで全体の13.3%となっております。地元産の内訳を申し上げますと、米については全量飯島産で年間10トン、米以外の食材としましては野菜、果物、キノコ、豆腐を中心に約8トン飯島産の食材を使用しています。具体的には米、キノコ類、それから豆腐類、果物のイチゴとりんご、梨、スイカは100%飯島産を使用しています。また野菜類ではキュウリ、ナス、ピーマン、ジャガイモ、カボチャ、白菜、長ネギ、ホウレンソウなど中心に使用しておりまして、時期的には100%飯島産を使用するよう心がけております。

地元産使用の課題でございますが、米以外の地元産食材は野菜果物が中心でありまして、季節のものであるとともに大量調理の上で規格や量の確保など難しい面があります。地元産の調達でできないものは県内産、県内産でできないものは国内産と、極力国内産で賄えるよう努めているところでございます。昨年の統計数字であります地元産の利用割合は、品目のベースであります。県平均が33%ですが、それを上回り35%使用をしております。以上でございます。

宮下議員

地元産と町外産の材料についての価格がちょっとわかりませんが、昨年来原油価格の高騰に端を発した経済の不安定要素によりまして物価の高騰が続いているわけがあります。野菜以外でも食油やバターなど品不足も含まれて値上げが続いているわけとございますけれども、こうした物価の値上がりは直接給食費への維持に影響してくるだろうと心配するわけでありまして。現状のままですらやっつけかどう状況をお聞きしたいと思えます。

教育長

給食食材の高騰により食材の手配では今お話のように大変苦心苦慮しているところがあります。そうした中で安定的な食材の購入と、可能な限りの給食費の現状維持を考え工夫し努力しているところでもあります。その努力の内容といますか具体的な対応につきましては次長よりお答えしますのでよろしくお願いたします。

教育次長

食材価格の高騰と給食運営についてでありますけれど、食材価格につきましては今年当初の段階で原料小麦粉が30%、牛乳が3%価格上昇が確定していたこと等によりまして、3月の学校給食運営委員会に給食費の値上げについて諮りました。そして4月から3%、1食当たり6円から8円になりますが給食費を値上げしております。食材価格の動向については昨年に比べ4%から高いものは2倍に価格が上昇しております。使用量の多いものでは小麦粉が40%、揚げ物用の油が60%、鶏肉が36%、豚肉が25%、鶏卵が16%、豆腐が10%というような形で値上がりをしております。対応といたしましてはできる限り安い価格の品目を献立に工夫しているところでもあります。また特に揚げ物用の油等については揚げ物の回数を減らす等、そういった形でまあ大変努力して現場ではしておるわけです。今後価格の動向が把握が困難な現状ではありますが、今後の推移を見ながら対応してまいりたいと思います。なお今年度につきましては現給食単価で極力対応できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

宮下議員

まあ確かに現場の皆さんの努力、まあ敬意を表するわけでございますが、給食費の値上げ、まあ一番家庭的にも響くわけでございますので極力努力をお願いしたいと思います。

次、「早寝・早起き・朝ごはん」といわれたのは平成18年4月でした。まあ同時に「食育」という言葉が多方面で使われておりますけれども、まあこの食育によっては子ども達の教育、健康それから社会のしくみ等々ですね、いろいろと非常に大切なことだと言われております。この重要な位置を占める食育教育について町の現在の取り組んでいる状況、また効果、どのように見ておられるかお聞きいたします。

まあ合わせて国民運動として食育推進基本計画の取り組みの進捗状況をお聞きいたします。

教育長

「早寝・早起き・朝ごはん」にかかわる点、「食育」にかかわるご質問であります。学校における食育の具体的な取り組みにつきまして何点か申し上げますと、給食にかかわってでありますけれども、毎日のメニューと食材、特に地元食材の紹介や行事食の言い伝えなどを校内放送で取り上げ、栄養士が定期的に学級に入りまして子どもと食事とともにしながら子どもの実態をとらえ、その場での指導につなげております。調理員も配膳準備や食器などの返却時に声かけを励行し、子ども達も作ってくれる感謝の気持ちを持つことができっております。給食指導の月目標を立てまして学級指導や教科、特に家庭科であります家庭科、それから学級活動、総合的な学習の時間を利用して食に関する学習を行っております。年間計画に給食週間を設け、交流給食やお楽しみ給食などを通して食事の楽しさ、コミュニケーションの場としての食事マナーや栄養、食事の楽しさを学習しております。保健教育からの立場からは掲示資料をもとに保健便りあるいは食事啓発、生活実態調査等を分析して、子ども達に指導を行っている。また全職員で実態調査を行いながら問題点や解決、その共通理解を深め、家庭に返し、親子で話合っていたりなどの連携をとっております。

食育の効果でありますけれども、子どもへの指導の充実や学校全体で取り組む姿勢が

見えてきておまして、朝ご飯の調査を見ましても全国と比較すれば、朝食を食べている子どもが町内の子どもが多いということ、でこうしたこともこれまでの指導と結びついているのではないかとこのように考えております。また子ども達のマナーの向上により給食の残食が少なくなったという報告を受けておまして、これも食育の効果の表れではないかというふうに受け止めております。

次に食育推進計画でありますけれども、国においては食育基本法の規定に基づき設置された食育推進会議において平成18年に、先程もお話ありましたけれども、基本計画が策定され、長野県では平成20年に同じく食育推進計画が策定されております。当町においてはそれらを基に平成21年度以降の策定に向けて準備を進めているところであります。

宮下議員

まあこの食育推進計画につきましては22年度までに市町村の目標値が50%、半分ということでございますので、まあ町はそれ以後の検討をされるということでございます。おおいに期待を申し上げたいと思います。

次に移ります。ちょっと通告してありますけれども、時間がありませんので飛ばさせていただきます。最後の質問でございますけれども、まあ教育長にはこの今までのいろいろ答弁いただきましたけれども、一番お聞きしたかったのはこの問題であります。ゆとり教育とは何であったのか。文部科学省は全く猫の目のようにくるくる変わる指導要領を出してくるというふうに思われますけれども、今回のゆとり教育の転換の主目的は生きる力を身につけるためといわれております。まあかつての詰め込み教育といわれた教育長の考え見解をお聞きしたいと思います。

教育長

10年ぶりに幼稚園、小学校、中学校の学習指導要領が改定され今年3月に公示されました。新教育基本法、それから改正学校教育法の下にあって初めての学習指導要領の公示ということで各方面から関心を持って受け止められておりますし、私も届いた学習指導要領を全て目を通しました。今回の改定の基本的な考え方は大きく3点にあり、その一つは教育基本法の改正等で明確になった教育理念を踏まえ、生きる力を育むことあります。このことについては現行の学習指導要領の中にも「自ら学び自ら考える」などの生きる力の育成とありますから、私は新しい学習指導要領もその理念を引き継いだ重要な点だというふうに考えております。二つ目は学力の重要な要素である基礎的、基本的な知識、技能の習得と思考力・判断力等の育成、学習意欲の向上であり、そのために授業時数を増加するということあります。三つ目は道徳教育と体育の充実であります。で今お話しましたようにこれまでの経過の中でいわゆるゆとり教育への批判があったことは確かであります。現在使われております現行の学習指導要領の生きる力の理念が十分に各方面、学校、保護者、地域、関係のところに浸透していなかったことがひとつは挙げられております。私はゆとり教育というものは子ども達に学習に浸れる時間を十分に与え、余裕のある中で子ども達に問題や課題にじっくりと取り組むことを狙ったもの、このように理解しておまして、現場でもそのように指導してきました。しかし子どもの自主性を尊重する余り、指導すべきこと教えるべきことにやや躊躇したという指摘があり、そうした面も否定できませんけれども、こうしたことからゆとり教育の批判があることと承知しております。しかし今回の改定につきましては「ゆとり」かその対極にある詰め込み教育かといった2項的なとらえ方ではなく、自ら学び自ら考える力を

育てるために基礎的な知識・技能を習得させ、その上に立って思考力や判断力、表現力などいわゆる活用力を育てる、この二つの学習によって学習意欲を更に育み、育てていくことこそ最も重要なことだと考えております。すなわち習得と探求、活用といったこの両者のバランスのとれた学び方が、変化の激しい時代を生きていく子ども達にとっては望ましい学習のあり方だというふうに私は考えております。以上であります。

議長  
宮下議員

時間です。  
質問を終わります。

議長  
6番  
野村議員

6番 野村利夫 議員

それでは一般通告書に基づきまして、1つ、町の木、町の花の普及について、2番として空き地の環境保全についての2課題について質問をいたします。町の木「イチイ」、町の花「シャクナゲ」、この1年間に私のところにいろいろ話がありました。これが質問の動機であります。駅前の「イチイ」の木を見ても「この木は何の木ですか」と、こういう奥さんからの問いであります。また「シャクナゲは学校にも無いが、無いと聞いていますが、子ども達は何処で見たらいいですか」と、まあこういうことを受けまして私は今回の質問をいたします。

先ず第1課題の町の木「イチイ」町の花の「シャクナゲ」町の花の普及について順次これから質問をいたします。昭和61年新町発足30周年記念事業として町民憲章と町の木、町の花を昭和61年7月1日に制定し現在に至っておるわけであります。そこで私は町の木、町の花である「イチイ」「シャクナゲ」は生き物であります。生きて花が咲き実を結ぶ答弁を望み質問をいたします。ここで木と花を分けて質問をいたします。

先ず初めに町の木「イチイ」について、20年経過した現在の普及状況について町長はどのように見ておられるか先ずお伺いをいたします。

町長

野村議員から町の木、町の花の普及等につきましてのご質問をいただきました。まあこのお話にございましたように、町の花、町の木につきましては昭和61年の新町発足30周年の年記念事業としてそれぞれに、町の木としては「イチイ」の木、花としては「シャクナゲ」ということで議会の議決をもって制定をされ、以来この啓発普及にまあ努めてきておるわけでございます。それぞれの公共施設また町民の皆さん方にもそれぞれの思いの中で施設に寄付をいただいたり、自らの庭等にも植えていただいとということでごうてまいりました。具体的にはこの調査を教育委員会の方でしておりますので、この「イチイ」の木の現在の普及、数値的なものにつきまして教育委員会の次長の方からお答えを申し上げます。

教育次長

それではあの「イチイ」の調査の関係についてご報告をさせていただきます。教育委員会では平成8年度からその身の回りであって昔の生活にかかわりの深かった街道や井水、石垣や石掘、また石造物など身近な文化財として捉え親しんでもらえるよう調査を行い本にして紹介をしてきました。この調査は文化財調査委員だけではなく広く町民の皆さんに参加を呼び掛けて実施しています。そして平成11年から12年度の2か年をかけまして、長年の風雪に耐え先人たちの手によって守り育まれた地域の景観に欠かさないシンボリックな古木、銘木、巨樹の調査を行っております。調査の結果につきましてはこうした飯島町の古木、銘木、巨樹というカラー刷りで紹介をされています。この中

には地区別、樹種別に26種168本の樹木が掲載されています。そして町木の「イチイ」につきましては石曾根の感通院の「イチイ」を初め、4つの区に6本の「イチイ」が推定樹齢、樹高、幹周り、枝張りを数値で表し紹介をしております。そういった形で調査をしておりますのでご報告をさせていただきます。以上でございます。

野村議員

それでは公共施設に植樹してはということについて質問いたします。それ前にこれから質問を続けていく中で1点申し上げておきます。例えば、例えばじゃありませんけれども飯島小学校、私はお邪魔をいたしました。来客、運動会の準備等大変なお忙しい中に有賀校長先生、直接ご案内をさせていただき私も一緒に全部見て回りました。町の木、町の花、木・花に、非常に関心が深いわけであります。造詣が深く私も感銘したわけでございます。その他飯島小学校、七久保小学校、飯島中学、全ての公共施設を私は回ってみました。その中でちょっとダブリますけれども、飯島小学校では「シャクナゲ」の時間、こういうものを作っているんです。毎日10分、まあこれはドリル、運動等やっておるわけでございますけれども、ここで「シャクナゲ」の話もできる時間で、大いにやっておるわけでございます。もう一つ「イチイ」の時間、毎日15分、これは読書を主としてやっておるわけでございますけれども、こんなところから飯島小学校には「イチイ」はありますけれども「シャクナゲ」は無し、七久保もそうであります。七久保の木内教頭先生はこちらへ来て時間も少ないわけでありますけれども、やはり「シャクナゲ」を本物を見る関係で自分の学習もありますけれども、七久保には「シャクナゲ」が非常に多くありますのその家を訪ねて見ておるといような話もありました。

中学校では高見沢教頭先生がお話がありましたけれども、「イチイ」はあるけれども「シャクナゲ」はない、まあ中央アルプスの登山がありますので、その時には見ていないんじゃないかといような話もございました。そこで平成9年公共施設の植樹でございますけれども、平成9年9月の一般質問で、今日先輩の議員さんも見えておりますけれども、ちょうどその時でございます。役場をはじめ小・中学校、保育園、公民館など公共施設、この時は27カ所ございました。そのうち12カ所に見られない見えないということで私、指摘をしまいましたが、現状もほぼ同じじゃないかと私は思います。まあこの中でその時の町長は今後新しいものを作ったときにはスペースをとって植えていくことを考えていきたいといような返事もいただいております。これからこの時点から10年たってちょうど20年になるわけでございますけれども、今回私が見たところではやはり27カ所、未だに11カ所あります。まあ中には完全にコンクリートで植えられないところもあるかと思っておりますけれども、主なところ、これは飯島保育園あるいは飯島体育館、陣嶺館、各種運動場など人の集う場所、集まる場所、こういうところに植えて、まず関心を持っていただくことが普及の第一歩じゃあないかと、また他町村でもこの問題まず第一にこういう町花・町木、こういうものについては公共施設に植えていくのが常であります。このようなことから町長の所信を私はお伺いをいたします。

町長

町の木である「イチイ」を、「シャクナゲ」もそうでございますが、出来るだけ更に公共施設に植樹をしてはというご提案でございます。町の木として制定をして歴史が立ってきたわけでございます。これまでの各公共施設にもできるだけまあ寄付をいただいたもの、それから町が直接各施設に植えたものそれぞれありまして、ただまあ全体的にはまだ不足、少ないのではないかといような印象も私も持っておりますので、ただ今

後まああの町の木である「イチイ」は大変まあ大木になるわけでありますので、その辺の管理面、それから「シャクナゲ」なんかは特にあの町の意図をもって指定したのはこの「アズマシャクナゲ」いわゆる原生・自然のこの奥山に自生しておる「シャクナゲ」をイメージした花でもってこの町の花として指定をしてございますので、今あの「洋シャク」と申しまして、非常にあの海外からの西洋シャクナゲ等が盛んに植えられて、これは非常にあの管理がしやすく花も多く咲くわけでございますけれども、なかなかこの既存の奥山からのシャクナゲというものは花を咲かせる管理というものが、土壌の面それから温度の面もございませぬ。難しくてかなり植えたところもなかなかそれが維持できなくて枯れてしまうというような状況もございませぬので、それらまたいろいろとまた場所・場所にあった形の考え方をしながら町の木、それからシャクナゲ等も施設、公共施設の方にはまあ町自らの努力で増やしていきたいというふうな考え方を持っております。平成6年のご質問も触れられてございましたけれども、そのようにやってまいりましたし、また役場の庁舎も新しくその後の建設施設でございますけれども、寄付をいただいたもの、それから回りの垣根もかなりの面積になっておりますので、そういうふうにして順次増やしておるわけでございますけれども、そんな考え方で今後対応してまいりたいと思っております。

野村議員

それでは今、町長シャクナゲの話もありましたけれども、先程言いましたように次の段階で答弁をいただいております。まあこの方については保育園はことに必要じゃないかなということをお伝えしておきます。次にこの問題で公共施設といえば施設でありますので街路樹の植樹について、これについては今、国道153バイパス、これも始まりました。そして堂前線、始まりました。堂前線については幅員10メートル、歩道方側2.5メートルということでお尋ねしたところが、植栽計画はないと、街路樹はないということであります。伊南バイパスこれは153号線幅員が28メートル、歩道、片道4.5メートル、このようなことで植栽計画があると聞いております。どうかこの辺についても計画に入れていただくよう申し上げていくことが必要じゃないかと思っておりますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町長

まあ今申し上げましたようにこの「イチイ」の木につきましては、非常にあの枝も張って大形木になるという形になります。従ってこの道路の通行に及ぼす影響の問題、管理の問題等々十分協議をしながら、堂前線についてはそうした幅員でございますので、当面まあ「イチイ」を植えて並木にしていくというようなことはちょっと考えられませぬ。少しまあ低木的な考え方でいくべきかなというふうに思いますけれども、国道についてはまあ駒ヶ根の工区につきましてもいろいろな木が植えられておるわけでございますけれども、町の一つのシンボルの木でもございませぬので、その辺とも十分また国道事務所、これからのまあ植樹計画等も具体的になってくると思いますので、可能な限りそうしたことも取り入れていただくような考え方の中で折衝をして取り組んでまいりたいというふうに思っております。

野村議員

今の関連でありますけれども、町長はとにかく大きくなると、まあ木を植えるには30年から50年向こうを考えて植えるわけでありませぬけれども、「イチイ」はいろいろ造形ができるわけでありませぬ。頭を止めて小さい丸みにして育てていくことも一つじゃないかと思っておりますので私の方から申し上げておきます。

次に町内住宅新築移住者、よそからこう入ってくる、また誘致企業、進出企業、並び

に出生、結婚に記念木を贈呈して祝意を表してはという質問でございますが、この記念木の贈呈でありますけれども、実はこの自然界の厳しさにも耐え、真直ぐに伸びる強靱な生命力、これが「イチイ」であります。企業については町においでいただいて、ことに感謝するとともに、町としても応援の意を表し、また飯島町、長野県、日本、世界一になってほしいとこういう願いを込めて、また住宅新築、結婚、出生については円満な家庭、第一の家庭を築いてほしい、円満な第一の家庭を築いてほしい、作ってほしいと、このことを伝えて私これからひとつ申し上げたいと思います。これはメッセージをつけて送ってほしいのであります。このメッセージは町長の直筆、焼いちゃあダメなんです。直筆でメッセージを添えて、これは何故かということをお申し上げますかということ、町長の熱意、心、一つの励みになります。木とともに後世に伝わり残り、大きな木とともに記念になるものであります。将来は宝になるかもしれません。一言申し上げておきます。全て一位を目指してほしいという祝意を表し、贈呈し普及を図ってはと私は考えますが、当町の所信をお伺いします。先程第1位質問者の時に町長は今度は現実的な質問が多いというようなことを申し上げておりましたけれども、やはり具体的な質問をしていかなければわかりませぬので、私は具体的でもって質問をこれからも続けてまいります。

町長

町の木である「イチイ」を啓蒙するについて、新しくまあ結婚をされた所帯、さらにまた新しく誘致をして進出した企業の敷地にできるだけまあ植えてもらってということでございます。そのことが町の想いが円満な家庭やいろんな面で一位に繋がってほしいというこのメッセージの発信になるというご質問でございます。考え、その理念は大変結構なことだろうと思っております。ただまああの新婚さん等につきましては、他の制度でもって今現在やっておることはご承知のとおりかと思っております。であのこの点につきましては前にもそういうお話がございまして、いろいろと検討した経過がございませぬ。他町村なんかの例も非常に多いわけでありませぬけれども、であの全部が全部まあ結婚された方、出生をした記念等の方にいろいろお聞きしましても、やっぱりあのそれぞれ事情が違うわけございませぬ。ひとつのアパートにお住まいの方、それから戸建てのお家であってもなかなかその植えるスペースもない、またいろいろ好みの問題もございましてなかなかあのこちらからそうしたこと、希望者だけにということになりますとまたちょっとそれはあの公平性の問題もあつたりして予算をというようなことも関連してまいりますので、いろいろまあ贈られる側の方にとっても受け止め方がそれぞれ違うというようなことにもございませぬので、他の方の支援の中で子育て支援、また円満な家庭はそれぞれのまた立場で築いていただきたい、というふうにまあして、現在しておりませぬ。従いましてまあ現在のところ一律的にこれを新婚さんなりに、あるいは出生した方にこの町の木を贈呈をして祝意を表していくというような考え方は今しておりませぬのでご了解いただきたい。

なおあの企業誘致に対する敷地への「イチイ」の植栽の問題でございますけれども、これはもう内堀醸造等も見ていただいて、かなりの面積にずっと並木で「イチイ」の木を植えていただいております。だんだん成長しておりますけれども、今後ともそうしたスペースのある企業の敷地、緑化の面積もこれはあの土地の計画上設けなきゃならないことになりますので、そうしたところにこの町の木や花を極力植えてい

ただくようなこととございます。なおあの道の駅にあそこの県道沿いに、これは洋シャクでございませうけれども、イチイが植わって、すばらしい花が毎年現場の管理もしっかりやっていたら咲いておりますけれども、あの時にもまあいろいろ検討しましたけれども、やはりこの自然の本来の自然のシャクナゲは無理だろうということでもってまあ現場の判断の中でああした赤い西洋シャクナゲを植えて立派に成長しておるとこういうこととございます。

野村議員

町長あのシャクナゲの話が出ますけれども、先程申し上げましたように、あとで今後出てまいりますのでお願いしたいと思います。実は一つの例でございませうけれども、この飯島の中で私たち一つのグループは8年ほど前から入学、高校へ入学した皆さんに「イチイ」の木を贈っております。非常に皆さん喜んでいただき、中には先程アパートの話も出ましたが、植えるところがない、それは親戚に植えたということで親せきに帰るたびに見ておられるというような話もいただいて、非常に結構なことじゃないかと思っておりますので、まあ前向きに進めていただきたいと、そして先ほど内堀の関係がありましたけれども、私はあの玄関のあたりに記念木を、大きなものじゃなくて小さいもので結構ですので、こう伸びる、伸びてまいりますのでそういう考え方で植えていくことが大事じゃないかと、それであの周囲に緑化の関係で植たといいますが、これについて質問いたしますけれども、この経費は町の方で負担しているかどうかその点についてお聞きいたします。

町 長

内堀ですか。

野村議員

先程内堀の話が出ましたので。

町 長

内堀醸造のあの周景木である「イチイ」は企業の負担の中で入れていただいたということとあります。

野村議員

それでは第4点目の「みどりバンク」、まあこれは私が付けた名前でありませうけれども、家庭の不要木、まああの「用」は用いるあるいは要、私はもう全く不要になったという考えでこの字を使ったわけでありませうけれども、最近は新築、家庭で新築・増改築、あるいは手入が困難で切り捨てる場をよく見かけます。いわゆる誰でもが不要木を仮植する場を設置して、植えていただく、いらぬ木は、まあ小さいものは自分で運んで、先程言いましたように、生命のあるものですから植えていただく。そうしてまた大木の場合、これは自分では運べませんのでその設置の場所へ持って行って看板を立てていただく、こういう木がありますけれど、と言う一定期間を立てて立てる。実際にやってみて私は有効植樹であるんじゃないかと、不要木を生かしていく、ただ町の木をずたずた切ってしまうたり枯らしてしまったりは悲しいわけでありませう。そこで「みどりのバンク」を設置して有効活用を進め普及を図ってはという私考えを持っているわけでありませうけれども、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町 長

それぞれの家庭でまあ不要になった、建て替え等によって支障になったというようなこの木を一堂にまあ情報を集めて、場所をまとめて設置をして、これを他の希望者にまた有効的に回して植樹をしていったらとこういうご質問かと思っております。まあお話ございましたけれども、この不要となった特にイチイ等とございますが、各家庭によっては大きさや形状、それから垣根等の庭木にしたものがそれぞれ顔・姿が違うわけとございませう、これを他の第三者にまた有効に利用していくということはなかなかこれは難しい一面があるんじゃないかというふうに思っております。それから一堂にまあ仮植をしてそ

の場所を提供をして、その時期が希望が来るまで有効的にこの植えるまでの管理等を町の主体の中で集めて対応していったらどうかということとございませうけれども、まあこうした考え方の問題を町のこの取り組みとしてするべきものであるのかどうかというようにもわたし自身が思うわけでありませう、これはそれぞれの対応の中とどういうようなことが一番いいのではないかとございませう、じゃ町が取り組んでいくのは少し無理があるというふうなこととございませう。この不要になったイチイ等の木につきましてはそれぞれまあ個人の立場で、お互いの同志で、あるいはまた庭屋さんとも相談をしたりして、情報交換の中で、せっかく育てて丹精してきた木とございませうので、確かに枯らしてしまったり処分してはもったいないということもございませうので、そうした方法によって生き長らえていってもらいたいということが一番いいのではないかとこういうふうに思っております。

野村議員

それでは第5番目の「イチイ」、「イチイ」の現況、周囲、樹高、年齢、生垣、長さ、高さ、珍形木、などを調査、これはまあ私、申告制としておるわけでありませうけれども、「イチイ」の普及と緑に関心を持っていただくために、例えば周囲、太いもの、樹高、年齢、古いもの、生垣、長さ、また珍形木とこう私、載せてありますけれども、やはりこのイチイはいろいろな形に造形できます。また先程自然木でどんどん伸びて太くなるということでありませうけれども、こういうものも大事でありませう。そういう申告制を受けて町で受けてあるいはどこかで受ける担当を決めて受けていただいて、これを飯島広報あるいはC E K、今日は新聞の方が見えておりますけれども新聞社の方、あるいはテレビなどを利用して大いに普及を図らにやまずいと思っております。そのことについて先ず町長のお考えをお伺いをいたします。

町 長

先程のご質問でこの町全体の普及状況について教育委員会の方から、その2年前に調査をした比較的あの幹の太さの大きいものの数値を申し上げましたけれども、全体として町内全体に何本あってそれを申告によって常に行政の立場でつかんでおくまあ必要もあるかとは思いますが、今、積極的にこれを調査をして次のまあ行政の取り組みへの資料にするというふうなことは考えておりませう。ただあのできるだけ町の木については今後も普及をしていく必要があるということとございませうので、この広報等で啓発活動は精一杯一生懸命やっていきたいと思っておりますけれども、それを植えて管理をして育てていくということはそれぞれの町民の皆さん方のひとつのこの町の木であるということに思いをした意思の表れとして是非取り組んでいただきたいたいということとございませうので、そここのところがまあいわゆる行政と町民の皆さんとのあるいは地域との役割分担の一つの考え方であるというふうに考えております。

野村議員

先程教育次長からも話がございませう。実は平成9年9月調査について私は質問したことがございませう。その時に前町長ですけれどもまあこの選定については状況、詳細の状況、あるいは種類、学術的な調査はしなかつた、まあ10年過ぎたあの時点でも現在も調査をしてないということと検討をさせてほしいという、まああの検討、研究はありませんけれども、検討、検討、いろいろありますけれども、どうもはっきりしてこないわけでありませう。その後、先程次長が話ありましたように教育委員会が飯島町古木・銘木・巨木を平成11年から2年間かけてその本を発行したわけとございませう。その中にイチイが6本載っております。まあこのご苦勞に対しては感謝と敬意を表したいと思っております。そこで町としてこの本を作ったわけでありませうので、所有者の承諾をいただ

町 長 いて、いつでも見たい方は見させていただきたいと、こんなことをお願いし、この普及やってほしいということでありますので、町長の考えをお伺いいたします。

町 長 まああの調査に基づいて歴史のある銘木といわれるこのイチイを、やはりその関心のある造詣の深い方は見たいという気持ちのお持ちの方もおられるかと思えます。その資料を収集したときに第三者にまた見てもらうということの了解はとっては無いようでもありますけれども、それはまあ一つのこれはまたあのそれぞれのまた地域の宝の一つでもあるというような考え方の下に、是非これはそうした希望の方は直接その方をお願いしていただければ、多分それは困るということとは言ってはいただけないのではないかと、了解していただけるものということでございますので、是非ひとつそれは個々の判断の中でまた取り組んでいただければというふうに思っております。

野村議員 まああの個人の判断でということでありますけれども、やはり、か弱い方もおりますので是非町長の方から 1 回は承諾を得ておいていただきたい、こんなことを考えますがいかがでしょうか。

教育長 6名の方につきましては事前に冊子に挙げる、掲載をするという前段で、掲載をしてもよろしいかどうかということは、承諾を得た上で本にしてあります。その段階で止まっておりますので、改めて許可を得るということは次の段階になるかと思えますが、なかなか個人情報等いますか、現在の状況を踏まえると難しい点があるのではないかなというふうに考えております。従いまして積極的に許可を得るところは現在のところは考えておりません。

野村議員 それではこれから町の花「シャクナゲ」について質問をいたします。現在、まあ私公共施設、各保育園、小・中学校に植えたらどうかと、植えてほしいということでありますけれども、先程町長も触れておりましたけれども、役場の関係あるいは保育園の関係等々変わってきておりますけれども、27の公共施設のうち役場、役場にはこれは31年中学卒業生ですが還暦のお祝いでも贈っていただいたシャクナゲが2本玄関の左奥にあります。まあ窓越しにも見えますけれども非常に元気でおるわけでございます。もう1本は、これ皆さんわからないかと思えますけれども、環境改善センターの中庭に2本ありましたけれども、1本がかるうじて生育しております。1本は枯れております。もう一つは文化館、これは西側の池のほりですか、ここに3本あります。これもホントに植わっております。もう一つは社会福祉協議会「石楠花苑」名前のとおりここには2本あります。これもまあまあ元気でおりますけれども、まあ飯島町の公共施設には全部で8本あります。8本です。これは日本シャクナゲであります。その他西洋シャクナゲ、これは東部保育園、森下園長先生にもお行き会いしました。その他の保育園も行きましたけれども、園長先生に行き会えませんでしたけれども、非常に熱心に樹木についてどこに配置されておるまでご存じでありました。ここには西洋シャクナゲが24本あります。去年から真っ赤な花をつけてきております。それで「石楠花苑」には3本あります。これは西洋シャクナゲで27本であります。そこで飯島小学校にはシャクナゲの時間の問題も、私、先程述べましたけれども、実物は見られない。七久保小学校も同じ、見られない。飯島中学校も実物は見られない。であります。まああのこれも教育委員会を出している「ふるさと飯島町」郷土学習資料集ですか、教育委員会、飯島小学校、七久保小学校、この最新版は14年4月出しておるわけでありますけれども、これには非常にこのカラーで日本シャクナゲ「アズマシャクナゲ」が載っております。まあそれも見て

いろいろの懇談をしたわけでありますけれども、是非このシャクナゲ、これについては先程町長もお話ありましたけれども、土壌あるいは日照関係など大変管理が難しいわけであります。町の花でありますので町の将来を担う保育園、小・中学校の皆さんですので、生きている木にやはり目で見て触って体験学習用に植樹が必要と私は考えますが町長のお考えをお聞きいたします。

町 長 まあこの花でありますシャクナゲについても、木のイチイと同じように考え方でまあ対応していかなくやというふうには思っております。特に公共施設についてはできるだけまあその本数を増やしていきたいと、ただあの再三申し上げておりますように、この町の花としてのイメージはいわゆるこの自生をしておる日本シャクナゲが1つの原点でありますので、非常にあの私もまあ個人的にも庭へ植えたりなんかするけれど、なかなかうまく育ちません。大きいものになると大変まあ高いお値段のものになりますし、その辺のところ非常に隘路でなかなかこの各それぞれのご家庭なんかでも増やていかないということがあるんだらうと思えますけれども、まあ公共施設については一つのシンボルでございますので、それぞれの施設にできるだけまあ、土壌や日照条件に合ったような形の中で十分また検討しながら、方向としてはまあ増やしていきたいというふうに思いますが、果たしてまあ実際に植えて、町でもまだ植えたものもありましたけれども枯れてしまったというような、役場の庁舎の中でもありましたけれども、そういう難しさがあるということだけはひとつお含みの上でひとつご理解いただきたいと思えます。

野村議員 関連で質問していきます。まあ近々の体験学習用として一般家庭、先ほど七久保小学校の教頭先生は見に行っているという話もございましたけれども、やはり町全体であるいは区ごとに選定をし、シャクナゲがあるすばらしい家も私も知っておりますけれども、選定をして見せていただくように、こんなことをやったらどうかと私は考えますが、町長お考えをいかがでしょうか。

町 長 まああのそれぞれの庭屋さんははじめ専門家の方は、そうした技術が非常に持つておるためにうまく育っておるというようなこともございますけれども、また機会があったらひとつ参考にはさせていただきたいというふうに思っております。

野村議員 それでは第2点の空き地の環境保全についての質問をいたします。町内の美化を図る点から民有空き地の環境保全について質問するわけでありますけれども、商有地にもありますので、私はタイトルをわざわざ空き地としました。毎年のものでありますけれども、盆前になりますと新聞報道などで飯島町は水田の畦畔や土手の草刈りが進み、美しい町ということで称賛されておるわけでございます。ここで現在の状況を町長はどのように見ておられるか先ずお聞きいたします。

町 長 2つ目のご質問でございますこの環境保全の問題で、町内のいたるところにまあ空き地や遊休地、ここにまあ草が生え、それから害虫等が生息して非常にまあ住民の生活環境も大きな影響を及ぼしておるという状況は十分私も認識をしております。具体的なまたご質問も出てくるかと思えますけれども、そうしたあの住民通報等を受けて担当課の方では都度まあ指導を申し上げながら、土地の所有者等に対しても指導を申し上げて、できるだけ除去管理をしてもらうような形で現在進めております。地域によっては大変深刻な部分もあるということは認識をいたしております。

野村議員 現在の取り扱いについて、雑草の繁茂の取り扱いについては私、担当課ともお伺いを

いたしました。その面では近隣から雑草が繁茂している、その近隣から苦情があれば所有者にお願いして処置していると、苦情がなければそのままです。これは苦情がなくとも、パトロールあるいは職員が町内に各地に出向いた時、いろいろ自分の仕事以外にも見ていただいておりますけれども、情報を入れて対処する、まあそして環境保全のため前向きな取り組みが必要と私は考えますが町長のお考えをお聞きいたします。

町長

まあこの空き地等におけます雑草の繁茂等について、町は積極的に事前のパトロールやなんかをして現況把握をしながら未然に防いでいく必要があるではないかということだろうと思いますが、一部まあ農業委員会等ではこの遊休農地というようなこの調査の中で、事前にそうしたことを農家の皆さんあるいは地域の営農組合等とも含めて対応しておるケースがございますけれども、一般のこの雑種地等への空き地に対するこのパトロールというようなことにつきましては、今この限られた担当の中ではとてできる事前の余裕がないわけでございますので、情報をいただいたことによって対応しておるのが現状でございます。今はその辺が限界かなというふうに思っております。

野村議員

この町長の今、今の職員の中では大変だということ、ごもつともだと思います。しかし自分の仕事に行って車の運転しながら、あるいは土曜・日曜に歩いたときなど、あそこには草が多いのと、これも大変だということになれば飯島の町は草が多くなるんじゃないかと私は思います。そこでまず第1点に空き地の放置カ所にみられるこの雑草の繁茂、空き缶などを捨てられ、秋以降に枯れ草による火災発生の原因になり、住民は不安を持っていると、そこで空き地の所有者に対して草刈りの義務付けの方策を設定する考えはあるかないか、あるなしだけをお答えをいただきます。

町長

所有者に対して町の条例等の法的な規制をもって、今するということ方は持っておりません。

野村議員

それでは提案をいたします。空き地の所有者、町民に限らず他市町村にもいるのであります。草刈りを義務づけることは至難であると私は思います。町長の答弁のとおりだと思います。まあ消極的な姿勢では物事は一步も進歩していかないであります。そこでまず空き地の所有者に草刈りをするこの義務付け、まあ近くにおれば当然やってきますけれども遠くにもおるわけであります。義務を履行しないものについては町が代わって草刈りをして、まあ本人にお知らせすると、草刈りに要した金額はまあ代執行といえますか、料金を納めていただくと、良好な関係が保てるものと私は考えます。まあ強制力を持つような、まあ先程条例という話がありましたけれども、まあ人対人の関係もありますので、ある程度強い強制力のあるものを制定して、まあ条例が一番いいかと思っておりますけれども、いかが町長はお考えかお聞きしたいと思います。

町長

まあこのことに取り組む姿勢が消極的によって、どんどん町の空き地が荒れて草が増えていってしまうということではないと思います。これはあの法的な一つの考え方によって規制をしていくということには少しまあいろんな議論もあるということでございますので、ただ、今、町が、いままでもそうございましたけれども、目指しておるこの協働のまちづくりという取り組みの中で、それぞれの自分の責任、地域の責任、それから行政責任、そこにはおのずと分担区分というものが責任分野というものがあるわけでございますので、いろいろと情報交換としては町は行政的にそれを取り組んでいかなきゃなりませんけれども、不在地主の方等への草刈り等代行して後で請求書でいただく

というようなことは、なかなかこれは難しいことだろうと思います。地域の皆さん方もこれはあの土手の草刈り、河川の清掃もそうでございますけれども、地域の環境は自らその周辺の人が自ら守っていただいているというこの考え方の一環の中で、こうした空き地のまた草の除去というようなものも含めてやっていく、そのことがまさに協働のまちづくりの一つの考え方であるということ、だいぶこうした考え方が進んできたと思っておりますので、是非ひとつ行政の取り組みにも限界がございます。予算的にも限界もちろんございます。ひとつ自己責任で是非お願いしたいというふうに思っております。

野村議員

それでは最後の質問になりますけれども、まず私は町の木・町の花について町で出している選定の内容をちょっと読んでみます。「厳しい寒さに耐え」これは「イチイ」であります。「真っすぐ伸びていこうとする強靱な生命力はそのまま町のたくましい発展を、また光沢のある新緑の細かい葉はさわやかで美しい町づくりを意味している」と、これは町内に随所に「イチイ」があるということになっております。次に「シャクナゲ」、「花は鐘の形ですけども5月から6月にかけて咲く薄紅の優雅な花を木々にあふれ、心安らぐ町の平和な象徴です」よと、まあ私、もう一度皆さんに知っていただくためにお知らせしました。そこで地域や家庭に花木にあるいは日々成長する花木の姿は潤いや安らぎを与えてくれます。また緑には日差しを防ぐこと、あるいは気温を下げる効果があり、地球温暖化防止の取り組みとともに注目されています。この面からも大いに普及を図ることが大事と考えます。町長に最後に考えをお聞きして終わりたいと思います。

町長

お話ございましたように、この昭和61年の新町発足を記念して30周年、この記念事業として選定をした町の木である「イチイ」、花である「シャクナゲ」、当時私も総務課の事務局でこれを担当させていただきまして、この選定委員会でも日夜議論をした結果で、いろんな由来に基づいて選定をされたというまあ権威のあるものでございます。従ってあの「イチイ」でいえばたくましく育っていくこの姿、また花でいえば可憐な花、おっしゃったとおりでございますので、一応これを町のシンボルというふうに位置付けて、ただ町のたくましいまちづくり、それから美しい環境のまちづくり、これはあの全て「イチイ」と「シャクナゲ」に埋め尽くしてというわけにもまいりませんので、いろんなこの地球温暖化環境というものはいろんな汲み取りかたによって、緑を造成しながら進めていくということが肝要でございますので、ただまあ公共施設の「イチイ」等につきましてはまたできるだけそのことも増やしてというふうに思っておりますので、今後とも精一杯努力をしてまいりたいというふうに思っております。

野村議員

終わります。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻を11時10分といたします。休憩。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

議長

会議を再開いたします。一般質問を続けます。

9番 平沢 晃 議員

9番

平沢議員

本論に入る前に自民党の総裁選が告示され5氏が立候補を届け出ております。首相が2代続けて政権を投げ出し、党の政権担当能力に国民の厳しい目が向けられる選挙になります。日本は今、原油高による物価高騰と景気減速の中にあり論点は大変多いと思います。景気対策のため財政支出をするのか財政規律を重視するのか、消費税率を引き上げるのか、安心できる年金制度をどう構築するか、その他にも医療問題、農林業問題などなど、日本の将来像をはっきり示して国民の納得のいく政治の姿に期待をしたいと思っております。

それでは通告に従いまして以下大きく2点について質問をしてみたいと思います。先ず最初に一つとして生活習慣病の取り組みについて順次質問をしてみたいと思います。わが国における高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が増大しており、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が要請されております。平成12年に国民健康づくり運動として「健康日本21」が開始され、平成13年には医療制度改革大綱が策定され、その中で特に健康寿命の延伸、生活の質の向上を実現するために健康づくりや疾病予防を積極的に推進する指摘がなされております。平成14年には医療制度改革の一環として健康増進法案が衆参両院で可決成立されました。このような流れの中で当町的生活習慣病の発病の現状は現在どのような状態にありますか先ずお伺いいたします。

町長

それでは平沢議員から生活習慣病の取り組みの中で、この発症の現状についてのご質問がございました。現状の細部につきましては後ほど担当課長の方からお答えを申し上げたいと思いますが、今年4月に発表されました平成17年度、少し年数が前になりますけれども、この17年度の平均寿命を見ますと当町は国県に比べて男性の寿命は非常に長い、女性も同じくらいになっているということですのでございまして、介護保険の認定率もそう高くございませんので、健康寿命につきましても大変良い状態にあるというふうに認識をしておるところでございます。血压管理を含めて生活習慣病予防対策が健康づくりや介護予防、また医療費の対策としても大変最も重要な部分であるというふうなことでございますので、今後とも必要な予防医療等につきましての施策をきめ細かく重点的に対応するよう努力をしてみたいと思っております。後ほど課長の方からお答えします。

住民福祉課長

それでは補足説明をさせていただきます。まず平均寿命の関係でございますが、男性の寿命は国が78.8歳、県が79.8歳で町は80.5歳と若干長くなっております。また女性につきましては国が85.8、県が86.5歳に対しまして、町が86.3歳と横並びの状態でございます。次に介護保険の認定率の関係でございますが、伊南の他市村に比べまして介護度が低い方は他の市村が50%台であるのに対しまして64%と高く、他方介護度の高い方は他の市村が40%台に対して36%と低い状況でございます。介護保険の認定を受けた原因疾患はどの年齢層でも1位は脳卒中でありまして、次に骨折、老衰と続いている現状でございます。

次に生活習慣病の町の現状でございますが、ここ5年間の脳卒中等動脈硬化、いわゆる心臓の疾患それから脳卒中の合計である死亡原因の割合は約32%で、これは単体の癌の24%よりも多くなっている現状でございます。また男性の平成10年から14年の男性の脳卒中等血管疾患は、標準化死亡比は国を100としたとき、県の115.5に対しまして町は130.7と15ポイントほど高く、女性は心筋梗塞が県の92.3に

対しまして町は116.1と24ポイントほど高くなっております。このこと逆に言いますと当町は男性は心筋梗塞が、女性は脳卒中等血管疾患の死亡比が少ないという現状であります。

また医療費分析から見てますと通院件数では高血圧が生活習慣病の約65%を占め、次に高脂血症、糖尿病、肝臓疾患と続いております。費用額の方で見ますと癌が全体の18%を占め、僅差で腎不全、その次に高血圧性疾患、糖尿病と続く現状であります。これを1人当たり年間費用額の平均で見ますと人工透析が約3,900,000円で1番となり、次に癌が約2,900,000円、次に総合失調の900,000円、脳梗塞の700,000円と続いております。以上補足説明とさせていただきます。

平沢議員

今のデータのとおり、この生活習慣病に対するその認識度が一存であるということが分かるわけでございます。それで健康づくりやこの疾病予防を積極的に推進する必要があります。この指摘がなされております。これは先程町長申した平成14年度には医療制度改革の一環として、その健康増進法案がこれも衆参両院で可決成立されております。このようなこの流れの中でこの当町的生活習慣病の発病の現状はどのような状態か先ず初めにお伺いしたいと思います。それで重複しておりますのでこれはそれじゃ先程の答弁でなから済んでおります。

生活習慣を重点に置いて今度の疾病対策を考えていくには町民に正しい情報を提示する必要があります。そこでこの病態に応じた日常生活指針、これを別途作成して生活改善につなげるようなお考えはお持ちでしょうか。この点をお伺いいたします。

町長

2つ目のこの健康・予防・医療も含めて日常の健康維持をするための、日常のこの生活指針を町がガイドラインとしてお示しをしてということで、現在も取り組んでおります。その中で特にまあ重要な意味を持つこの町の食生活指針というのがあるわけでございますけれども、この飯島町の健康づくり計画の中に6項目の指針に沿って健康教室などで栄養指導を行ってきております。食事バランスガイドは2005年に厚生労働省、農林水産省が作成をいたしましたもので、食事の望ましい組み合わせやおおよその量を分かりやすくイラスト的に示したものでございまして、これは長野県版、各県にも各市町村にもあるわけでございますけれども、県のこのガイドラインにつきましても昨年の健康づくり大会、参加いただいた方はお配りをしてございますけれども、そこでお話を申し上げたり、それから健康教室でもこの資料を活用しながら予防医療に心掛けておるところでございます。具体的な6項目のこのガイドラインの内容につきましては担当課長の方からご説明を申し上げます。

住民福祉課長

食事バランスガイドの6項目の内容についておつなぎ申し上げます。まず1つ目としていろいろな食品のバランスをよく食べる。2つ目として3度の食事のリズムを大切にしていく。3、食事やおやつを楽しんだら体を適度に動かしてもらおう。4つ目として塩分の取り過ぎに注意をし薄味習慣を身につける。5つ目として家族みんなで団らん、料理をし、身近な食材を利用する。6番目として心の触れ合う食卓を心掛ける。の6項目であります。

平沢議員

只今6項目のガイドラインの説明がございましたが、そのように生活習慣病というものこの重大さがここに来て起きておるわけでございます。それで健康と生活習慣病でこの疾病予防を図っていく上で、先ほど6項目のガイドライン示されましたけれど、休養と食生活運動、それから喫煙、飲酒等のこの生活習慣に対するこの手法が重要であると思

住民福祉課長 いますが、これらの問題点に踏まえた検討はなされているのかどうかお伺いいたします。

平沢議員 お答えします。自分の健康は自分で守ることが根本だと思われまますので、町の指導はもとより、各耕地での健康教室また出前講座等を利用し、そちらに参加していただくことで自覚を促していきたいと考えております。

住民福祉課長 国民栄養調査によると国民1人1日当たりの栄養摂取量は、これはほぼ横ばいでおるそうでございます。しかしこのエネルギーそれから炭水化物が減少の傾向に対して動物性タンパク質それから動物性脂質が今増加傾向にあると、それから今、食塩の関係ありましたが、食塩摂取量は減少傾向にあったがここ数年は13グラムと1日10グラムの目標摂取量を超えているとこういうデータがあります。生活習慣病とのこの因果関係をどう見てこの点は指導しておるのかお伺いいたします。

平沢議員 議員さんご指摘のとおり、現在の食生活が西洋的な食生活に変わってきていることは言うまでもありません。先程お話申し上げましたとおり、塩分の取り過ぎあるいはご指摘のございました種々動物性脂肪の取り過ぎ等について留意をしながら啓蒙を図っていきたくております。

住民福祉課長 過日この戦後食生活の変容と農業、これをテーマに日本大学の生物資源科学部の安村碩之先生の講演を聞く機会がありました。その中から今日の食を象徴する若者の食事を取り上げて、現在このコンビニ食、それから中食、この中食っていうのはお昼じゃなくて、お惣菜等のことだそうでございます。それから外食の一般化を挙げ、食の外部化率が現在42.6%を占めていると、これが栄養バランスの乱れとなり、強いてはこの精神病の増加につながるこの重大さを指摘されました。そこで当町ではこの食生活の指針の普及と食育、先程のあれでも出ておりましたが、食育の推進にどのように取り組んでいるのかこの点についてもお伺いしたいと思います。

平沢議員 若者の食事の偏食傾向はあると思われまます。心身の健康が第一でございますのでそこを重点に検討をしていきたいと考えております。

住民福祉課長 懐かしい言葉ですが家庭の味、それからまたおふくろの味、この喪失がこの伝統的食文化の崩壊につながっていると推測します。是非地産地消を目指して風土に根ざした、この風土、この料理の推進を図っていただきたいことを申し添えておきます。これは答弁はけっこうでございます。

平沢議員 次に精神病対策は昭和30年代以降、この脳卒中、癌、心臓病の三大成人病を中心にして各種の施策が講じられてきました。その後国民の生活環境それから生活習慣の変化や成人病対策の効果が表れて、脳卒中とか胃癌、それから子宮癌の死亡率は減少したが、糖尿病等この合併症による著しく生活の質の低下を招く疾患が増加している現状にあります。当町ではこの生活習慣病に着目した疾病対策にどのように取り組んでいるのかお聞かせください。

住民福祉課長 お答えします。今年度高齢者の医療の確保に関する法律により、健康と長寿を確保しつつ、医療費適正化の一環として生活習慣病を中心とした疾病予防対策が始まりました。この法律によりまして、40歳以上の方は加入している医療保険者が生活習慣病予防対策を行うこととなりました。それに該当しない方につきましては健康増進法に基づき予防対策を行ってまいります。当町は議員さんご存じのとおり3年前から保険予防担当と医療保険担当が1つの係となりました。医療保険者がやる対策、町としてやる対策が連携しやすくなっているのが現状でございます。また65歳以上の生活習慣病につきまし

平沢議員 では介護予防担当と連携して進めることになっており、生活機能評価を含めた検診を同時実施しているところであります。75歳以上の長寿医療保険の方につきましては主に福祉系の地域支援、介護予防の場面で取り組むこととなっております。以上であります。

住民福祉課長 ちょっと細かくなつてすいませんが、この老人保健事業で健康教育それから健康相談を実施していることは先程お聞きして、今の保険担当、医療担当の関係で認識しておりますが、この生活習慣改善指導、これはどのように行っているのかこの点をちょっとお伺いしたいと思います。

平沢議員 一例を申し上げます。この10月に開催をする予定でございますが、メタボリックシンドロームの脱出教室ということで、町が主催をいたしまして健康センターで対象者についてメタボリックの脱出、いわゆる生活習慣病を主なものとした脱出教室、年4回の予定でございますが、そんなような取り組みをしております。

住民福祉課長 また集団健康スクリーニングの受診者の特定保健指導が必要な方につきましては、相談日を10月につきましては3回、また健康づくり教室につきましては年4回を開催し予防に徹底をしている状況でございます。

平沢議員 ちょっと関連してこの成人病の早期発見を目的としたこの二次予防対策、これは老人保健事業として市町村が実施主体とお聞きしていますが、町として住民にこの点はどのように周知しているのかこの点をちょっとお聞かせください。

住民福祉課長 このことにつきましては機会をとらえ、広報あるいは有線等を通じ、また地域からの要望があったときにそのような教室を開催し周知徹底を図っているところであります。

平沢議員 それでは次に先程ちょっと出ましたメタボリックシンドローム、この取り組みについてお尋ねいたします。2008年4月から始まったこの新しい検診、特定健康診査はこれは別名これはメタボ検診と呼ばれております。先程課長の方から話がありましたように、これは40歳から74歳の被保険者及び被扶養者に義務付けられております。これはメタボリックシンドローム予備軍を早期に発見して適切な生活指導を行い、生活習慣病の発病を予防することが目的とされて謳われております。この当町ではこのメタボリックシンドロームとしての生活習慣病に対する保健指導と治療のあり方について、この点をどのように取り組んでなされているのかお伺いいたします。

住民福祉課長 従来地域保険では老人保健事業として生活習慣病予防事業が行われてまいりました。今年度からは議員さんご指摘のとおり特定検診の結果、メタボリックシンドロームの該当者予備軍の方に対しまして生活習慣の改善に重点を置いた特定保健指導を行ってまいります。具体的には保健指導の必要性の度合いによって、先程お話を申し上げました、メタボリック脱出教室に参加をしていただき、ご自身の生活改善に広げていくものであります。なおそれ以外の方の検診後の取り組みにつきましては保健センターの相談日の利用や健康づくり教室の参加を呼び掛けてまいりたいと考えております。

平沢議員 それじゃもう少しちょっと掘り下げて、このメタボリックは一応代謝、それからシンドロームは症候群の意味で、このメタボの状態をそのままにしておくとか動脈硬化とか様々な病気を発病したり、重症化してこの生活機能低下を招く恐れがあります。また生活習慣の激変により成人していない子どもが糖尿病を発病するようなケースが非常に増えております。生活習慣病検診の町民への周知と保健指導のあり方について、この点今あの先程は老人っていうかその方が主でございましたけど、この今の言う子どもの発生、このような検討はなされているのかどうかお伺いいたします。

住民福祉課長 子どものころからの予防対策の件につきましてですが、今後更に学校、保育園とも連携をして生活習慣病の予防対策を進めていきたいと思っております。また昨年度まちづくり健康推進会議の中に子どもの生活習慣部会を設けましたので、教育委員会とも連携をとり地域ぐるみの活動を今後展開していくように計画をいたしております。

平沢議員 今後の生活習慣病の予防対策について今度は質問していきます。生活習慣が改善されて住民が健康な生活を続けるならば、住民が幸福であるばかりではなくて、行政も国保会計のみにとどまらず、この多方面にてこの好結果をもたらすと思っております。先程申したとおり当町ではこの消防団員を中心にメタボリックシンドロームの検診とかピロリ菌のスクリーニング検査を他町村に先駆けて実施していることはこれは高く評価するところであります。「生き生き検診」も多くの町民が受診なされていることは認識していますが、この生活習慣病対策として他に何か推進している事例がありましたら具体的に教えてください。

住民福祉課長 他には特段ございません。

平沢議員 素晴らしい取り組みは率先的にまあやっていただきたいと思っておりますが、この生活習慣は正直にその基本が身につけられると言われております。このような疾病概念、この導入により家庭教育や学校保健教育などを通じて、この正直からの生涯を通じた健康教育が必要と考えられますが、まあこれはこども室辺りで取り組んでいることは私も認識しておりますが、この点は町長、また関係ありますから教育長はいかがお考えかこの点についてお答えください。

町長 まああの今、それぞれお答えをしておりますように、先ず何をおいてもこの予防医療、予防保険、これが生活習慣病の未然防止などに何よりもまあ一番大切なことであるということで、きめ細かくできるだけの対応を町民の皆さん方の理解を得て、いろんな場面で推進しておくことはご理解をいただきたいと思っております。と同時にまたこれはあの年齢的にも乳幼児から大人のお年寄りまで一貫したこの考え方を構築をして健康づくりをしていくということが何よりも大切でございますので、そうした長い年齢層のこの捉え方をしながら、子ども達につきましてはまた保育園、学校教育それから大人になればまた生涯教育、それぞれ健康づくり教室等を中心に施策を展開してまいりたいというふうに考えております。

教育長 教育委員会の立場から対応でありますけれども、入学前の就学前健康診断、健康教育、それから就学後の家庭訪問、保護者懇談会等の機会を通じて個別に対応しております。また「つばさの会」等それぞれ外部団体の関係する組織を活用して児童生徒の健康管理、生活習慣病の予防対策等行っております。以上であります。

平沢議員 それぞれ、こども室を中心にいろいろ取り組んでいることは結構であります。ちょっと私は一番懸念するのはこの生活習慣病対策として、この仕事に忙しい年齢層、この対策が手薄ではないかと思っております。まあ若い人は会社で検診しているので、これでは済まされません。そこでこの生活習慣病予防のために希望者に運動量などを記録できる機器、これを貸与してこのインターネットを通じて生活指導を行う事業、先程申した体脂肪率や肥満度それから内臓脂肪量、それから栄養量などを測定して、このデータに基づいて保健師や管理栄養士が分析してアドバイスをすると、こういうことを行うことによってやはり若い人たちはこの一定の時間に一定の場所に集合する必要が非常に大変だと思っております。これが削除できますので、この仕事に忙しい年齢層も参加可能であるとも

に参加者の拡大も予想されると思いますが、この生活習慣記録器、これのことをライフコーダーって言うそうでございますが、この取り組みについては町長はいかがお考えでしょうか。

町長 まああの町民全体のこの健康予防については、それぞれの立場でまたご本人も自分のこととして十分関心を持って取り組んでいただく必要があるということでございます。制度的にもいろんな施策の中でやっております、特にあの今お話にございましたこの若年齢層と申しますか、まあ働き盛りの若い皆さん方の健康管理というものがややもするとこの無関心であり、まあ働くことに一生懸命でなかなか自分の健康を振り返る機会も少ないんじゃないかというふうに思いますけれども、それでもまたあの国保の運営もそうでございますし、各職場の健康保険のまた取り組みの中で健康チェック健康診断等は十分また制度的にも開かれておまして取り組んでもらっておると思っておりますので、やはりその辺は職場と事業主とそれから働く者とのキャッチボールの中で、自分の健康管理というものは十分自ら考えてやっていくということが必要だろうというふうに思っておりますのでそれでいいと思っておりますけれども、その今言う機械等の記録の問題については今後の検討課題というふうにさせていただきますと思っております。

平沢議員 まあ参考までに申し上げますとこの新潟県とかまた東村山市、これのとおりではこのライフコーダーについての先進事例も公表されております。この非常に行政面ばかりではなくてかなりの実績が上がっているとの報告がありますので、まあ今、検討課題と申しておりましたけれども是非取り組んでいただきたいと申し添えておきます。

町長 それでは次に2つ目の質問に入ります。全国学力テストの結果をどうに捉えているかについてお伺いをしたいと思います。この全国の小学6年生と中学3年生を対象に昨年に続いて行った全国学力学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果が公表されました。昨年同様に知識の活用に課題があるというのがこの実施した文部科学省の見解ですが、この評価をどう捉えているのかこの所信をお伺いしたいと思います。

教育長 最近何かと話題にされております全国学力テストであります。今お話にありましたように正式名称は全国学力学習状況調査、国も県も市町村教委もそのような名称を使っております、学力テストという用語は使っておりませんので、これに基づいてお答えしたいと思います。今お話にありましたように、昨年から復活して今年もこの調査に飯島町も参加いたしました。小学校6年生、中学3年生、4月22日に実施したところであります。この調査につきましては、目的は全国的な義務教育の機会均等、学力維持を目的として教育施策の評価・課題を明らかにするものであります。調査の結果につきましては8月の29日に当町にも届いたところであります、その細部にわたる分析を今現在各校、また私どものところでも行っているところでありますが、かなりあのデータが膨大にありまして分析がいろんな角度からすることが求められております。で結果につきましては今後の学習指導に生かしていくことは言うまでもありませんし、悉皆調査でありますのでその意味を踏まえたいうでそれぞれに生かしていくことは十分踏まえているところであります。

町長 この調査につきましては税金の無駄遣いであるというような一部等からの指摘もありますように、施策としての評価がいろいろあるわけですが、ここでお答えするところではその内容について現在受け止めている分析途中のところについてお答えしたいというふうに思っております。まあ全体としては当町の子ども達はおおむね全国水準で

はないかなというふうに分析しておりますし評価もしております。しかしながら個別に見れば課題もありまして改善も求められる部分もあります。今申しましたように非常に多くのデータがありますので、細部については更に分析検証を加え、よりその調査の目的に沿った評価分析等をしていかななくてはならないというふうに考えております。またあの生活実態調査、この調査に併せてあったわけでありましてけれども、生活実態調査と合わせた分析が求められますし、昨年調査対象の学年が県の学力実態調査も受けておりますのでこれと、それから昨年から導入しております学校生活調査いわゆるQ-Uテストと申しますけれども、それとの比較分析等をする必要があるというふうに考えております。子ども達のいずれにしましても子ども達のそういうに生きる力といいますか学ぶ意欲を支える大事な要素でもあります確かな学力を身につけさせるために、その指導のあり方を研究しながらよりよい授業、子どもが更に分かる授業、充実した中身の濃い授業を取り組むよう調査結果を生かし、学校と連携を図りながら指導していくことが今大事なところであり、求められているところではないかなというふうに考え、評価しているところでもあります。以上であります。

平沢議員 重要な問題でありますので特に今お聞きいたしました。去年も同様にこの今申して学力テストって私は通称言っておりましたがこの学習状況調査、まあ行われたわけですが、この先程も申したとおりのいろいろな問題がある学力向上のためにこの具体的にまあかなりの課題があるというように新聞広告でも書いてありましたが、この現場の指導にこれをどうに生かして良いのか、それから今まだデータ出ていないものは私も認識しておりますけれども、親や教育関係者にこの納得のできるような明確な説明は、去年1年行われたわけですが、なされているのでしょうか。この点ちょっとお聞きしたいと思います。

教育長 この調査につきましてはその調査の趣旨目的にもありますように個別に返すようになっております。全体的な例えば中学でありますけれども、分析が途中の経過につきまして全体に対象学年であります3年生の保護者におおよその概要を伝えてプリントですすね報告をしてありますし、今後、保護者懇談会、個別懇談会、学級懇談会の折りにそれぞれ対応するところにつきましては、児童生徒の内容について個別指導し、あるいは評価について保護者に伝えていくという段取りになっております。以上です。

平沢議員 「信州の子、テレビに釘付け」という新聞の見出しが気になりました。先程も申したとおり8月29日に公表されたこの全国学力学習状況調査の生活習慣アンケートの結果が細かく公表されておりました。これはテレビ、ビデオ、DVD、これを3時間以上観ている児童や生徒が昨年より増えていることがわかりました。その結果、視聴時間が長い児童・生徒の学力テストの正答率が低い傾向になっていたと、それから1日1時間以上テレビやテレビゲームをする子どもの成績が低くなるというこのデータは、これはアメリカの研究を踏まえて脳機能にも悪影響を与えかねない状況を、これをどう判断して、結果が出ておりますがこういう状況をどうに判断して対応するおつもりか、この点ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

教育長 今お話にありましたように、テレビの視聴時間と学習この調査の結果とにはかなりの相関があるということは前回の調査でも示されているところでもありますし、またあのテレビを長く観ていることに脳に発達段階で影響を及ぼすということは小児学会からも指摘されているところでもあります。その詳しいデータは今持ち合わせておりませんが、いわゆる規則正しい生活習慣、基本的な生活習慣を整えるということは感覚的に

身につけているということと、学力が高くなるといいますかテストにいい結果を及ぼすといえますか、いい評価があるということは経験的にも分かっているところでもありますし、そういう決まり正しい生活を送る、いわゆる自立した生活を自らできる子どもというものは本来的に力を持っているというふうに考えております。いずれにしましても家庭での生活のあり方と学力向上といえますかこの評価につきましては結果につきましては直接結びつかないような感じも思われがちですけれども、実は相当な関係があるということをしてそれぞれ理解を深め認識をしていただきたいというふうには考えております。

平沢議員 まあそういう関係はかなりあるように指摘されております。それでホームページのこの文言の中に今の子どもは読む調べるという知識活用がおろそかになっていると、そうに書いてありました。そういうことからまあ今回の学力テストに見えるこのいわゆる学力低下につながっていると推測されるところです。飯島町も図書館も整備されており小・中学生が図書館に足を運んで読むとか調べるのこの知識向上の指導は、これはなされているのかどうかこの点についてお伺いしたいと思います。

教育長 読むとか調べるというのは主としてそれぞれの教科の特性に踏まえた学習活動を行っているわけですが、特に個人的に読む活動あるいは調べる調査活動については総合的な学習の時間等を通じて行われているわけでもあります。いずれにしても先程冒頭宮下議員にもお答えしましたように、いわゆる子ども達が自ら学んでいく力というものはですね、そうした意欲あるいは目的意識、そういう知識・技能の習得が成された上で成っていくものでありますから、総合的な学習の時間というものは大事でありますし、今、読む、調べる活動はどういうところで行われているかというご質問については、そういうような総合的な学習の時間やあらゆる教育活動の中で行われている、そういうことだというふうに認識しております。

平沢議員 現時点においてはこの全国学力テストの結果が都道府県別に発表されたのみで、先程申したとおり8月29日に新聞で公表されております。ですから国県からはまだこの具体的な施策、指導に至っていないと、先程まあ教育長答弁ございましたとおり、それは私も認識しておりますが、ちなみに都道府県別で見ますと秋田や福井、ここで正解率がかかなり高かった。去年もまあまったく同様な結果が出たということで、この原因はどこにあるのかということでもちょっと見てみますと、やはり少人数学級で指導をしていることと、自宅学習の習慣が根付いているとこんなふうに分析されておりました。ここの点を踏まえて当町としてはまあ一応課題部分についてはいいですか、これを分析して先駆的な取り組みを行うような考えをお持ちでしたら具体的にお伺いしたいと思います。

教育長 いわゆる知識活用に課題が指摘されていることも含めてお答えしたいというふうに思いますけれども、今お話のように秋田県、特にあのあるいは福井県等のなぜ全国トップであるのかということ今度は様々な角度から報道されているわけでもありますけれども、で今回の結果を授業改善に生かすためには先程も申しましたように、身につけた知識を生かす場面もこれまで以上に授業の中に取り入れていく必要があるかというふうに考えております。各学校にあってはそのことを最も大事に受け止めてやっているとありますが、まあ具体的には例えば国語の教科の中では日常生活の中で人とのコミュニケーション場面など関連させた学習活動、あるいは算数では身の回りの事象あるいは事柄と関わらせて、問題意識を持ちながら周囲に関心を払ったり、身につけた知識や考え方をさまざまな場面で適用する、できる、あるいは発展させるような授業を工夫して行っ

ております。またあの何度もお答えしましたけれども、知識の習得があつてこそその知識が活用されるわけでありまして、まあ基礎的基本的な知識技能を習得させるような補充的な学習を行う必要もあり、そのような考え方からそれぞれの学校で例えば一人ひとりの能力に応じたコース別学習、担任にもう1人加わった個別指導あるいはそれぞれの課題別のコースをもった学習など、いろいろ工夫した学習形態でもって行っており、これが非常に有効であるということも実証されております。まあ人数的な制限もありますけれども、学校においては少人数学習を取り入れ、こうした学習形態を有効に生かしながらそれぞれ指導しているところであります。

平沢議員

この文科省はこの今回のテストの結果に基づいて教育委員会などに改善を促すって言うようなことが謳われておりました。それでこの教育現場は、まあ教育行政は次々にまあ改善計画の提出を求められておるわけでございますが、これにまあ疲弊するという声も聞かれております。日本の教育投資はご存じのとおりこの先進国の中でもまあ一応最低レベルとまあ言われております。先程申したこの学力調査に対しては毎年数十億円もの費用をかけて行っておるわけでございます。それで非常に現場に負担をかけるということで、まあ新聞記事なんかは先程ちょっとちらっと申したとおり、結果のない実のない調査だというような悪評もございます。それであの教師や目が届くこの少人数学級、先程教育長申しておりました、これを増やすなどのこの個々の子どもにも目配りできるような、この教育に変えていくことが私は先決だと思いますが、この点は教育長の所信をお伺いしたいと思います。

教育長

たとえば悪いわけですが、「蚕はですぬ薄飼いほど大きく育つ」ということを小さいころ聞いたことがあります。それが実証されているかどうかわかりませんが、まあそれを子どもの教育に当てはめることはどうかというふうに思いますけれども、少人数学習、少ない人数で子どもを指導することはそれは担任の指導の回数が増えるわけでありまして、これは有効であるというふうに考えております。飯島小学校の1年生は今年度60名の入学児童であります。61名になりますと学習習慣形成支援員が県から配当になるわけですが、今年度は60名ということで町独自で1名学習習慣形成支援員を配置いたしました。非常に落ち着いた4月とですね、1学期、学校を訪問した折りに非常にきめ細かな指導が手が入っておりまして、学習に集中している様子がうかがわれました。このようにやはり多くの目で子ども達を見守り指導していくことが非常に有効であるというふうに考えておりますし、人的な配置を可能な限り進めていくことが教育効果を高めるものではないかというふうに考えております。以上です。

平沢議員

先程申したとおりこの全国学力テストの対策と結果がより重視されており、地域や学校間の序列化やこの競争力につながらないかというような不安の声もありました。これらをまあ当町にとってこの地域の活性化は私は人づくりだと考えております。まあ先程町長、教育長も申したとおり、やはり教育は長いスパンで学力をいかに底上げできるかにかかっていると私も思っております。まあ今回のこの結果を踏まえて、飯島の教育の行政に掛ける想いをお聞きして質問を終わります。

教育長

このところの矢継ぎ早の教育改革に確かに学校現場は疲弊とは言いませんけれども混乱をきたしているという声は私のところにも伝わってまいります。やはり子どもあつての教育、将来を担う、言い尽くされている言葉でありますけれども、教育は国家100年の大計ということが具体的にどういう形で施策としてやっていくかということを、教

育行政に携わる者として常に考えているところであります。非常に学力ばかりではなく、非常に多様な様々な子ども達の問題が出てきておりますが、現在のところそれ個々に対応するところで非常に大変なところでありますけれども、やはり教育を将来を見据えて、今何をすべきか、どういう子どもを育てていくのか、飯島町の子ども象はどうあるべきかということをやはり長期的な展望に立って考え、教育施策を打ち立てていくことが大事ではないかというふうに私は考えております。以上であります。

平沢議員

これで質問を終わります。

議 長

ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。

午後12時 2分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番 竹沢秀幸 議員

8番

竹沢議員

通告に基づき一般質問を行います。2008年9月1日の福田康夫首相の辞任表明を受けまして、去る10日告示、2日投票で自民党総裁選挙があるわけですが、国際社会の中で国を代表する政治のリーダーが1年ほどで交代することについて、わが国を国際的には軽蔑をし批判していることもあるわけでありまして、後ほどの一般質問で同僚議員がこの件についても取り上げておるわけですし、午前中の同僚議員も取り上げておりました。後任総裁及び総選挙の結果によっては飯島町にもおおいに影響があるわけでありまして、このことを心配する1人であります。よって総選挙を含め安定した政治基盤の確立することがわが国及びわが飯島町の当面する事業推進において必要であるというふうに思う次第でございます。

さて今回は子育て支援や協働のまちづくりにかかわる詳細な問題点とその解決策について、2つ目、学校給食費滞納防止等で全国的に始まった給食センター制の導入について、を質問いたします。質問項目が多いもので答弁は簡潔をお願いをいたしたいというふうに思います。

先ず七久保子ども広場救急箱の配備はだれが行うべきかということですが、関係の方も傍聴に来ていただいておりますけれども、ある日七久保の区長からお聞きした中では、子ども広場で児童が怪我をした場合の応急処置について救急箱を教育委員会で購入してほしいということを区長が要請したわけですが、担当職員をしてこれは公民館費で地域の課題だから購入すべきだというふうに回答したわけでありまして、しかし公民館費は七久保公民館の費用として、来る皆さんが負担した費用を中心にして活動しとるわけでありまして、その活動の費用に使うものでありまして、子ども広場の消耗品を本来は教育委員会で用意すべきものでありまして筋が違ふと思うわけでありまして、このときに当時区長や館長はせっかくボランティア等中心にして頑張っておりますこの子ども広場ですけれども、そうした町及び教育委員会の姿勢であれば子ども広場事業も縮小を考えたいと、いうふうにおっしゃったわけでありまして、こうした教育委員会の姿勢に問題があるわけですが、後日救急箱そのものについては教育委員会で配備をいただいたわけ

町 長

でありますけれども、この件について教育長は事実をどのように認識しているのかお尋ねいたします。加えて町長は施政方針の中で、いわゆるその協働と子育て支援によりまして育む健やか予算ということで、今年度の予算を議決しておるわけですが、そうした骨格にはそのトータルとして子育て支援を中心の柱として事業を推進しておるわけですが、そうした考え方と、もしかしてズレがあつては困るわけですが、そこら辺について答弁を求めます。

それでは竹沢議員から子育て支援や協働のまちづくりにかかわる、詳細な問題で今後の解決策というようなことで、多岐にわたつてのご質問をいただきましたので、順次、教育長、担当課長とともにお答えをしてみたいと思います。

お話の地区子ども広場のこの実施につきましては、七久保地区が昨年度よりスタート、田切地区が本年6月よりスタート、本郷地区につきましては10月からスタートをしていただく予定、また飯島地区も今年度開所を目指して計画をしていただいております。ございまして、このことにつきましては地域の皆さんに大変まあ意欲的に自発的に取り組んでいただいております、心から感謝を申し上げておるところでございます。ご質問の救急箱の問題でまあ細かい部分の問題でございますが、教育長から答弁申し上げますけれども、まあ地元といろいろお話しをしながら、予算の面もいろいろご都合もあるかと思ひます。できるだけ町も支援をする形の中で、支援と申しますか支弁をする形の中で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

教育長

それではご質問にお答えいたします。その前に子ども広場につきましてはそれぞれの地区の皆さんに大変ご支援をいただきご協力をいただき、子どもの健全な成長にご尽力いただいていることに対してほんとお礼を申し上げます。

さてあの地区子ども広場、いわゆる放課後子ども教室推進事業を指しますが、この事業は申すまでもなく放課後や週末において小学校の余裕教室を利用いたしまして、地域の方々の参画と協力を得て進めていくものでありますけれども、まあ当町においては地域の特性・実情を生かして七久保地区においては林業センター、田切地区においては公民館を使って事業を進めているわけでありまして、内容といたしましては地域中心の運営で子ども達に勉強やスポーツ、文化活動、交流の機会というふうにしてありますけれども、願うところは子ども達が地域の中で心豊かで健やかに育れていくという、そういう環境を整えていくことであるので、この点を十分あのご理解とご協力をお願いしたいというふうに思っております。まああの地区子ども広場につきましては、まあ昨年6月から七久保地区で、それから今申しましたように田切地区も6月からスタートしております、本郷地区は来月スタートの予定でありますし、飯島地区も開所に向けて進めているところであります。

議員ご質問の救急箱につきましてはいろいろ、そご等ございましたけれども、活動に必要な用具の範囲というふうにご考えておまして、町が予算の範囲内で設置することを原則とご考えております。この経過に至るまでにはそれぞれちょっと行き違い等もあったように思ひますが、目指すところは地域の子どもの健全育成を、行政それから地域それから保護者等を挙げてやっていくというそういう目標は共に向かっていきたいというふうにご考えております。救急箱につきましては当初予定されなかった物品でありますし、そのような認識がありましたので子ども達の活動や、今後の広場の充実等を図りまして対応していきたいというふうに思っておりますし、既に救急箱につきましては

竹沢議員

配置をしたところであります。よろしくご理解をいただきたいというふうに思ひます。次にあの今教育長から報告もありましたが、飯島地区、田切、そして本郷、七久保というふうにご順次子ども広場の事業がスタートするわけでありまして、そこで子ども広場におけます消耗品等についての保護者費用負担制度を導入するのはどうかということをお尋ねするわけでありまして、今年の春、議会社会文教委員会の視察研修として、教育長の推薦もいただく中で、東京都葛飾区の全国モデルでありますところのこども広場を視察してまいりました。同区では学校の空き教室利用方式でありますけれども、その教室に用意してあった全ての備品消耗品は全て葛飾区の費用負担でありました。これ当然のことというふうに思ひます。まあしかしながら先程の救急箱ではございませんけれども、まあ飯島町が財政的に苦しくて今後において保護者負担で消耗品等を用意するという必要性があるのであれば、児童の保護者の皆さんから負担をいただくようなそういう制度も今後においては必要になってくるんじゃないかということをご想定するわけでありまして、またあの制度化した場合ですけれどもあのこれは現在の公民館ですとか区ですとかそういうところを中心にして運営していただいておりますけれども、その会計とかいうことはでなくて、子どもの親御さん保護者ですね、の方におまかせして会計をやっていただいたり、あるいはその備品調達をその衆にやってもらうと、そういうことがいいんじゃないかというふうに思ひますが、ここら辺についてお伺いいたします。

教育長

子ども広場の消耗品等の費用負担を含めた運営全般の考え方でございますけれども、広場開設に必要な備品の整備についてはこれは当然町が行うべきものというふうにご考えております。またあの消耗品につきましては活動に必要な用具、例えばボールあるいはゲームの用具、あるいは先程も出ましたけれどもお答えいたしましたけれども、救急箱等につきましては町が予算の範囲内で配置することを原則というふうにご考えておりますが、まあ今までもありましたように保護者や運営応援スタッフの皆さんから提供いただけるものがあれば、それも併せて利用していくというふうにご活用していくというふうにご考えております。ただしあの原材料費や飲食物あるいは子どもの保険料等、直接子どもに還元していくものにつきましては原則保護者からの実費徴収というふうにご考えております。まああのその他コーディネーター、サポーター等人材の確保や広場の運営は地域の皆さんにこれまでどおりお願いするわけですが、これに関わる報償費につきましては町の負担というふうにご考えております。

なお今後の課題でありますけれども、あの現在の運営にかかわる費用につきましては国の補助事業を活用しておりますけれども、それを超える費用についてはまあできる限り地区での対応をお願いしたいというふうにご考えております。

ご質問の保護者費用負担制度でありますけれども、まああの会計の担当を設置する等々運営の内容についてはまあ地区ごと形態が少しずつ違いますので、地区の実情に合わせて進めていただければありがたいというふうに思っておりますけれども、保護者の負担をするということについてはもう一つの側面としまして、子どもが子ども広場で放課後子ども広場で活動しているということに、少なくとも該当の保護者は関心を持っていただく、あるいは折には可能な限り保護者も応援をしていただくという意味では保護者負担ということにつきましては良い方法ではないかなというふうにご考えておりますが、これもいづれにしましても地域の実情に合わせて、保護者と運営サポーターの皆さんコーディネーターの皆さんとの連絡を図る中で制度を進めていただければよろしい

竹沢議員

かなというふうに思っております。

それじゃ次の課題に入ります。わが町のあのホームページの中にですね広告が載っております。これは専門用語ではバナー広告というふうに申しております、わが町のバナー広告の募集要項では特殊な単位ですけれども、大きさが縦60ピクセル、横120ピクセルということで月に10,000円の掲載料金をいただいて広告するというふうに応募要項ではなっております、現在飯島町の観光協会それから道の駅花の里いいじまなどが、その飯島町のホームページを開きますとその画面の下の方にこの細長い枠がありましてそこにそのコマーシャルの広告が載っております。これがあのバナー広告と申します。それでですね、この料金ですけれども大きさにもよりますけれども、お隣の宮田村が月5,000円、駒ヶ根市が12,000円、わが町が月10,000円ということでございまして、バナー広告そのもの内容も含めて説明いたしました、この料金は適切であるかどうかについてお答えください。

総務課長

それではお答えをいたします。バナー広告につきましては只今竹沢議員さんの方からお話のあったとおりでございます。飯島町も今年の5月からこのバナー広告をお願いをするということで募集を始めたところであります。この飯島町が5月に始めるときに参考にしたのが伊那市、駒ヶ根市の料金でありました。伊那市が10,000円、駒ヶ根市が12,000円、ただ今紹介のありました宮田村が5,000円というような形の中で、飯島町はまあ10,000円ということで募集を始めました。この10,000円とはどういうことかということですが、実はあの「広報いいじま」を発行しておりますが、ここで実は業者の広告欄を募集しております。これは1段当たり1月の分でございまして、9,000円ということで広告欄を持ってございまして、この広報紙には何回か業者の皆さんが載せていただきました。ところがあのこのバナー広告につきましては、やはりあの広報紙は町内の方を対象としたもの、バナー広告はどちらかというと町内も町外も含めた皆さんを対象にしているというようなことの中で、ホントに業者のPR効果があるかどうかというのが業者は判断するかと思います。そんなことで10,000円の根拠につきましてはそんな形で、広報誌あるいは他市町村の状況を見ながらまあ設定をしたところでございましてご理解をいただきたいと思っております。

竹沢議員

続いて次の課題に移ります。法に定める5つの行政委員会以外の条例で定める町の各種委員会の委員さんがおるわけですけれども、住民の声を反映するという意味で公募が行われて、公募による委員がいろんな委員会にかかわっておるわけでありまして、具体的な事例を申し上げますと個人的なプライベートのこともなりますけれども、たまたまですね、ある委員会の委員さんが公募で出ておるんですけれども、その委員会は通常欠席する場合は欠席届を出さなきゃいけないという仕組みになっておりまして、他の委員は医療業務があったりして出れないということであらかじめ書面の提出があったと、で本人はなくて当日欠席と、こんなようなことがございましてですね、果たしていかなものかなあということの思うと同時に、その委員会の中の発言もですね、どちらかというとその医療問題の国政問題についてご批判をなさるんですけれども、町の具体的な医療問題をどうするかという提言がないという、そういうようなこともございまして思うところですが、要はその今後において町民の皆さんが住民参加で各種委員会に参加していただくため公募ということは良いことだと思いますけれども、各委員会の目的に沿ってやっぱりその、その委員さんが応募するについてやっぱりレポートなんかを

町長

提出していただいてですね、どういう意見をもってその委員会に臨みたいのかという、そういう意志をやっぱり把握したうえで選任していかないと問題があるじゃないかということの思うわけでありまして。そういうことで今後において公募による委員を多数入れていくことは結構なことですけれども、ここら辺の考え方について見解を求めます。

ご質問の町のいろんな施策にかかわるこの各種委員会、あの自治法で定めるこの行政委員会とは別の話のご質問のように受けとりますけれども、諮問機関あるいは協議機関としての各種委員会、かなりの数にまあ上がっておるわけですが、その中で町が公募委員の枠を定めて募集をして運営をしておる委員会は7つございまして、今、竹沢議員のご質問の委員会もその一つにまあ含まれておる委員会ではないかというふうに判断をいたしております。まあこの公募委員っていうのはこの最近のまあいろんなこの行政運営の手法のひとつとして、それぞれの立場、機関、組織等へ代表者としてお願いする以外にですね、広く一般住民の皆さん方のこう幅広い視線の捉え方、それから自分のこの町の施策に思う気持ちというその意欲等を総合的に判断して、参加を求めて開かれた制度であるというふうに捉えておるわけでございます、いろんな考え方の人がおることは事実でございます。であのただこの希望をしていただいてそれで即公募委員になっていただくということでは決してございまして、この応募にあたっては自らのその所属する応募をするというその委員会の趣旨等を十分に資料提供をお示しをして、それに対する自分のこの考え方というものはどういうふうな表現といいますか、思いがあるかっていうことをあらかじめいただいております。あのそう面接をしたりいろいろこの場面を設けてということではございませぬけれども、そちらからの考えをお聞きしてそれを書いたものでいただいて、その判断に基づいてこの枠の中で、枠を超えれば当然まあ抽選的な判断になります。いうことで現在運営しております。まああの会議の欠席等いろいろあるかと思えますけれども、自らその意思を表現するために率先して応募をいただいた委員さんでございますので、是非ひとつその辺の職責もまっとうしていただくようなご努力もお願いして、町の全体のこの公募委員のひとつの意味というのもの、今後ともまたそうした考え方で進めていきたいと、こんなようなことで現在取り組んでおります。

竹沢議員

只今の件はそういうことでよろしく。次にまた細かい話で恐縮ですけれども、福祉台帳調査を世帯員の情報ですので電算化できないかということでありまして。これは民生児童委員の交代もあつたもんでか知りませんが、先ごろ耕地を通じて福祉台帳の調査がありました。各家庭の住民情報等の調査がありまして、わが家でもあの調査時点では家族10名おりましたもんで、これを氏名、性別、生年月日などを書きますとですね結構な手間でありまして、まあそれはそれとして、これはあの上伊那情報センターで基準日現在の住民情報を印刷すれば瞬時にこのできるわけでありまして、そういうことをお願いしたいということと、定期的に台帳を整備するのであれば統一した様式で処理すると同時に、細かいそのプライベートな個人のいわゆる就職先はどうかのこのとかがいろんなことについてはですね、福祉的な情報についてはこの毎年度更新すれば足りることはないかなというふうに思うわけでありまして。些細なことですが住民負担軽減のためいかがでしょうかお答えください。

住民福祉課長

それではお答えします。議員さんご指摘のとおり福祉台帳につきましては各地区担当の民生児童委員さんが、地区内の実態を把握し福祉活動の基礎資料とするために、ご指

摘のとおり民生児童委員の改選期、昨年12月に合わせまして3年に一度整備をしているもので、今回の台帳整備にあたりましては前回平成17年での作成方法と同様に各家庭に台帳用紙を配布し、世帯の状況を記入していただく方法で実施をいたしました。台帳作成にあたっての状況把握につきましては明後日18日に開催をします民生児童委員定例会で行うこととなっておりますので、近隣で電算化をしております伊那市、駒ヶ根市の例を参考に、ご指摘のとおり個人情報の保護に十分に配慮をし、電算化等の新たな手法での台帳整備についても課題として検討していただく予定でありますのでご理解をよろしくお願いいたします。

竹沢議員

それじゃ近々そういう対応があるようですので実施の方でお願いいたします。次にこれもあの単純に町民の皆さんから出た声を私代弁して申し上げておるんですけども、小・中学校の夏休みですね、町の図書館、休館があってよいのだろうかとかこういう単純な質問です。午前中の同僚議員の質問でも学力の問題等々で町の図書館の有効活用について質問があったところでもありますけれども、夏休みも終わったわけですけども、図書館の図書整備をすとかね、そういう日があるのは存じております。けどもそういう子ども達がこの施設を有効にできる期間で、まあ田舎でするので夏休みって言っても20日ほどしかないわけで都会とは違いますけれども、この間にやっぱり有効的に利用してもらってということは、そういう機会をですね条件を整備してやるのが利用を高めていただく方法だというふうに思うわけでありまして、過去のことはともかく今後どうするかお答えください。

教育長

図書館の運営につきましてでありますけれども、平成18年度から飯島町振興公社を指定管理者として管理委託をしております。18年度から利用者の利便の向上を図るために従来7月から9月まで3カ月間、夜間の開館を行ってきたわけですが、それを10月までの4カ月間に延長いたしました。またあの平成19年度からは祝日開館も行って、利便性を向上を目指してやっているところでもあります。その結果1年間の開館に日数ですね、指定管理前の280日弱から290日と開館日数が増えております。この間図書館職員も4名から3名に縮減し、そうした中で職員の休務日を確保するためにまあ振興公社が応援勤務するという形でこれまで続けてきたわけでありまして、今お話ししましたように開館日数が290日以上というふうに平成19年度からなった関係で、休務日の調整がつかないという事態が生じてきておまして、過去5年間の図書館利用の統計の中で一番少ない、利用者が一番少ないのがお盆の期間中だったということでありまして、昨年度からお盆期間中を休館日として開館日の調整を図ってきたところでもあります。なるべく多くの方に利用していただきたい、まあ開館をもっともっとというふうに考えるところでもありますけれども、まあ夏休み中でもできる限り、まあ月曜日は定例休刊日としてまあ従来どおりでありますし、まあ月末は先程もお話がありましたように、まあ図書館整理日としてというふうにまあ休館をしているわけではありますが、まあ休務日等の関係、調整等を含めてできる限り利便性を図っているわけでもありますけれども、利用者の皆さんの声を聞きながらより良い方向を目指しておりますけれども、現状をご理解いただいてなご一層まあ図書館の親しまれる図書館運営を図ってまいりたいと思いますので、是非ご理解をいただきたいというふうに考えております。

竹沢議員

只今の件はですね全体の稼働日数っていうかそれがあるようですので、その中の配分の問題もありますけれど、単純にそういう町民の皆さんから、ぱっと見たときに何で休

みなんだということはおかしいというご質問がありましたので、提言申し上げておきますので今後の図書館運営の中で検討いただきたいというふうに思います。

次に平成19年度に実施をされました長野県下81市町村の中で、わが町は4番目に早期に実施を取り上げた福祉灯油券につきましては、20年度も実施するということが先般の9月11日本会議において一般会計予算に盛り込まれ、予算が議決されまして、このことについては町長の姿勢として高く評価をするものでございます。しかしながら同じ時期でしたか南箕輪村ではこの制度と同時に、これから申し上げる農業関係の施設園芸等の燃料の補助制度も今回の議会で補正をして対応するというふうに報道がされておるところでございます。そこでわが町は只今秋の収穫作業で刈り取り作業も始まっておるところでございますけれども、お米プラス花とキノコと果物の里ということで農業振興を図っておるわけですけども、特に野菜それから花卉・キノコなどのハウス栽培園芸についてですけども、昨今この生産物の価格低迷とですね、これらなどの燃料の高騰ということで、施設園芸農家は大変厳しい環境に立たされているわけでありまして、農業者の声としてこうした状況下において燃料の高騰に対する購入補助の制度等々、町として支援してほしいという声を承っておるわけでありまして、そこでその制度について町としてやる意思があるのか、またやるとしたら予算措置はいつ議会へ提案するのかについてお答えください。

町長

最近のこの、まあ若干少し下がってくる気配があるわけでありまして、原油、灯油対策について町の行政対応で19年度からこのことに取り組んでおるわけでありまして、20年度も先の補正を議決をいただきましたけれども、いわゆるまあ生活弱者に対しては少し昨年の制度をかさ上げる形で対応をさせていただきました。もう一方のまたこの農業・商工業に対する取り扱いの問題でございます。国のまあ景気浮揚策の特に灯油・原油対策については、8月31日に政府がその骨子が発表になったところでございまして、町の方のこの取り組みについては少し予算編成までにまだその方向が見えませんでしたので、とりあえずまあ灯油の方の部分については先行をして、商工業と農業に対する支援の部分についてはその動向をみてというようなことで考えておりました。ほぼ方向が出てまいりましたので国の支弁する部分、あるいはまたJAさんが支援する部分、いろいろメニュー的にも出てまいりましたので、その辺を総合的に判断をして、またあの昨年の例もいろいろあの聞こえて参っておりますので、商工業について融資枠の問題等あると思いますし、それから農業についてはハウス園芸の問題、その他が中心になるかと思っておりますけれども、メニュー的にも十分検討をして不公平のないような形の中で、今後も引き続きまあ高値でいくことというのは予想されておりますので、十分関係の皆さん方のご意見も聞きながら12月議会の補正でもってできたら対応したいという現在心つもりでございます。

竹沢議員

只今時期も明言されました。というような商工業者また農業者のために緊急的な措置かと思っておりますけれども是非予算を提案をしていただけたらということを重ねて申し上げる次第であります。

さて次にまちづくり委員会の関係についてお尋ねします。4地区のまちづくり委員会はそれぞれ個性的な事業を展開をしているわけでありまして、ただしその会議費用負担がですね、1回3,000円町で補助しておるとかということでもあります。各区ともにですねまちづくり事業の費用ねん出のために苦労しておるのが実態でありまして、それぞれの

そのまちづくり委員会を中心にして行う各種事業についてはすね、これらまあ別途町からの協働のまちづくり補助金ですとか、あるいは長野県の元気づくり交付金とか、そういう支援措置もありますのでまあこれらを十分活用して行っているのが現況をかと思えますけれども、例えばあのそういうまちづくり委員会を行っていくための細かい費用ですけれど、それらを例えば区費とかそういうものを値上げするとかいうのもなかなか難しい現状だということをお聞きをしておるわけでありまして。それでまちづくり委員会は全体の会議ですとかまた各部会、合同部会等も開催して新しい事業を立ち上げていくわけでありまして、そういう場面では数多くの会議を開催してまあ参加する委員も多くなるというのが現実でございます。従いまして現状会議費用負担が1回3,000円ということはあるの少ないわけでありまして、町の姿勢としては協働のまちづくりの推進母体であるところの地域づくり委員会をです、まあズクを出していただいて汗をかいていただいて、ついでに費用は自前でやってほしいとこういう理念ということかなあというふうにも、いやみですが申し上げるわけでありまして。そこでまあ何としてもです、このわずかな金額の措置しかございませんけれども21年度の予算編成においてこちら辺の手だてをいかように考えていこうとしておるのかお答えください。

総務課長

只今ご質問のありました地域づくり委員会の会議費に伴う補助ございますが、一応これは3年間ということで当初お願いをしておりますので、平成20年度をもってこの3,000円の補助は打ち切りということで、それぞれの委員会へはお願いをしております。そんなことでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

竹沢議員

そうしましたらそれじゃ細かいことでちょっと申し上げますが、実は七久保で今年度、水中花火を楽しむ会ということで多くの区民の皆さんご協賛をいただいて4月に復活をしたわけでありまして。そこで町の協働のまちづくり補助金か、これを申請をしましてです、実績報告をしたんですけれども、実は当日その関係役員を時間までに送迎できるようにアグリネイチャーからバスを借りまして、マイクロバスで送迎を行ったんですけれども、事前に指導があればよかったんですけれども、その実績報告を出すときにその時の写真を出してくれと、こういうご指導をいただいたんですけれども、事前にそのご指導があればです、写真も撮れておったんですけれども、あとでそれを作るわけにもいきませんのでいかなものかということと、何かこの地元がそういうことをやるのに何か金銭的に不正をしておるのかなあというふうにも見られたような気がしましてです、大変残念だったわけでありまして、そういうことがあったということをお繋ぎしておきます。

そこで3,000円はだめですか。そうしたすねこうしたことをちょっと考えて検討していただければどうかということで、わが町は自立しました。そういうことでずっとやってきておりますけれども、例えばです、このお隣の山梨県なんかは合併が相当進んだわけでありまして、合併した場合にはいわゆる飯島町で言うと4つの区です、区に置き換えた場合に地域審議会というもの置かれてまあその中でいろんな活動がされております。例えば山梨県の北杜市なんかでは市ですので財政規模も違いますけれども、その自由に使えるお金ということで、各地域審議会、要するに飯島に置き換えると各区です、先程のまちづくり委員会のようなそういう活動するために3,000万の自由に使える予算を市で用意しております。従ってそのことと自立した場合と合併した場合です、その選択した方向と地域づくりのその組織の在り方は名称も違ってはいますが、や

っておることは同じような協働のまちづくりやっているわけでありまして、そうした制度の創設です、その3,000円を打ち切られるのはやむを得ないとして、そういうことを今後の予算編成の中で検討していただきたいと思うわけでありまして、この点についてはいかがでしょうか。

町長

まあ各市町村が合併した場合の各地区の地域づくり、まあ地域審議会です、この伊那市あたりもあるわけでありまして。これと今町が自立を選択をして、それぞれのまあ役割分担の中で地元で受け止めて進めていっていただきたい地域づくり委員会とは、これは法律的にもまた、こちらは任意でありますけれども、全然組織が違います。合併した方はこれはひとつのその行政体、市なら市そのものの組織の一部でありますし、町の今の飯島町の地域づくり委員会はひとつの提案をして受け入れていただいた自主活動組織とこういうことになるわけでございますので、その費用を全てまあ町の運営というわけにはなかなかまいりません。ひとつの意欲あるお取り組みの中でこの地域づくりをして行っていたくということでございます。なかなかこれはあの思うような結果を見るにはまだまだ時間がかかるかと思えますけれども、ただその活動については是非町も期待しておりますので、まちづくり交付金というような制度を十分に使っていただいて取り組んでいただくことが大事であるというふうにも思っております。

竹沢議員

縷々申し上げてやりとりしている中で要はもうお金は出せない、それで地域づくりのための事業は自分で知恵を出してやる、その事業については支援する、こういうことですね。

町長

そういうことです。

竹沢議員

まあいずれにしてもです、この各区でまあいろんな創造的な事業をいろいろ展開しております。そういうことを是非あの心に置いてです、先程細かい実績報告の問題でちょっと申し上げましたけれども、適切な指導を地域にもしていただいて、また今後財政的な支援をいただきますようこの席をお借りして申し上げます。

次にです、これまたあの細かいことで恐縮でございますけれども、下水道の使用料についてであります。おむつ利用の乳幼児料金を減額できないかという単純な質問ですけれども、現在下水道事業は七久保の公共も供用開始ということで管路の整備等も最終の局面に入ってきておるわけでありまして、で、当町の料金設定は世帯人数により徴収料金を徴収するというのでございまして、他の市町村においては例えば下水に使用した水道水の量を算定、すなわち従量制を導入しておる市町村もあります。飯島町の財政状況からいうと従量制にしちゃうと料金の収入が減っちゃうんだとこういう話だそうございまして、それはそれとしてです、単純に伺いますと今の制度ではおむつの取れない乳幼児も1人として換算して料金徴収されるわけでありまして、おむつの取れない乳幼児はトイレを直接利用しませんけれども、ただ毎日風呂へ入りますんで風呂を使うからそれは料金をもらってもいいんだとこういう考え方のようであります。ですけれどもおむつが取れるまでその平均の生後の月数です、これを調査していただいてその分わずかでもこの安くするということができないかどうかという点と、冒頭に申し上げましたが当町は従量制ではありませんけれども、本来から言うとその使用料の収入が減ってしまうかもしれませんけれども、利用者の方から言うとしたら、その水の量です、これに応じて積算されて取られるのは納得できる線じゃないかなとこういうふうにも思うわけですが、こちら辺の料金制度の徴収の方法についての検討を含めてお答えをくだ

建設水道課長 さい。  
それではあの下水道の使用料でございますけれども、今、竹沢議員から申しましたように、わが町の下水道の使用料につきましては固定料金ということで、一般家庭におきましては基礎料金ということで1世帯 1,500 円プラス世帯の人数によりまして算出された料金の合計によりまして使用料をいただいていると、こういう体系でございます。またあの世帯の人数につきましては住民票によりまして出た人数で算出をしておるところでございます。まああの下水道につきましてはあの竹沢議員もご承知だと思いますけれども、生活環境の形成及び河川の水質保全を図るために必要な施設ということでございますので、まあおむつの利用の乳幼児であっても家族の構成の一員であるということで、同一生活を営むための世帯人数割の人員として算定しておりますのでご理解をいただきたいということでございます。あの下水道と上水道の使用料でございますけれども、いま一般家庭の1カ月の平均2.5立方から2.7立方ぐらいが一般家庭の平均の水道の使用量でございます。そうしますと4,710円から5,010円という使用料が平均各家庭1カ月払っているということでございます。まああのそれをあの下水道の使用量にしますと1世帯平均人数が3.2人ということでございまして、料金が4,580円ということになりますので、まあ今のところ水道の従量制の金額よりも下水道の今の固定料金の中では今ある程度の整合がとれているんじゃないかとかこういうように考えておりますので、そんなことをご理解をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

竹沢議員 それじゃ2つ目の大きな項目についてであります。学校給食費をまあ滞納を防止するという目的で全国的に今、給食選択制という制度が導入され始めております。これは教育長ご案内のことかと思っておりますけれども、実際に制度を導入した市町村、いくつか調べてみましたけれども、保護者を含め順調に事業推進が図られておまして、給食費の滞納もなくなってきておるとかこういうことでございます。あらかじめこの制度知らない方もおると思っておりますので、このことについて全国的な給食選択制の内容とそれから実際に行われている実情についてご説明をいただきたいと思っております。

合わせてですねこの給食選択性もしだめな場合にひとつ提案するわけですが、午前中も食育問題とか給食の問題いろいろ提案ございました。で私が前からいいなあと思っていることで飯島町でできるかどうかはわかりませんが検討してほしいことは、駒ヶ根市に小松民夫さんって昔いろいろ先生やった方がおまして、あの方が本を書いておりますけれどもあの本の中にも、またご本人からもお伺いしたこともありますけれども、例えば長谷村の小学校、それから宮田の中学校かな、私も現場見たわけですが、給食をですね全校の生徒で同じフロアで皆で食べると、こういうことをやっております。これ私教育上素晴らしいことだなあということを思っておりますし、これはあの全国的な確か教育上のモデルになっているはずであります。そういう意味であの前段の制度の導入の問題と今後においてですね、知恵を出せばその学校施設を有効に活用してね、生徒がテーブルなんかを用意して片づけるとそういうことも知恵を出してやればですね、皆で一緒に食べれるというそういうことも可能ではないかなあというふうに思うわけです。以上2点についてお尋ねします。

教育長 学校給食は単に子どもに食事を提供するといったことではなく、望ましい食生活の確立と食べ物を通して環境や人、物と深いつながりがあることを子ども達に理解させる重要な学校教育の役割を担っているというふうに私は考えております。従って給食費の滞

納については教育の立場からも極めて問題であると考えております。只今ご質問のありました給食選択制についてでありますけれども、私の承知している範囲ではそれほど全国に広がるほどまだまだ認知されていないのではないかとこのように理解しておりますし、長野県内ではその例はまだなく、県外で実施しているのはまあ主として中学校であるというふうに伺っております。この制度内容とそれぞれ取り組んでいる県外の例がありますが詳細につきましては次長より答えさせますのでよろしくお願ひします。その後私の方で近隣の学校にある合同給食につきましてはお答えしたいというふうに考えております。

教育次長 それでは私の方から学校給食選択制の実態、その制度についてお答えしたいと思います。ご質問の学校給食選択制であります。現在教育委員会で認識している部分では主に給食を実施していない公立中学校において完全給食を実施する1つの段階的な方法として給食選択制を実施しているように認識しております。例えば愛知県桑名市の例で見ますと、給食を実施していない中学校の保護者から学校で栄養バランスのとれた給食をとるの要望を受け、生徒は家庭からの弁当か業者からの作った弁当かを選択でき、業者から配達される弁当は前払いする方式であります。この他あの福島県の二本松市においても同じような形でやっぱり給食を実施していない中学校が学校完全給食に向けての段階的な方法を取られております。いずれにしてもあの滞納防止には結果的にはつながることは事前に料金を支払うということに繋がると思いますが、滞納防止を目的にこの給食選択制を導入しているというのは、私の認識する範囲ではないというふうに理解しております。

まあそういった学校が都会を中心に全国に多数あることは承知をしております。次に給食選択制のその制度の概要ですが、まず学校から各家庭に1カ月分の業者から提供される弁当の献立表が配布されます。それと合わせて1カ月分の給食費の振り込み用紙が配布されますので、家庭では家庭からの弁当にするのか業者から配達されるその弁当にするのかをまず1カ月単位で選択をしていただいて、希望する場合は希望するという形でその1カ月分の弁当代を事前に1カ月前に業者に振り込むということによって手続きは完了すると、で、市のその中の負担でございますが一般の他校の給食と同じように食材料費分、1食中学生だったら260円くらいですが、その部分を市が負担をするということで、その差額の部分を保護者、失礼、その260円分を負担するっていうか260円分が保護者が1食当たり負担する部分というふうに認識をしております。以上でございます。

教育長 2点目の合同給食のご質問でありますけれども、まあいわゆるランチルームという施設があるところで全校で全校児童あるいは生徒が集まってそのランチルームで共に給食を取るという形態はあるかと思っております。選択制に代わるものとしてランチルームで給食をとるという例はないというふうに判断しております。またそのランチルームで全校で揃って食べるというのは比較的小規模校に多いわけでありまして、それは地域の特性だとかあるいは給食の食材運搬の関係上そういうような施設を用いてやっているということになります。なお町内の小学校におきましては行事ごと兄弟学年と一緒に体育館等で給食を取り合うというようなことは行事の中では行われているようであります。以上

議長 時間です。

竹沢議員  
議 長  
4番  
坂本議員

発言を終わります。

4番 坂本紀子 議員

昨日行われた中学校吹奏楽部の定期演奏会ですが選曲からまたそれぞれの演奏内容とても充実しておりました。会場いっぱいの方々から吹奏楽部の皆さんは大きな拍手をいただき、そしてブラボーの声も上がり素晴らしかったことを皆様にお伝えします。是非来年は時間をとって彼らの若々しく力強い演奏を聴きにいていただきたいものです。

それでは通告に従い一般質問を行います。先ず最初にごみの減量化の取り組みについてお尋ねします。今日の最初の質問の宮下議員がやはりごみの減量化をしたので、私がお尋ねすることのいくつかはそちらがお答えになっておりますが、今日は絞り込みまして燃えるごみについてお尋ねしたいと思います。現在、美篤にあります清掃センターは建設から20年がたち、老朽化の中、今後どうするかということで処理施設用地選定委員会ができたのは皆様もご存じのことです。同じ場所に建設できず他の用地はどこが良いか土の問題など研究されてきました。昨年更に多くの住民合意を得るために、また今後のごみの量の確かな推計を求めため、焼却炉の性能もアップし推計されるごみの量に見合う炉の選定など具体的で実行力のある政策をするため、上伊那広域連合でごみ処理基本計画推進委員会が設立されました。委員の方々は事業者の方、商工会員の方、ごみに関する団体に属されている方、関心のある方など、8市町村から25人が集まり、現状のごみの把握からごみを減らす方法、焼却炉かそれともごみを溶かしてしまうという融溶炉が良いのか、場所はどこが良いのか等、多くの問題を検討し、先ごろ大まかな建設用地が富県の桜井区と北新区が決まりました。その中で言われていることは、更なるごみの減量化及び資源化が大切であり広域連合および各市町村においては具体的な取り組みを進められたいとあります。特に重さや嵩が大きい生ごみや紙ごみの減量対策をとることが大変重要であるとあります。当町では可燃ごみの約4割が生ごみである中、今年度、生ごみ処理機それからコンポストの補助が再開されました。過去において過去から現在まで約あのそちら側のお答えにありましたように、3割の家庭に普及しているようで、そういうことで今後ともさらにその普及を進めていただきたいと思ひます。その中で今期4月の広報を見ましたらこの補助のことがどこにも書かれていませんでした。せっかく3年ぶりに再開しましたのですから毎月最終ページに、ごみ資源収集の場所と日が書かれているページがあります。そこに付け加えるか、無理なら下のページのすぐ欄外に横にでも書くことは年ができたと思ひます。どうして付け加えなかったのでしょうか。それについてお答えください。

町 長

坂本議員からごみの減量化の取り組みについて具体的な質問をいただいておりますが、順次細部の問題につきましては担当課長の方から申し上げてまいります。このごみの処理は家庭から出るものはこの自治体が処理をする責任を負っております。企業から出るものは事業者の責任ということで法律上区分がされておまして、家庭から出る今お話のあった生ごみを中心に上伊那広域連合で共同処理という形でやっておりますが、20年来の施設で大変老朽化して、今新たな中間処理場の建設処理の問題が議論をされておるわけでございます。で、町といたしましてもできるだけ足元のキメ細かいところからまあ施策を講じて減量化を図っていくということで、いくつかの施策を進めており

ます。今のこの新しいまた3年ぶりに復活をした生ごみ処理機に対する補助の問題、この啓発の問題担当課長の方からお話申し上げます。

住民福祉課長

それではお答えをいたします。この件に関しましては実は古紙類等の収集方法が変わった一覧表の右隅に3月の広報で掲載をしてあるように記憶をしておりますのでご理解をよろしくお願ひいたします。

坂本議員

4月からだと思ひていましたので、あの3月の広報はちょっと私もチェックいたしませんでした。それとですねあの隣組の回覧で回る「環境衛生自治会からのお知らせ」というお便りがあるわけですが、これは各地区の各班に1枚ずつしか配布されていません。で、ごみを減らすことを重要と考えているならば是非全戸配布した方が良くと思ひれます。というのはこのお知らせの内容を毎月私見るんですけれども、非常にあのその時々細かな情報書かれてありまして、それでこれを読んだだけだともう忘れてしまうようなことが多くて、私はあのコピーがあるのでそれをコピーしまして、ごみのガイドブックの横に貼っております。そうでないとこの細かな内容っていうのは多分皆さん忙しい生活の中で把握しきれてないのではないかと思ひわけで、是非あのこれを実行していくということがやはりあのまあ各一人ひとりの努力によってごみの減量化につながるのだと思ひるので、予算に関わることですけれども今後のことを考えて是非全戸配布すべきだと思ひますが、その点はいかがでしょうか。

住民福祉課長

お答えをいたします。今、議員さんご指摘のありましたことにつきましては、先程ちょっと広報のお話をしましたが、それにかかわる毎月の収集日のお知らせをするものが主なものであり、また月々に発生した諸問題あるいはこれからの環境月間だとかそういう皆さんが承知をしてほしいことについて隣組回覧を主にお願ひをしておるわけでございます。これにつきましてはずっと環境衛生自治会が始まって以来こういう形をとっておりますが、ご要望があればまた環境衛生自治会を通じて検討をしてみたいと思ひております。

坂本議員

次に平成15年の10月の議会便りの中に町の答弁で、平成18年度までに公共施設から出る可燃ごみをゼロにする実施計画を作り、その中に給食センターも含むとあります。また平成18年9月の私の一般質問の中、バイオマス事業の質問をした際に町長答弁では次のようにおっしゃっています。広域連合の計画の中で公共施設から出る生ごみについてはそれぞれの自治体が責任をもって処理をする計画になっている。広域が「新ごみ中間処理施設」を整備するまでには生ごみについて自家処理の方法を確立してほしいと町は広域に求められていると答弁されています。また平成19年に給食センターの残飯については箕輪町の事業で堆肥化を考えていると、私があ事務方に何か別の用事で行ったときにはそういうふうな感じだったので、すぐにでもやる勢いだったのでまだ実態としては進んでおりません。今回あのもう少しそれを調べてみましたら、そのお願ひするといった箕輪の事業所はまだ県の許可が降りていない状態でそこには持ち込めないということで、現在バイオ式に生ごみ処理機の方向を探っているという事務方の返事でしたけれども、今後の方向性はどのように考えられているのでしょうか。

教育次長

それでは公共施設、特に学校給食センターそれから保育園等から出る生ごみ処理の関係についてお答えをしたいと思います。現在、学校給食センターそれから保育園で出されるごみは給食センターで約1日65から80キロ、保育園で1園あたり約8キロで、合計しますと1日100キロの生ごみが発生します。その生ごみにつきましては収集業

者によって週2回回収されまして、先程言われました伊那の清掃センターの方で処理をされております。これにかかる経費として19年度年間で約850,000円が掛かってございます。生ごみの堆肥化につきましては昨年からの検討に入りまして、生ごみ処理機の購入も考えましたが、各施設に処理機を購入してその購入した金額、まあ処理機を10年で減価償却をしたとして計算をしますと、電気料そういった消耗品等ランニングコストも含めると約年間400万円ほどの経費がかかります。まあ現状の5倍以上の経費がかかるという形になりますが、また給食センターへ3園の保育園のものを集めて、給食センターにそれだけの処理できる堆肥化の処理機を何台かそろえてやってまあ試算した例もあります。その場合でもまあその運搬経費等も含めるとランニングコストで年間300万円ほどかかります。そのために現在あの民間の先程も出されました箕輪の堆肥化する業者、民間の業者ですが、こちらがまあ地元の受け入れ同意が得られないということでその許可がおりていないというような状況で、今年度当初予算ではその方向で予算化をしたんですが、それもだめになっておりますので、これから民間の堆肥化を行う業者との折衝を含めまして今年度中にはその方向付けをしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

坂本議員

その今の堆肥化のバイオ式生ごみ処理機なんですけれども、某会社の私もその会社の方とお話をしまして、実際それを導入していただける場所もありますが、その1台はまあ、50キロタイプのでやっぱり400から450万かかるということで、それを一気に、例えば今の次長の話ですと一気に資本投入をして買うというようなお話の感じですけども、それは予算を伴うことでもあり、考え方としては3カ所に小型のもので、ごみを移動してそれに費用をなおかけるということではなく、徐々に堆肥化をしていく考え方もあると思います。それとまああの広域の中では辰野町平出区内では既に67世帯が生ごみの堆肥化に6月から取り組んでいます。これは堆肥化工場を持つリサイクル業者が毎週1回収して堆肥化するというものです。先程町長の答弁にもありましたように駒ヶ根でも始まっておりまして、この9月からJRの西側の町1区、2区、3区、4区と上穂町全域で希望のあった310世帯で、収集は週1回決められたステーションに出すということで、これも委託業者が収集して3・4カ月かけて堆肥にするっていうことですが、委託費が約8,000,000円かかるということです。でまあ既にこの前に駒ヶ根市内では32の公共施設の中にやっぱり給食センターも含まれまして、あと病院などから出る生ごみの堆肥は年間約100トンを回収して堆肥にしているということで、広域のもし各市町村が公共施設から出る生ごみの堆肥化をすぐにも実施すれば、「新ごみ中間処理施設」の炉の機種が高額な融溶炉でなくてもよいと考えられると思います。それは各市町村の財政にも大きく今後それが影響することになります。一般家庭の生ごみを回収することもとても大切なことなんですけども、とりあえず当町としては公共施設からということで給食センターの生ごみ処理機の導入かもしくはそれに代わるべきものを早急に考えた方がいいと思いますけれども、町長としてはどのように考えておられますか。

町長

まああの広域連合で共同処理をしております生ごみ対策、これもできるだけまあ減量をしてそして将来のこの施設もできるだけまあコンパクトなものにしていくと、そのことが将来のランニングコスト必要経費等の節減につながっていくということで、これはあの郡下全体の共通した課題としてとらえていかなきゃならん、そこでまあ自前の出た特に公共施設の生ごみ等は自前処理ということがひとつの方法としてまあ考えられるわ

けであります。今お話の駒ヶ根の例にしるそれから辰野の例にしる、NPO法人や業者の方が既にその堆肥化施設の設備を稼働しておるところにそうしたモデル地区を設定をして取り組んでおるという状況でございますが、飯島の場合はまだこれはゼロから初めていかなきゃならないということでございますので、かつてまあJAさんやともいろいろ協議した経過もございますけれども、そのへんの堆肥化資源の還元がどういうふうにまあ町として取り組んでいくかということからまあ検討を始めていかなきゃならないということでございますので、少し長い目の課題として今月発足いたします町の温暖化検討委員会にひとつ十分検討してもらって、ただ出すだけのことの処理でなくてですね、それを処理するこのシステムというものを併せて考えていかないとこれは成り立たない問題でございますから、そのようにご理解いただきたいということで、でまあ当面それじゃ自前のこの処理施設を導入してということでございますが、まあ一気にできないまでもこのかなりの予算がかかるわけでございますので、当面のところ今それぞれの施設にこの処理機を大型のものを導入してということは今考えておりません。

坂本議員

平成19年の清掃センターでの飯島町の1年間の可燃ごみの内訳は、一般の収集ルートのごみとまあそこに直接個人が持っていった搬入のごみを入れて、先程もありました869トンで、それに対して事業所からのごみが約438トンあるわけです。それと後、不法投棄分が0.58トンが飯島町の1年間の可燃ごみの内訳となっております。それで事業所系の可燃ごみは当町ではこの数字から見ますと一般家庭の半分もありまして、8市町村の中では割合的には駒ヶ根市が1番多くて、次に伊那市で飯島町という形で、あと残りの5市町村に比べれば多い事業所のごみがまだ多いという感じを与えます。先程のことをいろいろ調べていったんですけれども、事業所のごみに関しては町の方では把握していないということでもありましたけれども、やはりそのごみの炉の問題もかわりまして、町民の税金もかわることなので、その事業所のごみに対しても町としてはそれに対して減らすように啓蒙をかけていった方がいいと思います。広域からでも各市町村に対して事業者の情報提供をし、特に飲食店等は食品の食べ残しなど堆肥化で自家処理に取り組んでほしいというような広域からの要望もありまして、町としては事業所に対して何か啓蒙活動はやっているのでしょうか。それに対してお願いします。

住民福祉課長

お答えをいたします。飯島町さわやか環境保全条例の遵守は当然でございます。機会をとらえてその広報と、また産業振興課の所管になりますが、飯島町商工業振興事業の中のISO14000、具体的に申し上げますと企業環境管理全般の環境マネジメントの取得の支援事業といたしまして、取得に要する委託料等1件につきまして200,000円の補助をして環境保全に努めていただいているのが現状でありますので、ご理解をよろしくお願いたします。

坂本議員

なお、今申し上げましたISO14000の環境マネジメントを取得している事業者につきましては、商工会を通じて8事業所というふうに聞いております。

さわやか基本条例とか今のISO14000に関しては、たぶんこれは工場とかそういう企業という形なんですけれども、私が言いましたのはあのまあ今まあちょっと流れの中では生ごみに返して結構言っている部分があるので、飲食、今ここにありました飲食に対する生ごみの減量化ということに対しては何か具体的にやっていることがあるんですたらお答えください。

住民福祉課長

生ごみの事業者に対する減量化については先程冒頭でもちょっと触れましたが、産業

廃棄物の一種でございますので、県の指導下もあります。側面的に町は協力する立場にあるということでご理解をよろしくお願いたします。

坂本議員

先程の一般質問の最初のところで宮下議員の質問で答えられた、生ごみを多いと炉の温度が、町の町長の答弁の中に、生ごみが多いと炉の温度が下がって燃えにくいということとか、また紙ごみが減ればごみそのものを減量化できるということで、今後の「新ごみ中間処理施設」の炉に対する町長の考えはどう考えていらっしゃるかお答えください。

町長

広域連合で今検討をいたしております新中間ごみ処理施設、これはあの最初ちょっと触れましたけれども、今現在2つの委員会っていいですか検討機関で検討を重ねてまいりました。一つには用地選定委員会でございます。場所をどこにするか。もう一つはごみ処理検討委員会、用地選定の方はこれが主体が伊那市の方へ大きく委任をしておりますので伊那市中心の委員の方がまあ長い間にわたっての検討をされて、富県地区の2カ所にその候補地を絞り込んで今、現地の皆さん方と説明をし、これからできるだけ早くアセスの調査に向けて今お願いをしておるところでございます。それからもう一方のごみの減量化それから処理方式をどういうふうにするかということにつきましては、ごみ処理検討委員会という形で立ち上げて、やっぱり平行をして審議を今いただいております。これはあの共通する問題でございますので、上伊那8カ市町村の知識経験者や各機関の代表や公募によっても委員の方が入っておるわけでございまして、飯島町におきましても若干名その委員として審議に加わっていただいております。

で、この処理方式でございますけれども、これもまあそれぞれのメーカーの処理方式はいろんなまあ手法があるわけでありまして、最初まあ一般的な全国的な普及率の一番高いガス化溶融炉という方式が大変まあ一番優れておるといような、ここ数年前までの状況もございまして、広域連合としてもあるいは伊南行政組合としても視察をして研究してきた経過でございますが、最近技術革新もだいぶ進んでまいりまして、従来のいわゆる燃やしたそのストーカー方式これもかなりの改善が加えられてきて、甲乙どちらも引けを取らない、まあ溶融炉がストーカーに比べて助燃資材としてコークスを焚くものですからその資源といいますか燃料費のコークスの高騰なんかもありまして、若干この辺も見直していかなきゃならないということで、現在のこの機種の方の問題についてはまったく白紙であります。今までの研究したものはひとつのデータとして持ち合わせながら、これは新しいまた入札方式に従って最善のまあ研究をしながら、できるだけランニングコストのかからないように、そしてできるだけコンパクトな一つの効率の良い環境負荷の1番優しいという総合的な視点の中から業種・方式を選定をいくという今取り組みの最中でございますので、まだもう少しこれは時間のかかる課題であるというふうに申し上げておきます。

坂本議員

次にビニール系のごみを減らすということで、お買い物バックのことをお尋ねします。現在あの全国的に買い物をするときにはマイバックを持参と言われていまして、富山県内では全てのレジ袋が全国に先駆けて有料化になりました。そこで中川、飯島、七久保、駒ヶ根、宮田のまあスーパーマーケット、薬局、コンビニ、日用品のショップなど18店舗を私はアンケート調査をしてみました。マイバックの持参率はある1店舗なんですけれども、40%という高いお店もありましたが、だいたい平均して20%以下でした。

お客様に対してお店側がどんな働きかけをしているかということの問いには、マイバックはお持ちですかというふうに聞くとか、1商品をお買い上げのお客様に対しては印だけでも良いですかとテープを貼るとか、そういうことをやっておるということです。それでマイバックを持ってくるとお客さまに得になるということで大きなスーパーではお買い上げのポイントカードにポイントを上乗せしたり、レジ袋用のカードにスタンプを押しまして、それを溜まりますと現金化として買い物をした際に100円引きをするということになっております。

当町にもあるロゴ入りのエコバックなんですけれども、現在はどこでも買えるように町内のお店に置くようにしたのでしょうか。例えばJAのスーパーやコンビニ、コメリ、道の駅などに当町のグッズのコーナーを作り販売することも必要と思いますがその点はどうでしょうか。是非積極的な企画を立てて飯島町外でもコーナーを作り売り出すことを考えたらいかがでしょうか。エコバッグ共々その時に観光協会のマップとか当町のPRをするというのはいかがでしょうか。そういうことについて尋ねたいと思います。

住民福祉課長

お答えをいたします。エコバック全体の推進方法のことについてお答えをいたします。現在長野県の取り組みといたしましては、平成22年度末までにはエコバック等の持参率を60%以上にするという統一目標があります。これに伴って県主催でごみ減量資源化推進員養成講座を年全4回のカリキュラムで7月から実施をしており、飯島町からも一般の方4名が受講をされております。その中では議員さんご指摘のとおりエコバックの推進も含めてエコクッキング、あるいは家庭の生ごみの堆肥化、ふろしきトーク等についての事例発表や実習を行っているのが現状であります。今後はこの講座で学んだことを町民の皆さんに提供していただくことを一つの取り組みとして、エコバック推進に取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしくご理解をお願いいたします。

坂本議員

今の答弁の中ではまあ具体的な何か方法とかは、私がちょっと言いましたけれども、そういうことは具体的な方法として何か考えていらっしゃるものがあつたらお答えください。

住民福祉課長

これにつきましてもこの月末に開催をいたします飯島町地球温暖化対策防止会議の中の検討項目のひとつとして、総合的にエコバック、あるいはレジ袋の削減等について検討して方向づけをしたいというふうに考えておりますので、この段階ではどれができるとかそういう明言は避けさせていただきたいと思っております。

坂本議員

只今私が、はいあのそれはわかりましたので努力してください。それとあのこのアンケートをした中でレジ袋の有料化についてもお店の方にお尋ねをしました。18軒中賛成が4軒で、どちらとも言えないとお答えになったお店が11軒と、まだまだこの地域では積極的に有料とはいかないようですが、中には県全体や行政が進めたら協力するという店もあります。町というより広域の中でのごみの減量化の一つの手段として、このレジ袋の有料化に対して町長はどのように考えておられますか。

町長

まあこのおびただしい毎日発生します各お店やなんかからのこの買い物袋から出るビニール袋、これを有料化にしてということですが、これはあの広域連合で採用しましたこの廃棄物の袋の有料化とはちょっとわけが違っていて、あくまでもこれはあの民間の商業ベースの問題としてとらえるべきであると、そこに個人のこの環境に対するその認識というものが合致して初めて成り立つものであるということでございますので、全体的なまあとらえ方考え方としてのこの雰囲気づくりというものは広域連合なり市町

村で培っていく必要があるかと思えますけれども、町が行政の立場で各お店やさんに有料化を進めてくださいということをご指導申し上げるのはちょっとこれは本末、エリア外、エリア違いの問題であるというふうに考えております。

坂本議員  
それでは2つ目の質問に入ります。先月8月24日に飯島国際協力が成人大学センターで、町内に住んでいる外国人に呼びかけ、講演会と体験学習と座談会を開催しました。講師の方はカンボジアで救援活動をし、山古志村の地震の時には長岡市で外国人救援の中心になり活動された羽賀友信氏を招いて、災害から学ぶ連携のあるべき姿とはどんなものなのかという内容でお話を聞きました。現在人口割りでいくと県内で一番外国人が多い町になりました当町としては、外国人に対して防災に関することが現在どこまでできているのかお尋ねします。

町長  
次のご質問の外国人に対するこの防災の取り組みの問題で、現在どうした具体的な取り組みが進んでおるかということでございます。飯島町には約700人余りのこの外国籍の住民の方が住んでいただいております、その8割以上が派遣会社のいくつかの企業に勤めるこの派遣会社の社員として町内の事業所にそれぞれ勤務をしていただいております。こうした状況から飯島町における災害時の外国人に対する情報伝達等、その対応は極めてまあ大切な課題であると、今後の大きな一つの取り組んでいかなきゃならない課題であるというふうに思っておるわけでございます。そこで先ごろ見直し作成をいたしました町の地域防災計画、この基本方針のひとつとして災害時の要援護者である外国籍住民を含めた高齢者、障害者、児童、傷病者、乳幼児、妊婦などの対応が個々きめ細かく謳ってございまして、これらの対応が課題であるというふうに位置付けてございます。これら全体がまあ綿密な連携とともに、人命の安全を第一として考えて、地域の防災活動への参画を促進をして、それぞれ初期の避難誘導等の情報伝達も含めて被害を最小限にすることとしております。具体的な取り組みの内容につきましては担当課長の方から申し上げますけれども、今触れました、こないだ外国人を対象にしたこの防災カリキュラムですか、ワークショップ等非常に有益な催しであったという、私も出席をして聞いておりましたけれども、新潟の中越地震の一番かかわった方の講師に来ていただきまして、その外国人の体験に対するその体験等もお話いただいて大変参考になりました。DVDに全部記録して保存してありますのでまた機会があったら町民の皆さん方にもまた観ていただきながら、これからの外国人に対するこの防災体制の一つの貴重な資料として啓発してまいりたいというふうに思っております。

総務課長  
それでは只今の質問の中で、現在町の取り組みはどうかということでございますが、役場の窓口におきましては転入手続きの際にですね、特にあの地震災害におけるまあパンフレットというのを配布してございます。このパンフレットは地震から身を守ることを主体にした5か国語で書かれたものでございます。日本語、英語、ポルトガル語、ハングル語、それから北京語というようなことで、5か国語で書かれたものを配布して啓発をしているところでございます。また今年の2月には外国籍町民との共生推進会議というようなことを開きまして、防災対策についてもまあ意見交換をまあ派遣会社の方々と一緒になって行っております。そんなことを通じまして防災訓練等への参加を呼びかけているということでございます。

只今町長の方から先日の国際協力会主催によります講演会につきまして、私もあの参画をさせていただきました。やはりあの今まで知らなかったことが非常にあの講師の先

生が有意義にお話をしていただいたというようなこともございます。これらの取り組みもまた参考にしながら町では対応してまいりたいとこんなように考えております。

坂本議員  
今、小林課長が言う配布されたというあの防災の手引き書を私も読んだわけですが、その中には防災の拠点を描いた町全体の地図が入っていないわけですね。それであの当日の日もちょっとそれを見ながら外人の方たちと話をしたんですけれども、やはりあの住んでいけばね、1年とか立てばだいたい学校がどこに行つてというのは分かるんですけれども、来たばかりだとやはり地図を付けていただくと、あのまあここの中には学校に逃げるようになっておりますので、学校とそのポイントだけでも町小さくしたので地図が入っているといいと思いますんですが、その追加、それを刷って配るといふことはいかがですか。

総務課長  
只今のご指摘のとおり地図等は付いておりませんので、外国籍の方が非常に不安があるということは確かでございます。一応あの本年度町におきましては避難場所のパンフレットと申しますか、そういうものをハザードマップを作成することになっております。これは土砂災害の警戒区域あるいは天竜川水系の浸水等のものも位置したハザードマップでございますが、その中に避難場所等も掲載をいたしまして全戸配布をしたいという考えを思っております。ただこの中で外国人向けに作るとなると、またあのそれなりの外国語が必要ということでございますので、そこら辺についてはまた検討させていただいて外国人の皆さんが不安にならないようなそんな対応をとってまいりたいと、こんなように思っております。

坂本議員  
もう一つあの、あと二つかな、気がついたことですが、当町の役場の電話番号とホームページのアドレスは記入されていたわけですが、その後パトカーと消防署かな救急ですね119と110の番号は入っていたんですが、近所の昭和伊南とか松川日赤とか伊那中央病院などの救急病院の電話番号は載っていませんでした。で、あの実際にもしあの地震とかがついでということになりますと、その病院もいくつか載っていないと間に合わないというふうに思うわけです。なのでこの病院の電話番号を載せた方が私は良いと思うのです。それともう一つあのあちらの方たちはほとんど携帯で相互を確認しあっておりますので、当町では現在メールの配信サービスをやっておりますので、是非あの役場に来て住所変更されている折りとかそういう時になって、まあその方にね、あのその救急時のメール配信サービスもありますよと、コマーシャルをしていただいて、入りたいて言った方にはそれも町としては管理をしていくというか、あのその緊急の場合はそのメール配信で知らせるといふこともやったらいいかと思うんですけど、その点についてはどう思われますか。

総務課長  
只今の病院の関係でありますとか、そういうあの施設のまだ不足しているところにつきましては、またあのその実際に作成する時点で検討してまいりたいとこんなように思います。それからメール発信につきましては本人の希望によりやっておりますので、またPR等こちらからしていき、メール発信等の加入者を増やしてまいりたいとこんなように考えます。

坂本議員  
この8月の24日のこの日の体験学習の中では、煙体験というのをしました。部屋全体を煙でいっぱいにして全く見えない状態にして、そこを1人ずつ入り口から入り出口へ出ていくわけです。で、テーブルの脚を伝わって出るようにと言われて部屋に入ったんですけれども、煙がもうまん延してまして体に害がないとは分かっているけれどもやはり

自然と口を洋服でふさいでいましたし、けっこう心臓がドキドキしたりして、実際に火事に会えばビルの中では冷静にはなれず、だれでもパニックに陥るということを体験いたしました。でこれは是非日ごろの防災訓練でもやってもらいたい内容です。この外人の方たちだけということではなく、建物を使うAEDの講習会とか、応急処置の手当ての方法なんかを勉強するときに、次いでにこの煙体験というのを加えていただきたいんですけれども、それはいかがでしょうか。

総務課長 この間の煙体験につきましては南消防署の協力をいただいてやっております。そんなことで企業におきましても防災訓練をやっていただくようにということで先日お願いをして、それぞれ事業所で取り組んでいただいております。この中へまあ煙体験をということでまた来年のメニューの中へはそういうものも含めまして依頼をしていきたいとこんなように思っております。

坂本議員 あとあの、県内で1台持っています地震体験車の活用なんですけれども、県内には1台しかないということで非常にあの予約も混み合っておりまして、なかなか予約は取れないと聞きますが、みんなあのお話を聞くと体験した人は少なく、実際に地震に遭った人でも震度4くらいになると動けなくなってしまうと聞きますので、是非このあの地震体験車をですね予約に合わせてから企画を立てるということで、町内企業にもその体験をするよう指導した方がいいと思うし、この私たちの防災訓練の時にでもそれに町民が乗ってですね地震を実際に体験するという機会を多く作っていただきたいんですけれども、それはいかがでしょうか。

総務課長 地震体験車につきましては6月の下旬でしたか飯島の方へも1台配車になりまして、ホントに短時間でございましたが、町長以下役場職員何人かは経験をさせていただきました。非常にあの地震というものの恐ろしさが体験できるということでございますので、そういう体験車の希望企業等もまた募りまして、やはりあの長時間というわけにはいきませんので、短時間の中で有意義な体験ができるということで、事業所の申し込み等も募ってまた対応してまいりたいとこんなように思います。

坂本議員 もう一つ細かなことなんですけれども、町としての通訳リストというのがあると思うんですけれども、まあ作ってはないと思いますけれども、現在5ヶ国語のその地震の内容をその知らせるこういう小冊子は5ヶ国語くらいになっておりますが、実際に災害が起きた場合にその通訳の方たちを探すのも大変だと思うので、地震にならない以前からですね、その町に住んでいる方だけではなく、上伊那の中でその通訳リストというのを作っておいて、地震が発生したときにはその方たちに即座に協力していただけるということで確認をして、それぞれの市町村がそれを持つというようなことをやった方がいいのではないかと思いますその点についてはいかがでしょうか。

総務課長 只今お話のありました通訳リストの件につきましては、またあの上伊那地域でのこの防災に対する会議がございますので、そこら辺で話を出して、できればこういう名簿をつくってまいりたいとこんなように考えております。

坂本議員 最後にですね、あの先程の答弁の中で懇談会を持つといったのはこのことだったのかはちょっとわからないんですが、去年ぐらいからその国際協力会の人達からも言われておりまして、いろんな各国の方と町長とが懇談をしまして、日ごろ感じている防災だけではなく、日常的な生活の中で不便を感じたりとか、こういうふうなことを思っ生活をしているとか、そういうことの懇談会をもってほしいということを提案していて、ま

ああの今年度に入り是非やりたいということなんですけれども、それはその後どうなったのでしょうか。日程は決まっているのでしたら何時ごろなのか教えていただきたいと思います。

町長 まあそれぞれお答えをしまいいりましたけれども、いずれにいたしましてもこの外国籍の方に対するこの防災対応というものは、700人余り住んでいただいておりますこの多くの皆さん方の防災対応、大変まあ大切な重要な取り組みの問題だというふうに認識をしております。地域防災計画のそれぞれの項目に従って対応してまいりますけれども、やっぱりこれはあのただその防災の面だけとらえた外国人の皆さんとのコンセンサスだけでなくでですね、このそれぞれの地域に住んでいただいておりますので、その地域の催し物、イベントの参加だとか、いろいろまあ子どもさんもおられて小・中学校に通っておる場面もございますので、そういう一つの地域とのつながり交流というものの中にやはりこの防災対応というのもの、うまく連携して対応ができて行くんではないかとふうに思うわけでございますので、そうしたあの多面的な部分も含めてこの防災対応も外国籍の方に対する考え方をしまいいりたいというふうに思っております。

それであの今ちょっと触れられましたお話、これはあの外国籍の町民の皆さんとの共生推進会議というふうに呼んでおりますが、昨年あの手始めにこの多くの方が派遣をいただいております人材派遣会社の幹部の皆さん方と懇談をして、地元の生活の問題だとかその他の問題ついていろいろと意見交換をさせていただいておりますけれども、今後は今年、まあできれば年内にというふうに思っておりますけれども、直接この外国籍の方と一緒に入っていただいて防災面を含めた地域のいろんな問題について意見交換をするというふうに、当然私自身もそこへ出て交流懇談をしたいというような考え方をし、そのことは前の新年度予算の説明の時にも申し上げてこれから具体的にしまいいりたいと思います。まあいずれにしてもこれはあの町の行政だけでこのことを捉えていくというわけにはなかなかまいりません。地域の皆さん方のお力添え、お手伝いをいただきたい問題でございますし、それからこの間のような行事であるこの国際協力会の一つのお手伝い、あるいは通訳の皆さんのボランティアの組織のお手伝いをいただく、こういうことがないとなかなか進んでまいりませんので、それらの関係の皆さん方にも声をかけながらご協力いただきながら、今後の外国人に対する防災体制も進めてまいりたいというふうに思っております。

議長 時間です。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻を午後3時30分といたします。休憩。

午後 3時15分 休憩

午後 3時30分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。  
1番 森岡一雄 議員

1番 森岡議員

本日最後の質問者となりましたが、よろしくお願ひしたいと思います。それでは通告に従いまして質問を進めてまいります。

最初に学校のアレルギー疾患に対する取り組みについてお伺いをいたします。今はまあ花粉症の発生する時期ではありませんが、最近非常に多くなりました花粉症をはじめアレルギー鼻炎、アレルギー性皮膚炎、そして気管支炎を代表とするアレルギー症状は今や国民の3人に1人といわれ、現代社会における国民病ともいえる大変な状況になりつつあります。また学校保健統計調査によりますと、喘息の子どもは10年前に比べて保育園から高校まで倍増、厚生労働省の統計ではアトピー性皮膚炎も幼児は1歳半で10人に1人、10年前の倍増、3歳児でも1.7倍と広まっております。また花粉症も小児で倍増、これもより低年化をする傾向にあるといわれております。

そこで先ず最初に、現場を担当する教育長にお伺いをいたします。いま学校・保育園におけるアレルギー疾患の実態と対応はどのようになっておりますかお伺いをいたします。

教育長

お答えいたします。只今お話にありましたように、近年花粉症も大変罹患する方々が増え、国民病といわれる時代でもあります。さてあの学校におけるアレルギー疾患の実態でありますけれども、飯島町管内の小・中学校全体で15.8%、135人の該当者がおりまして、主な疾患といたしましては食物アレルギー、気管支ぜんそく、アレルギー性鼻炎が主疾患でございます。その対応でありますけれども就学前、及び就学直後の健康診断結果を参考にいたしますし、また毎年度当初それぞれ健康調査票がございまして、それを家庭に返してまたその年々の健康状態を記入して学校に出していただく、いわゆる健康調査でございますけれども、そのようなことを踏まえて全体的な実態を把握しております。個別的にはその健康調査による疾患等も踏まえて、また個別に報告されるアレルギーに関する詳しい症状、学校での配慮事項を把握するために家庭訪問あるいは保護者懇談会の機会にそれぞれの情報を集めております。こうした集めましたデータを管理しながら、学校医の指導の下に全職員が共通理解をして児童生徒の対応をしておるところであります。なおあの食物アレルギーのある児童生徒につきましては、保護者からの申し出が一番でありますので、保護者からの申し出に沿って、必要な場合にはそれに起因する除去食の提供する、あるいは学校行事の折りなどに特別食が出るわけですが、特に配慮をしているというところでもあります。この除去食の実施でありますけれども、該当児童であります2小学校で6名在籍しております。同中学には該当する子どもは現在のところおりません。またあの牛乳等に反応するといいますか過敏な、まあこれもアレルギーというふうに理解していいかとも思いますが、まあ体質的なことがございますけれども、牛乳を止めている児童生徒が2小学校で4名、飯島中学校で6名在籍しております。その他個々の状況により運動制限あるいは食材を扱う授業、まあ特に該当者はいませんけれども、例えば蕎麦アレルギーの子どもは非常に危険を伴うというようなことでありますので、食材を扱う授業の折りには十分な注意を払っております。

学校における全ての教育活動を見通しながら、日常生活における予見予測できうる限りのアレルギー発症の予防と対応に努めているところであります。加えまして学校保健法が今年改正になりまして6月に公布となりました。学校全体で学校保健を推進するための組織体制を整えるものでありまして、学校保健委員会、町内の学校にもありますけれども、その機能を強化充実して、この中においてアレルギーあるいはメンタルヘルス等の健康課題に適切に対応していく、でそうした学校運営を更に充実強化するためにも教育委員会も各学校に促していきたいというふうに考えております。以上であります。

森岡議員

只今現状についてお伺いをいたしました。まあ15.8%、人数にして135人というようなことであります。その中で対応についてでありますけれども、それぞれの症状に合った対応をしておるとこういうお話であります、その重症っていうかまあ一つの考え方は、喘息なんかにしても発作を起こした場合の緊急体制とかあるいは連絡体制、あるいはアトピー性皮膚炎なんかにしてみれば体操あるいは運動への参加の配慮と、こういったようなことについてはいかがでしょうか。その様な重症患者っていうものはないですか。

教育長

特段、重症アレルギー性疾患があつた症状が重いという報告はありませんけれども、しかし発症をした場合にはですねこれは生命にかかわるものでありますので、安易な保健室レベルでの判断はせずにですね、しかるべく医師の診断を受けるような対応を整えておりますし、最近もちょっと活動で運動といいますか学校行事の中でちょっと体に変調をきたした生徒がおりまして、学校の判断に基づかずにはすぐ医師に対応をして診察を受ける、そのような対応をしております。いずれにしても個別対応でそれぞれの症状に合わせた対応をしているということを前提として指導、子ども達の健康管理をしているところであります。

森岡議員

お陰様で、そういうことで進んでいけば結構なことではあります、まああの全国的にみると非常に先程も申し上げましたように、このアトピー性疾患で悩んでいる方が多いわけではあります。まああのそんなようなことを踏まえまして文部科学省からこの度文部科学省の監修による日本学校保健協会が発行した、アレルギー疾患に対する取り組みガイドラインとこういうものが全国の教育委員会や学校に配布をされました。長野県におきましても7月1日各自治体の教育委員会に出されたと伺っております。このガイドラインはアレルギー疾患がある子ども達を学校などでどう支えるかという視点で取り組みを促し、内容も具体的な取り組みを示した指針と位置付けられておるわけでございます。そこで教育長におかれてはこのガイドラインをご覧になっておられるかどうか、またご覧になっていましたら所見等伺いたいと思います。

教育長

それではお答えいたします。まああの近年子どもの体力低下それから先程もお話ありましたけれども、過去と比べた発育の違いなどが指摘されるようになり、まあこれはあの子ども達の生活スタイルや環境の変化ということも言われておりますけれども、非常に健康にかかわる多くの問題が見られようになりました。まあその中であつて喘息をはじめとした子ども達のいわゆるアレルギー疾患が増えてきているということは、まあ今お話のとおりでございます。文部科学省が昨年アレルギー疾患に関する調査研究報告書を出しましたが、これはあの平成16年度から1年間かけて全国の小学校から高等学校まで約1,200万人を超えるまあ児童生徒を対象とした膨大な実態調査であります。この大規模な調査に基づいて今お話の学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン、日本学校保健会が作成し文部科学省より配布になったものであります。これがそのガイドラインでありまして、まあ私も一応この中を全部読まさせていただきました。それぞれ内容的には時代に合ったガイドラインというふうに思いますし、緊急時にはどのように対応するかというマニュアル的なものもあります。このガイドラインの中で私が一番関心を持ったといいますか、注目したところでもありますけれども、この中にはこのように書かれておられて、アレルギー疾患はもはや稀な疾患ではないという認識をそれぞれ持つべきであるということ、どの学校やクラスにもアレルギー疾患の子ども達

が多数いるんだという、そういう前提に立ったうえで学校運営、学校の取り組みが必要であるということが記載されておりまして、これまで縷々お話しがありましたように、時代の流れで大変倍々的にアレルギー疾患の子どもが増えている、そういう現実をしっかりと受け止める、そういう意味で重要な部分ではないかなというふうには私はこう読みまして理解いたしました。まあすなわち私なりに解釈したところでありましてけれども、子ども達は1日の生活の大半を学校で過ごしておりまして、まあ校内生活ばかりではなく時には野外にも出たりまあ幅広く教育活動をするわけでありまして、その中でも給食の時間もあるということで、子ども達は多くのこのアレルギー源に囲まれたそういう中で生活をしているといってもまあいいかというふうに思いますし、またそういうことを周囲が理解しなくてはいけないなというふうに思っております。まあ従いまして学校、教育に携わる直接的には担任、教職員でありますけれども、このことを認識を深めなくていけないと思いますし、まあそれに基づいて個々の詳細な情報を集積しておく、集めておくということが必要であるというふうに思います。また家庭においてもですね、まあこのガイドラインの中にもちょっと触れてありますけれども、学校の教育活動を、どういう学校で教育活動があるかということを理解した上で子どもの健康に関する些細な情報でも学校に提供していただき、まあそれを教職員が共有し合うというそういうことが大事ではないかなということに書かれておりますし、進める上においてはそのとおりだというふうに私も思っております。まあ先程もお話ししましたように、家庭健康調査票等まあ家庭からの様々な情報をまあ学校で一元化してそれぞれの担任が保持し、また関係の職員がそれを共有しながらそれに準拠した健康管理を十分に配慮していくということが必要ではないかなというふうに思っております。あのこの各論の中にあつたことでありますけれども、まあアレルギー疾患の中には症例は少ないものの、その反応によってはまあ重篤な状態を引き起こすものもある、そういう意味において各論をそれぞれが理解を深めていくことが重要であるというふうに考えております。

なおこれはガイドラインとはちょっと違うわけでありまして、こうした情報につきましてはまあ非常に適切な管理が求められるわけでありまして、併せてアレルギーを持つ子どもの人権を配慮したというそういう指導、まあ他の子ども達に誤解やですね偏見を持たれないようなそういう指導も合わせてやっていくことが大事ではないかなということはこのガイドラインを見ながら思いました。まあいずれにしましても近代病といわれるアレルギー疾患が子どもの中にも広がりつつある、増えこそすれ減る状態ではないというそういう時代でありますので、大事な指針であるというふうに受け止めております。以上であります。

只今ガイドラインを見ての所見をお伺いしました。膨大な調査資料の中から出てきた貴重なガイドラインであり、また深く受けとめていただいておりますということを感じるわけでございます。是非ともこれらのガイドラインに沿ってまた子ども達の健康について留意させていただきたいと、こんなように思うわけでございますけれども、まああの先程も申されておりましたが、このアレルギーということに対して全教師が一様に認識しておるわけではございません。只今のそのガイドライン等を通して全教師に対する研修とそういったことについてのお考えはいかがでしょうか。

今申し上げてまいりましたけれども、アレルギー疾患につきましてはお話のように教職員全員が正しい知識を持って子ども達に向うということが大変重要であるというふう

に思っておりますし、前段の質問の後半にも申し上げましたけれども、人権に配慮したあるいは偏見を持たない対応が求められるのではないかなというふうに先ず思っております。児童生徒のアレルギー疾患の実態とまあ学校における対応といえますか処置につきまして取り組みにつきまして、共通認識に立った上でその有効な対応方法を対応策といえますか対処方法を検討し確認し合うことは大事だというふうに考えております。

ご質問の教職員の研修につきましてですが、まあ年度当初児童生徒のこうした健康状態につきましては、職員会議等の折りで情報交換をしております、まあ健康管理の意義、それから症状発症の時の対応についてその都度担当の職員、まあ具体的には養護教諭でありますけれども、等から指示等が出されるわけでありまして。また最近出ております食物アレルギーによるまあアナフィラキシー学校対応マニュアル等のガイドブックもありますので、それに基づいたテキストの紹介等のことを含めて研修をしております。まああのアレルギー疾患が非常に多岐多様にわたるものでありますので、個別症例への処置方法についてはそれぞれの学級担任が十分認識した上で共通理解を深めるわけでありまして、またあの養護教諭による対外的な研修を受けてきた者についてはその都度伝達講習などをしながら対応しています。

今後の研修課題としましてはまあガイドラインにも示されているように具体的には各疾患、5つほどの疾患があるわけですが、学校給食、体育・スポーツ活動においてどんな配慮や対応が必要なのかということ、まあ教職員は医学的知識は乏しい訳でありますけれども、適切な対応ができるように様々な機会に研修を機会を設けて指導、理解を深めていくことが大事だというふうに考えておりますし、教育委員会としてもそのような方向を促していくところであります。以上であります。

只今先程からの答弁の中にもありました、まあアレルギー疾患とそれから人権問題というようなことにもかかわるというふうなお話もありましたけれども、確かにこのアレルギー疾患、まあアレルギー皮膚炎によって顔へ出るとか、手へ出るとかというようなことで、汚いとかどうだとかって言われたりする、まあそんなようなことから「いじめ」に対する例、あるいはそのことで生徒自身がつらい思いをしているというふうなことも聞いております。先程答弁にもありましたけれども、全生徒がアレルギーは生活習慣病と同じような病気だと理解することが大切であると思っております。そんなことから健康教育を行い、正しく病気を理解し共感する心を育てることが不可欠だと思っておりますが、健康教育についてはどのようにお考えでしょうか。

健康教育についてのご質問でありますけれども、まあ午前の議員の質問にもお答えしましたけれども、まあ学習指導要領が改定される中でも、その中でもやはり生きる力ということが前回に引き続いて新しい学習指導要領にもその理念を受け継いでいるわけでありまして、まあ自ら考え判断し行動する力、豊かな人間性でということがあります。その3番目にですね、健康・体力を基盤にした人間としての実践力ということも掲げられているわけでありまして。やはり健康・体力を基盤にした人間形成といえますか子どもの教育について当たるということが一番基盤であるというふうに踏まえておりますし、健康や体力や知性を磨き、知力を働かせて活動していくための最も重要なものだというふうにだれしもが思うところであります。まあ従いまして子ども達の健康課題が懸念される昨今であります。健康の増進や体力の向上を狙いとした学校や家庭における健康教育の推進というものは益々重要度が増してきているのではないかなというふうに認識して

森岡議員

教育長

森岡議員

教育長

おります。また小中学生のこの時期が心も体も最も成長変化の著しい時代でありまして、生涯を通じて心身ともに健康で安全な生活を送るための基礎を培う時代でもあります。このようなことをまあ基本にし、児童生徒を取り巻く生活環境や社会の変化をきちんと見据えて、心の健康、喫煙や薬物等の問題、そして体力低下の問題など健康を脅かす新たな課題を含めまして幅広い視点に立って、様々な角度から健康教育をとらえる必要があるというふうに考えております。

项目的にまあ詳しく申しますと、こうした健全発育を阻害する諸要因を克服しながら、まあ一つ目としては先ほど申し上げましたように、学齢期は健康づくりを主体的に進めていく出発点となる重要な認識であるということ、大人も子どもも十分認識してそして生涯にわたる健康感を育成していくと、主体的な意思決定と行動選択ができるそういう力を子ども達に付けさせていくことが、大事であるかなというふうに思っております。そのもう一つして、こうした児童生徒が子ども達が主体的な健康づくりに取り組むことができるよう学校や家庭、地域の共同体性が整えていくことがますます大事になってくるのではないかなというふうに思っております。まあこうした点を踏まえて推進していくことが求められている健康教育を進めていくことが求められているというふうに認識しておりますし、まあ具体的には学校現場が中心でありますけれども、まあ小・中学校ともに年度当初、学校運営計画の中に保健指導それから健康教育を学年別のカリキュラムとして作っております、それに基づいて取り組んでいるところであります。以上です。

森岡議員

それでは次の質問をしたいと思いますが、厚生労働省のリウマチ・アレルギー対策委員会の報告では、アレルギー疾患への対策は国や県において必ずしも戦略的に推進されておらず、また患者への医療提供についても患者のニーズに対応できない面があるとまあ指摘し、具体的な問題としては診療可能な医療機関の偏在と医療機関において診療ガイドラインを活用した標準的な医療の提供がなされていないなど、医師の資質についても分析し医療体制の確立が求められております。アレルギー疾患対策は国としての取り組み、自治体としての取り組みなど国と自治体が一体となった取り組みが必要だと考えます。子どもの健康を守るという視点から町長の所見を伺いたいと思います。

町 長

ご質問の内容に対する町長の所見ということでございます。教育長の方からもお答えをいたしましたように、昨年の4月に文部科学省から公表されたアレルギー疾患に関する実態調査報告書、これではこのアレルギー疾患はまれな疾患ではなくて、学校保健を考える上で既に学校にあるいはクラスに各種のアレルギー疾患の子ども達が多数在籍をしているということを前提として取り組んでいかなきゃならない状況にあると、こういう定義がされておまして、そうした認識がされました。で町内3校の学校の状況も教育委員会等からお聞きしましても、報告書の実態に極めて近い状況にあると、今お話のとおりでございます。従って私も教育長お答えしたと同じようなひとつの同様の認識をしておるところでございます、行政と教育現場と一体として取り組んでいかなければならないというふうに基本的に考えております。従いましてこの学校におけるアレルギー性疾患への取り組みの推進につながっていくためには、関係する方々のご理解と協力は是非欠かせない部分でございます、これら関係者の方々のアレルギーを持つ子ども達のために何ができるかあろうかという積極的な意識を持つことこそが、学校における取り組みを進めていく上での大きな原動力になるというふうに思っております、行政

森岡議員

といたしましても全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることのできるような環境づくりを目指して、教育委員会共々に取り組んでまいりたいとこのように思っております。

只今町長からも所見をいただきました。行政として時代の変化、状況の変化に敏速かつ積極的に対応するよう努力していくことだとこのように思います。それこそ本当の意味での住民サービスと思うわけでございます。今後のそうしたことへの対応を期待するところでございます。

次に地球温暖化対策についてお聞きをしてみたいと思います。過去最多の22カ国が参加した北海道洞爺湖サミットは環境サミットともいわれ、二酸化炭素50%削減の目標が確認されました。地球環境問題は文明社会に生きるわれわれにとって喫緊で最重要に取り組まなければならない課題であります。そのためには地球温暖化防止へ家庭、事業所、学校から更に自治体挙げての地道な活動が何よりも大切であり、その積み重ねが温暖化の原因である二酸化炭素の排出を抑制し、0炭素社会への道であると確信するところであります。町では平成20年から24年の目標で飯島町役場二酸化炭素排出削減計画や飯島町地域新エネルギービジョンなど策定しました。更に町民が身近な生活現場でできるだけ具体的な町民活動計画などにより実施していくことは時代の要請と考えますが町長の認識と対応をお伺いいたします。

町 長

森岡議員二つ目のご質問でございます地球温暖化対策、先ずサミットを受けてのこの意義とそれから町のこれからの町民挙げての活動計画、これをいかに推進をしていくかという基本的な考え方であるわけでございます。お話ございましたように過去最多の22カ国のそれぞれの国が参加をして洞爺湖サミット、日本がホスト役として先の京都の議定書をよりまあ確実な実践に向けて取り組むということでございまして、過去最多の参加国があったということはそれだけにこの地球温暖化環境エネルギー問題に対する世界的な関心がもう猶予のならないところまで来て、その対策を今から講じていかなきゃならないという大きな関心の下にそうした結果があったんではないかというふうに思います。2025年までに現在の温室効果ガスの排出量を50%削減、半分にしていくというまあ大変厳しい中にも決意たるこの方向が出されたわけでございまして、特にこの今まで難色を示しておりましたアメリカが世界最大のガソリン消費国であるアメリカがこれに加わって合意を得たというところに、今までにないこの意義があったんではないかというふうに私も受け止めておりますし、世界の論評が皆そのような報じ方をしておるところでございます、まさにこれからの正念場ということだろうと思います。

そこで平成11年の4月施行されました地球温暖化対策の推進に関する法律、これがございまして、地方自治体に対してこの策定と実行が義務付けられておりますこの実行計画というのがあるわけでございます。これはまああの法律でまいりますと20万以上の都市に義務づけられておると一つの方針はあるわけでございますけれども、やはりこれは足元の自治体の部分からこのことを一つの方向として実施をしていかなければ、全体としての地球温暖化の実行計画に到達しないということもございまして、当町といたしましても当然このこれからの上部機関の考え方それからいろいろこの法律の規定しておる細かい部分もございまして、そこらを十分に網羅してそれに沿った形の中でこの今年9月の26日の日に第1回のこの立ち上げを会議を計画しております新たな組織である飯島町の地球温暖化対策推進委員会、これにそうした策定計画を主眼にした

いろんなご意見をお願いをいたしまして、全体としてまとめてこれからの取り組みの基本線を出していきたいということで今考えておるところでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

森岡議員

基本的なことはお聞きいたしました。今言われた地球温暖化対策委員会とこのこれに出ているその新エネルギー推進委員会とは同じものですか違うものですか。まあこれから見ていくとそのこの前の竹沢議員の質問に対して8月には立ち上げ、事を進めていきたいというようなことを言われておりましたが、この具体的な事を進めるに当たっての推進委員会の立ち上げ状況と今後の活動についてお聞きをしたいと思ひます。

町 長

今あのお答えをした中で、今月の26日の日にこの委員会を立ち上げるというふうに申し上げましたけれども、ちょっと私勘違いをしておまして29日の誤りでございますので、訂正をさしていただいております。この地球温暖化防止、二酸化炭素削減を目指す大きな一つの国、世界の考え方を受けて、細かいところであるこの飯島町のこの実行計画というものを十分まあ議論をさせていただいて、これはあのいろいろ計画の中にはごみの減量化の問題もございますし、それからそれに対する堆肥化の問題もいろいろ出ておりますし、それから町民が取り組む今ある計画を今後どのようにまた、更なるこのノルマが着せられたわけでありまして世界的には、当然あの日本の国内においても更に厳しい個人生活また企業経営の問題を含めて構築し直していかなくちゃならない部分もあると思ひますので、その辺をまあ総合的に一つの検討課題にして飯島町としてどういう方向で進むべきかというのが、この8月ごろ立ち上げるというのがちょっと遅くなりましたけれども9月の今回立ち上げる飯島町の温暖化防止の推進委員会であるというふうにご理解をいただいております。そういうことでひとつ全般的にこのそれぞれの考え方、公募委員も含めてございます。いろいろなご意見の中で取り組んでまいりたいとこういふことでございます。

森岡議員

まあこれからということでありまして、具体的に内容を詰め実効あるものにしていただきたいと思います。とこんなふうにお思ひするところでございます。

次の質問でございますけれども、今朝からごみの減量化については縷々幾人かの議員からも出ておりました。私からもひとつご質問したり提案したりとしたいと思っております。今年度ごみ減量化の一端として生ごみ処理事業を始めました。事業の推進状況については午前中の質問で明らかになりました。本年度の予算として1,200,000円、で、生ごみ処理機が現在のところ12台、コンポストが14基、金額にして280,000円、執行率25%とこんなような状態で進んでおるといふことでございます。また過去の実績としてはコンポストが563機基、生ごみ処理機が397基、合計867基で9,860,000円、普及率30%とこのような報告もいただいたわけでありまして、本年度改定いたしました環境基本計画では、生ごみ処理機・コンポスト補助制度の効果的な活用により年2%の削減を目指す、このように基本計画では目標を立てておられます。で、この目標達成への道筋をどうするかと、どのように考えているのかと、要するに基本計画と実施計画の整合性、言ってみれば実施計画を見ますと環境衛生費として1,400,000円強というものが毎年盛られております。この予算の中で今言う2%の達成はできるのかと、この辺のことについてどのような見解を持っておられるかお聞きしたいと思ひます。

町 長

それぞれの議員の皆さんにもお答えをしますように、この広域連合で処理しております搬入ごみ量の中で最も多くを占めておるのがこの可燃物の生ごみという形になるわ

けでございます。全体の47%がこれに当たるといふことでございます。で、各市町村ともこの量の削減こそが広域連合の運営しておりますごみ処理場の経営コストにも一番にまあストレートで響いてくる問題でございますので、何とかまあこの減量をといふことでそれぞれの地域でお願いをしておるわけでございます。今お話のように今の改定、町の改定をした計画では平成25年までにこの生ごみの量を2%削減と、まあ2%といふと少しまああの実感的には少ないような数字にも聞こえますけれども、これはなかなかまた大変な問題でございますし、で今後、広域連合が進めていくごみ処理施設のできるだけまあコンパクトな経費のかからないような施設を建設していくためにもどうしても減量化が欠かせないといふことでございますので、更なるまたノルマが着せられる可能性も多いにあるといふわけでございますので、2%は最低目標としてさらにその上乗せをするような方策を考えていかなくちゃならないと、まああの予算の中で各家庭に自前のこの補助をしての堆肥化と、処理機といふようなこともしておりますけれども、なかなかこれはあのそう具体的な大きな数字に結び付いていくといふふうには思えませんが、やはりこれは足元から少しずつでもといふ考え方でございます。で、先程の公共施設、給食センター等から出る生ごみの量、それから一般家庭から出る量、できるだけこれはリサイクルといふか土壌還元も含めてですね、減量化に結び付けていかなくちゃならないといふふうにお思ひしますが、で、ひとつの考え方としてこのそこそこの規模での堆肥化は考えられないかといふ問題があるわけですが、これもまああの大きな機械の導入、その成果でどうなるか費用対効果の問題もあるだろうと思ひますので、これは今すぐ早急な結論は出せませんが、他の町村ではあのそれぞれの法人や企業やNPOが立ち上げたその処理堆肥化施設があるためにそういうこの取り組みができておると、モデル地区的にもできておるといふことでございますけれども、飯島はそれがございませんので、1から検討しなくちゃならないと、まあ当然これはこのことも新しい温暖化対策推進会議の中で検討してまいりますけれども、費用対効果の面も含めてなかなか厳しいといふことでございますので、これは今後ともまあ息の長いひとつのテーマとして住民の皆さん方にとにかく少しでもこの減量をするような方策、食べ残しの問題であるとか、資源の大切さの問題といふもののあたりから学校教育も含めてですね、減量化に取り組むようなことをいろんな場面で訴えてご協力をいただいております。以外にないといふそういうことでございます。考えておるいくつかの取り組みについてはまた担当課長の方からお答えいたします。

住民福祉課長

それでは細部についてご説明を申し上げます。生ごみ2%の削減の根拠につきましては平成16年度に上伊那広域連合で実施をいたしました、可燃ごみの中に占めるいわゆる生ごみの組成率、飯島町の場合は47%でございますが、それを基礎といたしまして、平成18年度の1年間1人当たりの生ごみ量の排出量を計算をいたしまして、予算に計上いたしました生ごみ処理機の普及台数50台、1世帯4人家族として想定し計算をした結果年間7.3トンの減量、つまり可燃ごみの2%の減量といふことで算出をしております。なお計算の根拠につきましては50台の根拠でございますが、平成11年まああの生ごみ処理機とコンポスト事業につきましては平成5年から実施をしておるわけでございますが、普及が定着をいたしました平成11年から17年までの生ごみ処理機の年間平均申請件数である50台を基礎として、計算してありますので、コンポスト等を考慮してありませんので、生ごみ処理機だけをクリアすれば達成可能な数値となっております。

ますのでご理解をお願いをしたいと思います。以上であります。

森岡議員

内容もお聞きしました。少し角度を変えてお聞きをしたり提案をしてみたいと思うんですけども、今まあ50台ということ、その2%へ向けて補助制度を立ち上げたということで、これはあの3月の予算の時にも私ちょっと申し上げたことがある、このことについて申し上げましたけれども、こうした補助事業を行っての費用効果、検証その結果の検証っていうこと、まああのこれは過去の例ですけれども、補助事業でそうした生ごみ処理機を入れたけれども、途中で壊れちゃった、捨てちゃった、今使っていないよと、まあここから出るときは50台出ました30台出ました、実際のこんどは面においてせっかくこちらではそういう気持ちで出したんですけど、その利用がされているか、されていないかって、これはまた非常に大事な問題で、その辺が活用されていかなければ減るわけもないし、そうしたことへの追及調査っていますかその辺は大事ではないかなと、まあ予算に盛ったから欲しいというからやったと、どんなふうに使っておるかもわからない、実際に減量に繋がっておるか繋がっておらないかもわからないようなことであってはならない、まあ減量するために補助制度を出してやっとならぬこと、それが実際に動いておるかどうかっていうようなことは、これは細かいことですが追及をしていくっていうことは、まあ他の事業も同じですけども、大事じゃないかなと、まあ過去においてそんなようなことも聞いたことがあるもんですから、ここで申し上げるわけですけども、そうしたことへの調査っていいですか検証についてのお考えはあるかないか。またあの窓口で聞いたらそうしたことは今のところ考えていないというようなこともお聞きしましたが、それはいかがなものかなとこんなふうに思うわけですがその辺についてお考えをお聞きしたいと思います。

町長

まああのいろんな施策を進めていく上でこの費用対効果というものは大きなウェートを占めていかなきゃならぬと、であの事前の検討段階でのこの予想される費用対効果だけでなくてですね、やっぱりその結果評価というものもその費用に対して効果はどうであったかと、ただこの問題にしても補助金を出してまあ積極的に取り組んでいただいてそれを導入して処理をしておると、確実にこれは減量化にはつながっておる要素ではあると思いますけれども、果たして具体的にその行方がどうなっておるかということとはちょっと私ども今この段階で承知しておりませんが、やはりこうしたことは大きい意味での実質的な費用対効果っていうものを見極める上でも大切な一つの手法であるというふうに思っております。何もこの問題ばかりでなくてですね、ひとつご提言もいただきましたのでまたアンケート等いろいろ手法あるかと思っておりますけれども、今後そのことによって更にまたもう少しこの手だてを厚くしていくという方向も出てくるかもしれませんので、ひとつ前向きに検討してみたいというふうに思っております。

森岡議員

それでは以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 4時20分 散会

平成20年9月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成20年9月17日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者 宮下 寿 議員  
 内山淳司 議員  
 三浦寿美子 議員  
 松下寿雄 議員

○出席議員（12名）

1番 森岡一雄                      2番 曾我 弘  
 3番 宮下覚一                      4番 坂本紀子  
 5番 三浦寿美子                      6番 野村利夫  
 7番 宮下 寿                        8番 竹沢秀幸  
 9番 平沢 晃                        10番 内山淳司  
 11番 松下寿雄                      12番 織田信行

○説明のため出席した者

| 出席を求めた者                | 委任者   |
|------------------------|---|
| 飯島町長 高坂宗昭              | 副 町 長 箕浦税夫<br>総 務 課 長 小林広美<br>住民福祉課長 中村芳美<br>産業振興課長 中村澄雄<br>建設水道課長 松下一人<br>会 計 課 長 豊口敏弘<br>総務課財政係長 中村栄一 |
| 飯島町農業委員会<br>会 長 杉原和男   | 飯島町農業委員会事務局長<br>(産業振興課長 兼)  |
| 飯島町教育委員会<br>教育委員長 今村 昇 | 教 育 長 山田敏郎<br>教 育 次 長 塩沢兵衛  |
| 飯島町監査委員<br>代表監査委員 林 良雄 | 飯島町監査委員事務局長<br>(議会事務局長 兼)   |

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 折山 誠  
 議会事務局書記 千村 弥紀

## 本会議再開

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 開 議<br>議 長            | 平成20年9月17日 午前9時10分<br>おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。<br>議事日程についてはお手元に配布のとおりであります。<br>ここでお知らせいたします。議場内での撮影の許可について申し上げます。議会の議<br>会報編集特別委員会より議員の一般質問中における議員の撮影について許可を求める申<br>し出がありました。規約により議会事務局員がこれを行うことを許可します。<br>なお、本日気温の上昇が予想されます。上着の着用については自由といたします。   |
| 議 長<br><br>7番<br>宮下議員 | 日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。<br>7番 宮下 寿 議員<br><br>おはようございます。質問の前に自民党総裁選と民主党の衆議院選挙に向けた小沢劇場<br>は、社保庁の年金問題の新たな改ざん問題や、確信犯による殺人行為ととれる汚染米<br>の不正転売による被害拡大、アメリカ証券大手リーマンブラザーズの経営破たんによる<br>株価下落がサブプライム問題の影響に揺れる日本に新たな不安材料が影を落ととしてき<br>てきているといった様々なことが起きているにもかかわらず、自分たちの保身、党利党略のみ<br>に走り、選挙の勝利だけを考え全く国民のことなど眼中にないような行動は、この人た<br>ちに本当に国政を任せられるのだろうかという憤りを感じるとともに、私たち地方議員<br>も「人のふり見てわがふり直せ」ではありませんが、町民の視線で活動していかなけれ<br>ばと改めて感じているところであります。<br>それでは2日目最初の質問者として通告に従い町長に伺ってまいります。今回は赤坂<br>商業集積地の現状に対し行政の対応は、という質問事項のみに絞り、町長の考えや今後<br>の対応を聞いていきたいと思えます。始める前にここであえて申し上げますが、今回の<br>私の質問は、行政は何をしているんだなどという攻撃的な質問ではありません。自立し<br>ていく飯島町の今後を考えたとき、みんなが安心して生きていくために行政はここまで<br>考えているんだと、いったそういった心意気を聞きたいと思ひ質問をすることを理解し<br>ていただきたいと思えます。<br>赤坂商業集積地と申しましたが、今回の件は状況の悪化が懸念されているコスモ21<br>のことです。今回の件については行政だけでなく商工会として当然当事者として<br>各々やらなければならないことがあることは承知しているつもりです。限られた中で行<br>政としての取り組み方を伺いたいと思えます。先ず町長は行政サイドとして現在の状況<br>をどの程度把握されていますか。その点だけお答えください。 |
| 町 長                   | それでは宮下議員の質問に対してお答えをいたします。赤坂のまあ商業集積地、具<br>体的にはコスモ21、今日も傍聴に大勢関係の皆さん方来られておりますけれども、これ<br>に対するまあ行政の対応、ことにまあ現状の認識とかかわりの問題について最初にご質<br>問をいただきました。申し上げるまでもなくこの当町を取り巻く商業環境大変厳しいも<br>のがありと受け止めております。とりわけ昨今のこの道路網の整備等によりまして、大<br>型のロードサイド店舗といわれるスーパーマーケットや専門店等が近隣に数多く建設を  |

されるにつれまして、町内で買い物をする割合いわゆるまあ地元滞留率と言われており  
ますが、現在では13%を切っておるのではないかというふうに認識をいたしております  
すけれども、この地元滞留率が減少してまいりました。現在今のところ歯止めがかかっ  
ていない状態にあるというふうに思っております。この赤坂地区の共同店舗コスモ21  
さんにつきましては、昭和61年の協同組合組織が発足をしたわけでありまして。当時と  
しては他の地域にあまり例のない大変まあ斬新的な試みとして、飯島町商工会等が主導  
する形で商業集積が図られて、大変多くの皆さん方に親しまれ利用をされていたとい  
うふうに思っております。しかしまあこの物販を中心とするこの店舗が20数年を経過し  
た今、状況は一変をいたしました。とりわけまあこの町民の皆さん方、地域の皆さん方  
の買い物というものに対するニーズが大きく様変わりしたというようなこともございま  
して、大変大きな影響を受けて今日に至っておるというふうに思っております。町とい  
たしましてもこうした状況にあることは大変まあ本意では、イメージからいっても本意  
ではございません。多くの町民の皆さんからもこの意見が私のところへもいただいて、  
大変まあ私自身も胸を痛めておるということでございます。町といたしましても何とか  
この店舗の維持継続を願いまして、これまでも商工会等とも連携をとりながら、現状の  
把握や今後の対策対応について検討をし、時には直接組合の役員の方からも状況をお聞  
きしたりしてまいりました。まあこうした問題について行政が特定の法人経営等の内容  
に直接まあ介入をするといったようなことにつきましては、おのずから限界もあるわけ  
でございますし、適切ではないということもございまして、ジレンマを感じてはおりま  
すけれども、現在この共同店舗について発足当初のコンサルタントの方が入って、今後  
について詳細なまあ状況分析、あるいは今後の対応を行っておるというふうにお聞きも  
しておりますし、私も直接このコンサルの方にお目にかかって承知もしておるわけでご  
ざいますので、現段階において組合としてのまだ具体的な取り組みの方向性が出ていな  
いということなどから、町といたしましても気をもみながらもこの情報開示を求めて、  
今後この結果を待って商工会また当組合自身ともいろいろと検討をして方向を出す検討  
してまいりたいというふうに思っておるところでございます。まあ何とかこの維持継続  
ができるように手立てをしなから、行政といたしましてもできる限りの対応策というも  
のを講じて検討してまいりたいとこのように現在考えておるところでございます。

宮下議員

噂というものは怖いものでありまして、また「人の口に戸は立てられない」と、いろ  
んな噂が独り歩きをしているそういった現状が今あると思えます。私のところにもいろ  
んな形でそういった風評といいますか噂が耳に入ってくると、そういう中でコスモ21  
の当事者の皆さんは頑張っって何とかしていかなければという思いの中で動いておられま  
す。私もこの飯島町で小売業を営んでいる者として今回のことは人ごととは思えません。  
景気の悪化とともに商業だけでなくあらゆる業種、特に中小企業、零細企業にあつては  
悲惨な状況にある中で、飯島町の商業の核を担ってきたはずのコスモが現在の状況にあ  
ることは、今後のバイパス開通に向けても危機感を募らせるばかりです。そのような中  
で私も何件か心当たりがあり、当ってみてはと提案をさしてもらったこともあります。  
なかなか思うようにはいきませんでした。理事長さんたちは県外も含め何件も当たっ  
ておられるようです。自分達が生き残っていくためその中で他の力を借りたいという思  
いの中で、当初はスーパーを軸に進めてこられたようですけれども、なかなか難しいと  
のことです。また店全体の60%を占めていた2店の閉店による支払いなどの負担増が重

くのしかかっているそうです。現在は今も町長がおっしゃられたように設立当初の高度化資金の活用に関わってくれたコンサルタントの方にも入っていただいて相談に乗ってもらっていると聞いております。町長は今もおっしゃいましたが、本当にこの状況に危機感を持っておられますか。当然持つておると思いますが、今もやはり行政が介入するには限度があるとおっしゃいましたが、やはり単なる1企業体の問題だからといって行政は口をはさむことはできないと今もおっしゃいましたが、確かにそうではあると思います。でももう少し考え方を柔軟にしていただけられないものかと考えるわけです。当事者の皆さんには本日もお見えですが、大変失礼とは思いますがあえて失礼を承知で申し上げます。想像してみてください。駒ヶ根の農道沿い、大徳原の信号の向うにありますパチンコ店の荒れ果てた状況、万が一あの様な状況になってしまったら飯島町というイメージもそれこそ大きなダメージを受けることになるのではないのでしょうか。人口増対策を進めている行政としてもマイナスに働くことは容易に想像できます。行政としても何らかのかかわりを持つことは必要と考えます。できる限りの対応策を取りたいと只今町長おっしゃいましたが、そのできる限りの対応とは例えばどのようなことがあるのかここでお聞かせいただければと思いますがいかがでしょうか。

町 長

お話し申し上げましたようにこのコスモ21、まあお隣のIタウンもそうでございますけれども、飯島町にとってはこのかけがえのない一つの最も大きな基幹的な商業集積地でございます。特にまあコスモ21におきましてはこの直接物販をして、町のまあ台所を担うと基幹店舗であるといってもまあ過言ではないかというふうに思いますけれども、これが寂れていくということ、町民の皆さんからも非常にその辺のところを心配して私の方にもいろいろ声が入ってまいります。私もこれは何とか維持継続をしていくという方向の中でそれぞれの関係者の皆さん方ともお話をしてまいりました。今のそのコンサルの話も確か5月ころだったと思いますけれども、直接商工会の会長さん共々皆さんでお見えになって、なんとかひとつ頑張っていきたいので、ひとつその時にはまたいろいろお話し合いの中で側面支援をというなことで話がございましたので、私もできるだけことは努力いたしますというふうにご返事申し上げて、以来まあ4カ月余り立っておりますけれども、その後の状況のことについてはいろいろまあ噂は聞いておりますけれども、確たるものについては私どもへも入っていない、商工会の方にもまだ入っていないんじゃないかと思っておりますけれども、それだけまあ真剣に慎重に皆さん方当事者は検討しておるんじゃないかというふうに期待をしておるわけでございます。かつてはまあ県外の企業も含めて町長も一緒になってその誘致に対してひとつ手を貸してほしいというようなこともございましたので、そこどころではないということでご返事しましたけれども、なかなか出かけるまでには至らなかったというようなこともございます。で、今後のまあ出来る限りの支援と申しますのは、どういう方向で再生をしていくかというそのマスタープラン、いわゆる基本的な計画が出たところで、じゃあ行政は何をすべきか、商工会がどう支援するのか、当事者はどういう分担でいくのかということの組み立てがないと、ただ今ここで何をどうするというようなことも申し上げることはできませんので、ひたすらまあ年内にはそのこともまとめて報告して対応をするという意気込みでやっとなんかやに聞いておりますので、そんな気持ちで今その回答を待つておるところでございます。

宮下議員

今おっしゃったように当事者側からの基本的な計画、マスタープランができたときに

は行政としての対応を検討していくというように今言っていただきました。そういった意味では私も聞いている中でやはり慎重に今も町長おっしゃったように進めていると、そういった中で何件も当たっておって、ひとつは駄目になったものと、あるいは今返事待ちをしているところと、というようなことを聞いております。やはり当事者にとりましてはホントに死活問題でありますし、慎重になっていく、それでその進行状態が進捗状況がなかなか前に進まないといった中で、じゃあ行政の方に逐一やはり相談をしたいのは山々であろうと思っておりますけれども、なかなか慎重に進めざるを得ない、あるいはまあ呼んでくる側にもいろいろな考え方があると思っておりますので、どうしてもその歩みが遅いと、そういった中ですのでまあ頻りに行政の方に対してこうこうだと言えないというようなことも聞いております。ですのでやはり来たときには今おっしゃったようにできる限りの支援、まあいろいろなやり方があると思っております。これはちょっと後ほどまたお聞きすることがありますけれども、是非ですね、ほんとにただ前向きな検討というのではなく現実的な中で行政として最大限できる支援、そういったものを考えていっていただきたいと思うわけです。

それでは伊南バイパス開通に向けて、堂前線開発にかかわるプロジェクトチームを庁舎内に11名の構成で設けていると思っておりますが、チーム内ではこのような状況をどのように捉え計画に当って活かしていくのかお答えをいただきたいと思っております。

町 長

この今進めております伊南バイパス、これにアクセスする堂前線、これがまあカギの形で町の下在の大部分をこう土地利用のまた将来的な展望を目指すことにしてございまして、で、この一帯をどういうふうにまあひとつイメージをして、今後の町の発展、人口増・活性化につなげていくかということ、まああの町全体の土地利用計画の見直しも迫っておりますけれども、次の長期計画の中でとらえていく問題でございますけれども、ことにこの新しい一つのインフラ整備に囲まれた部分の土地利用は将来の飯島の方向付けについても大変まあ重要だというふうに位置付けて、今いろいろと検討しておりますけれども、その一つに今お話のございましたように、この位置付けについては平成22年度で終わる現在の中期総合計画、長期構想、この次期、次の第5次計画の中に具体的に組み入れていく一つの主要なテーマでございますので、今からその準備をしておるということでございまして、あらかじめ部内ではございましてけれどもこの庁舎内にそのためのプロジェクトチームを既に昨年のうちから結成をいたしました。メンバー11名、今おっしゃったとおりでございます。庁内では6係から構成をしていろんなこの組織を超えての検討に入っておると、同時にまた今日おいでいただいておりますコスモの皆さんやIタウンの皆さん、それからその下在の各耕地の関係の皆さんや有志の皆さんにも入っていただいて、今いろいろとワークショップ方式でこの検討をしておるわけでございまして、平成の21年の3月ぐらいまでにはひとつその方向性を出してもらって、基本構想審議会等にまた土地利用の計画変更も含めて盛り込む材料を得ていきたいということで今準備を進めておるところでございます。今お話のこの今検討内容経過等につきましてはこのプロジェクトの長でございます所管の産業振興課長にお答えをするようにいたします。

産業振興課長

只今町長の方から話がありましたプロジェクトの内容について私の方から補足して説明をさせていただきたいと思っております。昨年の9月に発足いたしましたプロジェクトチームでございますが、毎月1回の割合で会議を開催をしております、まあ実質的には堂

前線ということだけではなくて飯島地区におけるJRの軌道から東の地区全体について、将来のまちづくりを見据えた中で10年後の土地利用計画の案についての作成について検討しているということでございます。この土地利用計画の案につきましては只今町長から申しあげましたように、次期の基本構想を樹立する際に基本構想審議会において検討されるということになるわけでございます。従いまして私たちはそのプロジェクトでは堂前線の沿線の開発計画を検討しているということではございません。またこのプロジェクトチームと並行いたしまして、赤坂耕地、石曾根耕地、鳥居原耕地の皆さんによるワークショップも行ってきております。土地利用計画の案の策定にあたりましては、将来も農地として保全する土地利用というもの当然に含まれているということでございます。現在プロジェクトチームの意見とそれからワークショップを行いましたので、そこで出された意見等を整合する作業を今行っているところでございます。また土地利用計画を策定すれば赤坂地域のこの商業地域が発展するというわけではございません。行政の基本的な役割は道路とか上下水道の整備などこのインフラの整備でありまして、行政が具体的に店舗を建設したり、あるいは住宅分譲、アパート経営などを積極的に行うということではなくて、これらの分野というのはまあ基本的には民間活力によって街並みが形成されるということが望ましい姿であるというふうに考えているわけでございます。で、土地利用計画を示すことによりましてこの秩序あるまちづくりを誘導していくという考え方で今検討を進めているところでございます。堂前線、それから伊南バイパス、こうした道路を整備することによりまして活性化のチャンスというのは確実に拡大されてくると思われまますので、消費者のニーズに合った魅力ある商店経営というものの努力も必要でありますし、重要な課題であるというふうに認識をしているところでございます。以上です。

宮下議員

今プロジェクトチームの内容あるいは現在進んでいる状況等お聞きしたわけですが、あのこのプロジェクトチームのこの目的ということが書かれているわけです。国道153号伊南バイパス改築工事に伴いこの沿線および改良する町道、堂前線沿線の振興を図るための調査研究等を行うプロジェクトチームを設置すると、で、その中には当該地域の振興に関する調査研究に関する事、当該地域の土地利用計画に関する事、当該地域およびその周辺との調整に関する事、その他目的達成のために必要な事項と、こういったものがこのチームに課せられておるまあ事務の内容ということなんです。そして今町長が平成21年の3月までに方向性を出していくという、この設置の期間自体がやはりその平成21年の3月までという一つの区切りですね、があると思います。やはりこの方向性を持っていくために、この問題最初に申しあげましたけれども、当然先ず当事者の責任の上で解決していくというのは当然のことだと思います。でもですね、やはりこの堂前線の開発っていうものにあたって、やはり伊南バイパスからこの上ってくる当然基幹道路であるわけで、飯島町にとって最重要道路の一つであることは言うまでもないわけです。バイパスとの交差点のみならず、そこから西に向かって続く道路とその周辺の開発を進めていくということは、この今回の問題をやはり別のこととしてですね、全く切り離して考えていくことではないと、やはり上がってきたときの状況を考えれば、その周辺という部分におきましては当然この今のIタウン、コスモというところ、ちょうど国道がありその上にふるさと農道がつながっていくという最重要道路なわけで、そういった部分で考えればやはりこの周辺というのは非常に、町全体をみた中での基本

構想というものは当然必要でありますけれども、この堂前線開発にあたってはやはりこれは避けて通れないであろうと、そして堂前線までの開発が計画では23年度ということでありましてけれども、やはり遠い話ではないと、せっかくチームを立ち上げているわけですから現状を踏まえた中でやはり論議にならなければおかしいと思います。チームとしてこの問題を解決していくってということは、それは当然違う話だと思いますけれども、やはりこの状況というものは常に把握した中で先ずこのチームが将来像を論議していかなければならないことではないのかなと思います。お聞きしたいのはですね、このチームがですね例えばコスモあるいはIタウンの協議会といいますかね、今回に当たっての、そういったものが確かあったと思うんですが、そういった時に呼ばれて話をしたことがありますか。

産業振興課長

チームとしてはないですね。それ以前にあの私と係長とコスモの役員の皆さんと話し合う機会二度ほどあったということで、そこでいろんな情報もお聞きしております。以上です。

宮下議員

やはりあのチームとしてもですね、やはり積極的にですね、いわゆる情報収集というような形の中でやはりそういった情報、どうなっているんだというようなこともお聞きになることは決して悪いことではないのかなと、やはり現状把握という意味の中では、まあ当然所管課が産業振興課ということですので当然お分かりだと思いますけれども、やはりそういった情報収集というのはお互いにですね、当事者も含めてやっていかなければならないことではないのかなと思います。

これから申しあげることは全くの私見でありますけれども、今後の飯島町の将来を考えたときに、自分が商業の一部であることを前提に考えますと、将来どれだけの店が残っていくんであるかと考えるんです。以前ふるさとづくり計画などを立案していく中で住民アンケートをとったときに、町に大型店が欲しいといった住民の声があったように記憶しております。そのころは私もとんでもないと正直思いました。ですが今を見て将来を考えたときに、先日14日の日報にも載ってございましたけれども、65歳以上の高齢者がいる割合を示す高齢化率が27.9%になっている、こういった状況、そして人口増対策のための若者定住を含め生活面の利便性をみますと、かえって優良な中型、大型の店があった方が町民のためになるのではないかと、思うようになってまいりました。共存共栄は自分たちの考え方や来たその店との話し合いの中で決めていけばよいのではないかと、このようにも思っております。とするならば企業誘致という観点から工場を誘致するだけが企業誘致ではないと思います。商工会はどのような立場をとるかは現在私が言うことではありませんけれども、私はこのように突飛かもしれませんが本当に10年後20年後のことを考えたときにこのような考えを私は持っております。町長はどのように考えますか。

町長

まあ一つの経過としましてですね、つい最近でございます昨年でございますけれども、駒ヶ根市の新たな南へバイパスが延伸した福岡地籍にある大型店舗が進出されるやに、まあ地元はかなりまあ食い込んでもう進んでおるといような状況判断の中で、伊南の4カ市町村が結束しまして、これはあの駒ヶ根、飯島、中川、宮田そうでございますけれども、町、私自身もそうで、それから議会の議長さん、それから商工会長さん、それぞれの連携の中で既存の店舗の影響が非常に大きいということの危機感の中で、何とかこれを阻止するという一つの合意形成をしまして、申し入れをした経過がございま

す。これはあのそれぞれにまだ、まだというか、駒ヶ根市にしるどこにしる飯島もそうでございます、コスモさんも大変がんばって今やっておる中で、そのことを安に認めるわけにいかないという行動の中でそうしたわけでございますが、今、飯島だけをとって考えてみますとやはりちょっと状況が当時と一変しておる、しかしまあ是非これはなんとか再生して継続して頑張ってもらいたいという経過の中でございますので、今、宮下議員が言われたコスモ21もこの大型店とまではいなくても中型店の一角であろうというふうに思っておりますので、その基本的な考え方は今のこの時点では同じ考え方をすべきだと思っておりますけれども、今後まあひとつの商業ベース出店ベースの中でただバイパスにしる、堂前線にしる道路が開通して通過交通だけでは何もこれは意味をなさない、景観協定もございませうけれどもやはりこれはある種の一つの商業の振興が図られて、やっぱりこれはバイパスなりアクセスの役目を果たしていくという考え方があるわけでございますから、こうした既存の店舗と共存できるようないろんな職種の企業、これらについてはまた関係の皆さん方と十分協議しながら、一つの誘致という姿勢も出していく必要もあるだろうというふうに考えておるところでございます。少しあ他の企業誘致とはまた趣を異にする問題だというふうに思っております。

宮下議員

今、駒ヶ根の部分ですね、まあほんとにあれば大型店もほんとに超大型店に近いようなものですが、私も根こそぎ持ってってしまうようなあの大型店がいいとは思いません。例えば県内の中にも非常に優良な大型店といえますか企業もあるわけで、まあそういった店舗といえますかね、店があるいは来てくれるということも想像の中に私あるわけです。それでそれが決してほんとにわれわれ本当に小さい小売り店等々が全部食われてしまうのかという、またこの社会は面白いものでなかなかそれだけになるわけではないと思います。ですので、まあ今ほんとに私、突飛なことを、私、商工会員商業部でもありますが、そういう立場からすると非常識な発言かもしれませんが、やはりそういった柔軟な頭をもうこれからはどこかで持っていけないと、この先はないのではないかなと思うゆえにまあ今申し上げたわけでありませう。

だんだん時間がなくなってまいりましたが、この先程後でいうと申し上げましたが、この対応策の中でですね、一つの考え方として町独自でですね例えば違う企業が入ったと、例えば全体そっくりあそこにもし入ったとしたならば、そういった時に呼んでくるということもありますので、例えば独自のその減免措置といえますかね、そういった対応策といえますかそういったものが取れるのだろうか、これは出店を促す当事者側からしても促すための手段としてですね、ある意味一つの有効な手段ではないかなと思うわけですが。そうしたときにそういった措置を取るといえることは言えないと思っておりますけれども、とるといえることは前向き検討できるかとお聞きしたいと思います。

町長

まあひとつの仮定の話としてのご質問かと思っておりますけれども、今あの私どもは、今あのコスモ21が頑張ってもらってこの維持継続をしてもらう方向でひとつまあ何とか願って、その対応結論を見ながら相談をしていきたいということの一点張りでございます。ただまあそうしたあの万が一というようなお話の中で、仮に違う企業のまあ誘致になるのか進出なるのかは別にいたしましても、これはこれでまたひとつの町の補助金制度の条例もございませうし、企業導入誘致の規定もございませうので、それはあのその適用の中で考えられないことはないんですけれども、今は当面はそのことに期待をして今その結果を待っておるといえることでございます。

宮下議員

まあ存続ということがまず第一であると町長のお考えですが、まあ私の場合は当然存続していただきたいのは山々であります。しかし最悪の状況も含めた中での話を今日させていただいているわけでありませうので、今の部分において補助金制度等々もあるということであれば、町長の本意ではないと思っておりますが、そういった場合に万が一のというような私が申し上げてきた部分においては、そういう措置も考えるというふうにとってもよろしいでしょうか。

町長

まああの仮定の話でございますので、その議論がどうも先行してしまうとやはりこれからの今ある店舗の維持運営に影響が出る、消極的になっても困るというようなことを感じませうので、どうかと思っておりますけれども、最大限のこの運用の中で解決していくべきものであるというふうに思っております。

宮下議員

時間も少なくなってまいりました。今は私、今のお返事は良い方向に自分にとっていきたいと思っておりますので、またほんとにその時になりましたら是非前向きな、本当に前向きな検討をしていただきたいと思っております。物事の視点を変えるということはなかなか難しいことでもありますけれども、そこから少しでも見えてくることはあるはずでございます。今までやったことがないからできないと即決するか、もしかしらできるかもしれないと考えるかで違ってくるのではないのでしょうか。今回のコスモの問題は当事者だけでなく、先程も仮定の話であると町長おっしゃいますが、ほんとに私今回は最悪の状況のことに対して申し上げているわけですが、その最悪の状況になった場合に地権者の方にもこの問題が降りかかってくるということです。やはり先にも述べましたように1企業体だけの問題ではなくなってしまうと思うわけですが、やはりこういったことも含めて総合的に判断をしてほしいと思っております。最後にですね、今日のこの私の質問したことが、やはり当事者を中心に行政そして商工会がですねやはり三位一体となってですね十分に議論をし、一番良い方法それが存続のか、あるいは出店を促すのかそっくりですね、そういった諸々を含めて十分な情報交換をしていただきたいと思っております。最後にこの地権者の問題も含めて総合的な判断と申し上げましたが町長最後にお伺いします。いかがでしょうか。

町長

そのためにもこちらからだけでなくですね、商工会あるいはまた組合当事者の皆さん方、今日もおられますけれども、情報開示を是非ひとつ密にやっていただいて、そしてコンサルも入れたその方向付けというものをつぶさにまた分析をしながら、関係の皆さん方と最善の努力と判断をしていかなきゃならないと、こういうふうには行政としても精いっぱいそのことに対する対応をしてまいりたいというふうに思っております。

議長

宮下議員

時間です。

以上で終わります。

議長

10番

内山議員

10番 内山淳司 議員

それでは通告に基づきまして、ふるさと納税、応援寄付金について質問をいたします。ふるさと納税制度が制定され本年から施行されることとなり、当町でも本格運用のための地方税法の改正に伴う飯島町条例のうち、寄付金税額控除条文が追加され、一部改正の専決処分を6月定例議会において承認され、町では寄付していただく皆さんの思いを実現するための応援メニューを設けました。一つとして後世に残す自然環境、自然豊か

なわが町の景観および自然環境の保全に活用、二つとして子ども賑わうまちづくり、子育て支援と教育の充実に活用、という項目、三つ目として生き生き元気なまちづくりということで地域医療、福祉の充実に活用していきんだと、四つ目として飯島町がんばれ、その他の目的達成のために使用目的は町長におまかせという、多分野の事業に活用していきんだと、こういった四つのメニューを用意されております。これを受け皿としてふるさと飯島応援基金創設にかかわる飯島町基金条例の一部改正を先般議決をいたしたところであります。さてその応援寄付金の現状と実績、金額、項目別内訳と口数についてお尋ねをいたします。

町長 内山議員からふるさと納税、いわゆるふるさと応援寄付金と称しますがけれども、これについての啓蒙普及についてのいくつかの質問をいただいております。このふるさと納税制度につきましては、国の制度創設以来その趣旨に沿って町といたしましても鋭意取り組んでおまして、徐々にその成果も上がってきております。ふるさと飯島町を思う方、また飯島ファンを少しでも増えていただけるように、またそのことによってふるさと納税応援寄付という形で結び付けていただくような努力を今後とも精いっぱい受けて行っていく考え方でございます。併せてまあ議員各位並びにまた町民の皆さんにも大都市はじめ他の市町村でのお住まいの親せきや縁者、友人知人の皆さんに対してのこの啓蒙を是非町とともにご協力いただきたいことをこの場を通じてお願い申し上げたいと思います。以下ご質問の具体的な部分につきまして総務課長から順次お答えをさせていただきます。

総務課長 それでは只今の質問に対する補足の説明をさせていただきます。町ではご承知のように税法改正を受けまして、6月からふるさと飯島応援基金をまあ創設をして基金を募ってまいりました。現在7名の方から貴重なご寄付をいただいております。8月末現在の状況でございますが、寄付金の活用希望項目別に申し上げますと、二つのアルプスが見える自然豊かな飯島町の景観と自然環境の保全、これに3名、725,000円、子育て支援と教育の充実に2名の方200,000円、地域医療福祉の充実などだれもが健康で暮らすことのできるまちづくりに1名の方50,000円、町政一般ということで1名の方100,000円、貴重なご寄付をいただいております。合計7名の方から金額では1,075,000円となっておりますのでお願いいたします。

内山議員 今内容につきましてお聞かせをいただきました。このあの寄付はまだ始まったばかりでありまして月日もまだ経っておりませんので、でございますが、このような大きな金額が既に寄付されてきたというようなことで、このふるさと納税、応援寄付金側から見て、見とれることはこの自然豊かな景観と自然環境保全に人数が一番多く、その金額も多いということであり、次いで子育て支援と教育の充実ということに重きが置いたというか、そういうことへの活動のために寄付をいただいたということが見られるわけですし、こういった形の中から見ますと、この飯島町の自然の豊かさと、そしてその保全に力を入れていただきたいということ、そしてその自然の豊かさの中で子ども達がすくすくと伸びやかに成長してその人材の創出に期待をかけているその表れではないかなというように私は勝手に解釈をしているところであります。そんな形の中から見るときに、わが町のこれからの進むべき道を示唆くださったような気がいたしております。ふれあいの町飯島の発展を願っての表れかと私は思っておりますが、そのことについて町長はどのような所見をお持ちかお聞かせを願いたいと思います。

町長 5項目ありますこのふるさと納税の趣旨の中で一番この飯島町の持つ自然景観、豊かな美しい自然のためにというまあ寄付をいただいた方の深い想いがあるわけでございますので、当然のことながらこれは一つのまとまった考え方の中でそれに充当していくべきものというふうに思います。まあ施設整備の問題あるいはこのソフト的な自然の環境維持保全のためへの取り組みの課題、いろいろあるかと思えますけれども、今のところまあ大まかなこの町の自然の維持存続ということの枠の中で考えておりますので、今後またいつの時点でこれを、あまり向へ行ってもよくないと思えますし、そうかといって少額だけで対応できる問題でもございませんので、一つのタイミングを見ながらまた予算計上をして議会に諮ってまたこの有効な寄付をいただいた皆さん方の趣旨に沿うような、少しでも沿うような形の中で考えてまいりたいというふうに思っております。

内山議員 お答えをいただきました。私も今町長が申されたような形で進めていただきたいなところ考えておる者の一人でございます。

総務課長 続いて寄付金を寄せてくださった方々への対応と継続のための方策はどのようにされているかお尋ねをしたいと思います。

総務課長 二つ目のご質問でございますが飯島町ふるさと応援寄付金でございます。これはあの税ではございません。あくまで寄付金ということでございますが、お礼状につきましては当然お送りをしてございますが、礼状と一緒に所得税の還付申告および住民税の控除に活用できます寄付金受領証明書、それと寄付金税額控除申告書、要するに税の控除が受けられるということで、こちらではそういう書類についてはもう最大限書類をお送りしようということで、金額等を明記したものをお送りをしてございます。それと町の広報紙、それから税金の場合にはどういうふうに税金が還付されますよという、そういうことを例示をいたしましたもの、そういうものをお送りをしてございます。今まで6月から8月ということでございましたので、特に大きなイベントもなかったわけですが、今後コスモス祭り等も入ってまいります。そうした場合には広報と一緒にこういう大きなイベントのチラシも一緒にお送りをしてまいりたいというふうに考えております。そういうことによりまして、広報紙につきましては1年間こちらからお送りをする予定でおりまして、まあ継続して寄付をしていただけるような取り組みをしてまいりたいと思っております。

内山議員 なおあの郡外あるいは他県の市町村におきましては特産品やまあ観光施設の入場券といったものをお送りするというようなことで、寄付を募っている市町村もございすけれども、まあ飯島町の場合には担当課でいろいろ話し合った結果、まあそういうことはなくていいということである現在の取り組みをしておりますのでご理解をいただきたいと思います。以上であります。

内山議員 只今答弁をいただきましたように、そのような対応でいいのかなあと私も実は思っておるところでございます。尊い応援寄付金をできる限り早い時期に、先程町長がそのことを聞こうと思っておりましたが、もう既にそのような答弁がございましたけれども、改めて私はお聞きをしたいと思います。そのような成果の報告ができるだけ早い時期に報告ができるような、そしてこの尊い金を活用してその成果を寄付をしていただいた皆さん方への報告をする、そのことが大事なことだこう考えております。そんな形の中でこの広報いいじまの掲載欄、新たなこういったことについての専門の欄を設けてその中でその成果とお礼を掲げていったらどうかと、今の広報の中では細かい字で寄付の内

容だけ少々書いてはありますが、そういったことが今度はそれを活用してその成果というものを今度は寄付していただいた方々に当然その広報を送るわけでございますので、その中でその成果を十分に感謝を込めて伝えていくという広報の中へ欄は設けられたら幸いかなとこういうことも感じておりますし、それから先程後で質問をしようかと思っておりましたが、課長の方からの答弁の中で、この飯島町の大きなイベントそれを今までは広報の中では、細かい字でそれぞれイベントが出ておりましたけれど、どうしてもあのコスモス祭りであるとか、あるいは行灯市、さくら祭り等々も大きな一つのイベントだと私は考えておりますが、そういうもののチラシ、それを先程入れていくということと言われておりましたけれども、このことは是非そうやって入れてそして寄付をしてくださった皆さん方が、そんな折りにまあこのふるさと飯島へ寄ってきていただいて、そして一層この深い結ばれの中でこの寄付金が有効に使われておるんだってということをまあ見ていただきたい、そんなことが重要ではないかなというように感じておりますので、そのことについても今一度お答えをいただければありがたいなとこんなように思います。

総務課長

只今広報の話がございました。実はあの寄付金をいただける方につきましては広報への掲載について同意を求めています、その同意について、私はまあ広報への掲載は無用にしていただきたいということでお話がある方も実はおります。今までの中で3人の方は広報へ載せなんでいただきたいとこういうこともございまして、個人情報等のことも考えましてこういう方につきましては広報等は搭載しないということできております。それと話のありました実際に有効に財源を使ったというような内容につきまして、まあ広報へということですが、またあの先程町長言いましたように、タイミングを見て有効利用をしていくということですが、そこら辺との絡みの中で広報等も検討してまいりたいとこんなように思っておりますし、実際に広報以外でこういうことで使わせていただきましたというようなことは、またあの広報と一緒に別紙でも送付をしてご理解をいただきたいとこんなように思っております。それからイベントのチラシの件につきましては先程言いましたように、今後大きなイベントがあったときには広報と一緒に送付をするように検討してまいりたいとこんなように思っております。

内山議員

是非のそのようなことを進めていただきたいと私からもお願いをしておきます。さて次に私の質問の中で③でございますが、納税者獲得とその方策はということですが、これ不適切な言葉遣いでございますので、ふるさと応援寄付金の獲得とその方策はどのように行っていくつもりか、そのことを伺いをしたいと思っております。

総務課長

寄付金のされる方のまあ大勢の方に寄付をしていただきたいということで、その方策はどうかということですが、現在あの町の取り組みを報告をさせていただきたいと思っておりますが、ご承知のようにホームページ上で画面に出しておりますので、そこをクリックしていただきますと、飯島町のふるさと応援寄付金ということで載ってまいります。そういうものと同じものがですね、道の駅、それから民間の宿泊施設、それから町内の主要施設にまあそのパンフレットを置いてございますし、そんなことでございます。それと役場の中では総務、税務関係のところ、会計のところというようなところで、3カ所にこのパンフレットを置きまして呼びかけをしているところでございます。広報につきましても随時この件につきましては掲載をして町民の皆さんに呼びかけをしてまいりたいとこんなように思っております。

なおあの飯島町出身だからということで個人的にこの役場の方から寄付をお願いする

ということはちょっと個人情報の面からもできませんので、これにつきましては先程町長いましたように、町民の皆さんまた議員の皆さん等でそういう趣旨を是非お伝えをいただいで協力を願っていきしかないとこんなように考えております。

内山議員

またあの現在町外に住んでおって町の広報を年間送っていただきたいということで希望のある方がおります。そういう方につきましては広報の中にこのチラシを入れまして、また申込書も入れまして送付をしているというのが現在の取り組み状況でございます。

それなりの対応はされておるようでございますが、できるだけ広い形の中でのこのチラシが大勢の皆さんにこう目に映るような、そんな形を今後もとっていただきたいなとこんなように思うわけでございます。

次に、常に現状を伝え感謝の気持ちを表すことが重要と思っておりますが、どのように伝えているか、まあいろいろ交錯したような形の中で質問をしておりますので、先程お答えをいただいたこともございますが、このことについて改めて答弁をいただきたいと思っております。

総務課長

常に現状を伝えてまあ感謝の気持ちをということでございますが、当然ながらこの感謝の気持ちというものもしっかりと表していきたいということでございまして、一番最初のお礼状の時には町長直筆の礼状を出して、それに広報ということでお送りをしてございます。そんなことで感謝の気持ちというのは町長の直筆で十分に伝わるんではないかというようなことを考えて、町長直筆にさせていただいております。なおあの先程も申し上げましたけれども、広報へ名前を掲載すること、多額の寄付をいただいた皆さんに実際に使ったその事業の内容等につきましても、報告をしていくというようなことで、感謝の気持ちを表していきたいとこういうように考えております。

内山議員

大変あの町長の直筆というものが大きな役割を果たすのではないかとこう私も感じております。やはりあのパソコンで打った活字でなくて、そう行った肉筆での礼状というものはその心が伝わるものだとかんなように感じております。

続きまして重複する面もあろうかと思っておりますけれども、ふるさと飯島応援寄付金のまあ一層の拡大、それでそれに対してのPR、まあ現在も今聞いた中で行われておるわけでございますけれども、これから今後やるべき方策、そういうものはどのように考えておられるかお聞きをいたしたいと思っております。

総務課長

ふるさと飯島応援寄付金の、まあ拡大にあたりましてでございますが、現在行っております内容、先程から言いましたように町のホームページ上の掲載、広報へのPR、あるいは寄付金のチラシ、こんなようなことは当然やってまいるということでございますけれども、やはりあの直接本人とこちらからの接点というものがなかなかないわけでございますので、町民の皆さんまた多くの皆さんのご理解をいただき、また会議の折、あるいはいろいろの場面でそれぞれこういう寄付金ということの啓発を行いながら取り組んでまいりたいということでございます。さしあたって現在やっていることをまあ更に充実をしていくということでございますが、多くの皆さんの協力をいただくという中で、町外へ向けてPRをしていきたいとこういうことでございます。

内山議員

この寄付金制度も始まったばかりでありまして、これはあの私素人で考えて見ますと全てここがふるさとで、よそへ出ておる人たちはみんなここをふるさととして考えておってくれるのかなと、こんなような考え方も持つわけでございますが、例えばここに住んでおられる方もそういったふるさとってというような形の中での納税というか寄付をさ

れる方も中にはおるのかなというようなこともちょっと考えるわけでございますけれども、そのあたりはどのように捉えておるかということと、それからまだあの始まって日が浅いわけでございまして、これはあの税金との絡み合いの中で最終、税の締め切りぐらまでのうちにどのくらいのみあ、この予測もたたらんと思っておりますけれども、思惑というかそういうものは持っておられるのかどうか、ちょっと難しいことではございますがそんなことに対しての対応というか、そこらもお聞かせ願えたらと思います。

総務課長 　　どんな方が寄付されたかにつきましては、東京都から4人の方、埼玉県から2人の方、静岡県から1人の方ということで、見てみますとやはりあの飯島町出身の方が6人でございます。1人の方はちょっと飯島町出身かどうかということではちょっとわからないわけではございますが、寄付をいただいております。9月の6日付でしたか、ふるさと寄付金に対する全国的な新聞の掲載がございました。長野県は1,030,000円と、今まで1,030,000円の寄付があったというこういうことが載っております。従ってあのこれからまだまだPR不足という面もありますので、まあ若干は寄付をしていただけるのではないかと期待をするわけでございますけれども、全国的にみても全国で3億円ということではありますので、これを全市町村で割ってみますとホントにそうはこの寄付でということでは浸透していないんじゃないかということが思われますので、まあ見込み額はちょっと言えませんが、まあこれもう少しあるんじゃないかなあとこのようにございまして。以上であります。

内山議員 　　まだ1年経過しておりませんのでその確実なことはわかりませんが、先ず私が当初考えておったこのふるさと納税というような形の中では、すごく町によってつか自治体においてこうばらつきが出てくるのではないかなと、そしてこの飯島にはそんなに来んのじゃないかなと言うようなこんな心配もしておったわけではございますけれども、平均よりはどうもいいような形、そしてそういったことをとにかくこれからも続けていく上では、どうしてもあの心を繋ぎ止めるというか、そういったことへの働きかけと、そして新たな第2の故郷としてこの飯島町を愛してもらえるためにも、まあ観光にしろそれから一般事業者にしても、そういったことへの先ず努力というか気遣いとかそういうことをしていくことが重要なことかなとこんなように思っております。そういったことを先程町長さんも言われましたけれども、住民が一緒になってこのことの成果が上がるように訴えと希望を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

議 長 　　ここで休憩をとります。再開時刻を11時5分といたします。休憩。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

議 長 　　休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。  
5番 三浦寿美子 議員

5番 三浦議員 　　それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初に企業誘致に関する手順についての質問をいたします。飯島町が企業誘致を進める目的は就業の場の確保と定住人口の増加による活力あるまちづくりでございます。町民の皆さんの期待もございまして。環境

問題と食糧問題が重要視されている今、企業誘致を町の将来の姿を左右する重要な問題として捉える必要があると考えます。長中期総合計画の中では具体的な工業団地の造成については触れられておりません。柏木地籍へ造成することになったその経緯について説明を求めたいと思います。お願いいたします。

町 長 　　三浦議員から企業誘致に関する手順の中で、中長期的な計画あるいは環境、景観、それから具体的に今、柏木、北村地籍への導入の経過というようなことではご質問がございました。今冒頭にお話のございましたように平成18年の4月からスタートをいたしております飯島町中期総合計画の後期計画、これによりまして平成17年2月当町が自立発展するまちづくりを決意をしたことを受けまして、まちづくりの焦点を極めてまあ明確に鮮明にした計画が策定をされております。そのまちづくりの重点戦略として協働のまちづくりと人口増活性化対策、この2本の柱を掲げたところでございまして。このうちの人口増活性化対策は環境問題には最大の配慮をしながら、企業誘致、住宅対策、子育て支援、情報提供、様々な施策を複合的に実施をすることで、その効果を高めるといふ狙いがあるわけではございまして、この考え方に沿って精一杯現在取り組んでおるところでございます。今後のまた次期、第5次の中長期総合計画におきましても、この考え方は是非とも踏襲していくべきものというふうにも思っておりますけれども、個々の取り組みについてはまた課長の方から申し上げてまいりますけれども、1点柏木のこの導入計画ということでございまして。これまでいくつかの企業導入を図ってまいりまして、それなりきのまた町の活性化、経済効果というものも徐々に出てきておるわけではございます。雇用の確保ももちろんでございます。まだまだこれから町がこの自立を目指していくためには税収の問題雇用の問題、あるいはこの人口を増やしていくためのこの雇用の場がないとやっぱりこれが実現できませんので、そうした形の中で適地を得てまた農業の振興とも合わせながらバランスをとりながら進めていくことの中で、一つのいままでの取り組みとして出てきたこの具体的な三光株式会社、見ていただいたと思っておりますけれども、この誘致の話が現在出て、まだ国等との正式なこの用地対応の問題は出来ておりませんが、事前の考え方の中で地域の皆さん地権者の皆さんとあらかじめ準備行為ということの中で説明責任も含めて今進めておるところでございます。全体的な取り組みの内容につきましては産業振興課長の方からお話を申し上げます。

産業振興課長 　　柏木工場団地の経緯についてということですが、産業振興課の方では今町長からお話がありましたように、やはりあの人口増活性化対策はいろんな施策を複合的に組み合わせて行かないと効果がないわけではございますけれども、その具体的な施策の一つとして企業誘致ということでそれを私ども産業振興課の方で担当してございまして、昨年から精力的に企業訪問等々を行いまして、企業誘致を実現する準備ができたということでございまして。いろんな交渉を重ねてきまして本年の1月10日の日に文書をもって飯島町に進出したいということで、まあその受け入れ態勢について協力を願いたいという事ではございました。その後には地権者の皆さんの説明会、それから柏木耕地の皆さん北村耕地の皆さんの説明会、それから排水とか道路の関係がありますので七久保区、本郷区、それから水利組合の関係の皆さん等々に企業が来るという話をしてまいりました。まあその中でいろんな要望も出ましたし、心配なこともありましたので、実際に会社を見てくださいというようなことでもございまして、南アルプス市にある三光株式会社の第5工場を、関係の皆さん60数名だったと思っておりますが、バス2台で見学をしたりしたところ



報公開をして用地の選定また企業誘致を進めるのが筋であるというふうに見えるわけですし、情報公開のあり方というものについて考え方を聞かせください。

町 長

常、まあ常々この行政の情報公開というものは積極的にしていくことは十分承知をいたしておりますけれども、ただこの企業導入のような相手のある、しかもまたこれはいろいろ土地利用についての国との調整の問題、それから企業の事情、まあ企業秘密ということも含めてあるかと思っておりますけれども、こうしたいろいろあの諸々の微妙な事情もあるわけございまして、このことが先行して情報が公開されることによって、なかなかこのうまくいかない部分も出てくる可能性がございます。従ってこれはあの慎重にまあやっていかなきゃならないというところで、決して今回のこの問題が急に浮上したということではございません。長い間の、足掛り3年くらいの一つの活動の中でようやくまあここまで来て、これからのまあ方向がことによっては壊れてしまったりは困りますので、その辺の情報も十分慎重に話をしながら、第一義的にはこれは地元の皆さん、地権者の皆さん、そして周辺の皆さん、という一つの意向をまとめる中で全体として、で、議会の方にもまあある時点で若干お話を申し上げてまいりましたけど、いろいろとまあこのバランスの中で、微妙な問題でございます。難しい問題でございますけれども、そのような対応で今日までやってまいりました。これからもそうした考え方でまいりたいと思っております。

三浦議員

情報公開というのは確かに企業の誘致を成功させるためには、非公開としなければならない分もあると思っておりますけれども、しかし住民との協働また信頼関係を構築するという意味では、非常にそういうことが大前提であるというふうに考えております。このような今のよう手順では企業のニーズが私は優先をして、町民の知らないうちに用地が決まってしまうということも今後考えられるというふうには私は思うわけです。町の土地利用計画との整合性とか、やっぱり農業政策との整合性、そうしたことも問題にはなってくると思っております。これはあの今回の問題だけではなく、これからまた企業誘致をしていく中ではまた新たなそうした企業誘致をする用地を確保しなければならないということになってくるというふうに考えているわけですし、その点でやはりこうした手順だけでは飯島町の全体の将来像というものは描けませんし、そういう点での情報公開についてどのようにお考えかお聞きをしたいと思います。

町 長

再三申し上げておりますように、この必要な情報公開はやっていくという基本前提がありますが、ただこれはあの、いくらまあ工業導入的な考え方をこちらがして土地利用設定をいたしましても、来る企業の業種や考え方によってなかなかそれに沿わない面もありますので、これはひとつのまた変更申請というような形の中で具体的に進める以外にないと、各町村ともまあそんなような、かつての久根平もそうございましたけれども、あらかじめ予断を持ってできる話ではございませんので、ひとつ弾力的な運用は是非ご理解をいただきたいということでございます。今後ともそういう考え方でございます。

三浦議員

方向はお聞きをいたしました。それで先程も言いましたが、今後こうした新たな企業誘致という問題が出てくると思っております。そこで私は最低限こうしたまちづくり、将来の飯島町、どうい飯島町にするか、それはやはりあの土地利用のあり方というものが影響してくると思っておりますので、そうしたことについてのルール作り、そうしたものは必要だというふうに考えておりますし、その手順を明確にしていくそうした必要が出てく

るのではないかとというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

それとまた総合的にやっぱり産業とか土地利用、そうした計画をする判断をするための研究する組織が私は必要だというふうに考えております。それはまあこれから先程も最初に述べましたけれども、環境の問題や今農業食糧の問題が非常に大きく取りざたをされております。そうした面では飯島町の今の環境は非常に評価をされるべき環境だというふうに考えております。そうした中でそこに工場が誘致されるということは、やっぱり大事なところにそうしたものができ、今度は食糧についての問題も他の意味で問題があるようではいけませんから、そうしたことを総合的に判断してそうした用地を選定していくというようなことが求められると思っておりますが、その辺のお考えはいかがでしょう。

町 長

質問のこの趣旨がどういう意図でもってまあ質問されておるか、ちょっと私には理解できない。こういう時こそこの反問権というのがありますと非常にこの議論がかみ合っていくことになると思っております。まあこれはこれからの課題だそうでございます。あの総合的にっていう、もちろん総合的に判断して、今その一番根拠になるのはやはりみんなが認めて承知をしておるこの中期総合計画であり、長期構想によって町の活力ある方向にいろんな施策でまあ誘導していくというこの大前提があるわけですから、従って十分関係機関とも協議のうえ総合的に判断してこの結果になっておると、こういうことを是非ひとつご理解いただきたいと思っております。

三浦議員

只今町長の答弁でございます。ただほんとに長い将来を考えたときに、どのようなまちづくりをしていくかという点で私は企業誘致をする場所、適地というものがあるのではないかとということについて、将来を見通した対応が必要ではないかということが言いたかったわけです。

次に医療問題の町民への影響についての質問をいたします。医師不足により昭和伊南総合病院が利用をしにくくなっております。町民への影響と実態はどのような状況かお聞きをしたいと思います。また今朝の新聞報道では救命救急センターの評価委員会の報告についても報道されておりました。その状況についてもお聞かせください。

町 長

2番目の医療問題、町民への皆さんへの影響、特にまあ昭和病院についての影響、実態ということでございます。この地域の医療問題、とりわけまあ昭和病院を取り巻くこの病院経営につきましては、議会初日の全員協議会を設けていただきまして、病院側から直接この事務長の方から報告をしていただきました。議員のそれぞれの皆さん方もこの状況把握とご理解をいただいております。大変まあ厳しい状況にあるということでございます。そのまあ特に昭和病院へのこれらの影響等事態につきましてはまた課長の方から申し上げたいと思っておりますが、今いろいろとそのための経営改革プラン等をはじめとして、この伊南昭和病院問題の検討委員会、現場の皆さんも含めて立ち上げて、また近々次の対応を今検討することの通知がきておりますけれども、あの今日の新聞の報道にも今触れて話があったんですが、かねてからまあそうした現地調査によって機能的にまあ不足をしておると指摘がなされまして、だいたいまあこちらで予想したような報告がこの委員会の方から衛生部長の方に出されました。で、これはあのいろいろと今まででも言われてきておることのまあ同じような当初記者会見したときの考え方と同じことがストレートにまあ出ておると印象を持っております。従ってあの、組合長の談話も出ておりますけれども、当然のことながらこれはそうしたことがまた県

の方から今度は衛生部の方から病院当局の方にひとつ報告、それからその協議の場が持たれるというふうに想定をしておりますし、その場合に当たってもこれは県としてはこの医師の配置の問題も含めて、どう対応していくかということも逆にこちら側としては期待をしておるところでございますので、一方的にこれがあのこの報告がそういう形であったからといって返上できるものではないというふうに思いますし、またあの衛生部長も自身も言っておりますように、地域の皆さん方のこの救命救急に掛ける思いというのは、この長い間の歴史に培ったものは非常にこの根強い期待感もあるので、十分な協議の中で方向を出していきたいというようなことも言っておりますので、まさにこれから本番の協議の場であるというふうに思います。私どもも精一杯頑張りたいと思っております。

三浦議員

町の医療機関が患者さんを昭和伊南病院へ紹介をしましてお断りをされました。で、伊那中央病院でも断られまして、飯田市営を紹介されたというふうに言っております。このように伊那中央病院に患者さんが集中することによって、医師が対応しきれない状況が現在生まれているというふうに思います。救急車でありまして昭和病院以外への搬送が非常に増えてきている、患者さんもまた救急隊員の方もご家族も大変な状況であるというふうにもお聞きしております。昭和病院、伊那中央病院のこの実態この状況は医療制度に私は問題があるためと捉えておりますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

町 長

この医療制度が改正をされたために、昭和病院にもいろんな影響が出ておるけれども、その見解はということに関してでございます。現在の昭和伊南総合病院につきましては、先日の説明にもございましたように一番のこのその原因となったのが、臨床医師の大学医学部を卒業してからの臨床研修制度、この選択肢が撤廃をされたためにお医者さんがなかなかその出身校からまた医局から地域の管轄する病院にその勤務医として派遣することがなくなってしまったと、非常に都会中心の大病院のしかも臨床例の豊富なその場所どうしても集中しがちになってしまう、このことが最大の要因であるわけで、これはこの間の説明のあったとおりでございます。まあその他あの産科医のいろんなリスクの問題等もいろいろあるわけでありましてけれども、まさに昭和病院がこれを諸に受けておると、これは昭和病院ばっかではございませんけれども、地方の病院みんなそういう状況でございます。

ただあのその他の医療制度の改正に伴って直接の影響が昭和病院の経営に直接かかわっておるということではないわけございまして、これはあの改正内容というものは全国の病院一律的に施行されておる内容でございますから、特別その昭和病院だけがその影響を被っておるということにはございません。後期高齢者医療の問題にしても老人保健医療の問題にしても、この病院で受診をする時点での変更された部分は全くございません。

三浦議員

只今、臨床医師の撤退、またというようなお話がありましたけれども、医師不足ということについては最近では舛添厚生労働大臣もそのとおりだというふうに言っておりますので、医師が不足するにはやっぱり医療制度の改正に伴い長い間にそうした事態が生まれてきたと私は思います。伊南の医療の要はやはり町長と同じ私も昭和伊南総合病院だというふうに認識をしております。救急救命、また身近な第二、第三次の医療、また安心して入院できる病院としての役割を担ってまいりました。地域医療の重要性を国や

県に認識をしてほしいとつくづく思うこの頃です。何としても救命救急センターを堅持をし、充実した病院となるように強い取り組みが私は必要だと思います。町民の皆さんの強い思いが私はこの道を開くと思います。全町民の皆さんの団結した取り組みが私は必要だというふうに考えますが、具体的な取り組みについてお考えがあるかどうかお聞きをしたいと思います。

町 長

先程のこの救命救急センターの維持存続の問題につきましても、これはあの再三申し上げておりますように、何としても最低10床の現行の制度を維持して、昭和病院の維持を図っていくということはもうこれは伊南の住民の皆さんであれば誰もがそれを願ってその努力をしていかなきゃならない、そのためにまあ今度は昨日報告がありましたことを受けて、県からのその協議が入ってくるかと思っておりますけれども、正式にその話を受けた結果でもってまたこれは病院あるいは伊南行政組合を中心にこの最近立ちあげました伊南のこの昭和病院の維持の検討委員会ができましたので、現場の先生方も入ったりあるいはまた保健師の皆さんも入ったりということで、ここでひとつこの方向付けをしていくという唯一のこの母体の機関になっておるわけでございますから、いろいろなまた議論をしながらその方向が出されてくるというふうに思っておりますし、またそうしていかなきゃならないというふうに思っております。全伊南地区の住民の皆さん方のひとつのパワーを結集して、このことを求めていくという考え方には変わりはありません。その方向は今後一つの取り組む段取りの中で決まっていくということでございます。

三浦議員

只今検討委員会で方向付けをということでありましたけれども、そこで私は救命救急センター堅持と医師確保のために昭和伊南総合病院を守るための町民大会、また署名運動というようなことを行うことを提案いたします。

次に後期高齢者医療制度について質問をいたします。参議院で廃止法案が可決をし衆議院では継続審査となっておりますが、後期高齢者医療制度への見解についてはお変わりはないかどうかお聞きをしたいと思います。

町 長

前回の折に三浦議員から質問されましたこの見解については今も変わっておりません。

三浦議員

私は今参議院で廃止法案が成立し可決し、衆議院では継続審査となっておりますが、こうした中で廃止法案が例えば可決通過した場合、可決された場合に国の方針が変わるということも考えられるわけです。そうした場合に町の今町長が、変わりはないと言われましたそうした方針が変わってしまうということが、国の方針が変われば変わるということになるのではないかなというふうに私は今思ったわけですがけれども、住民の立場で私は取り組むということで一貫した取り組みをするということが私は今まで大事ではないかというふうに、そういうことで訴えてきたように思っております。やはり今、後期高齢者の問題は非常に住民の皆さんの大きな怒りにもなっており、また政府でもそうした内容を変更しなければならぬ見直しをしなければならないような状態が続いております。また毎日の報道の中でも非常にそうしたことで大変な思いをされている高齢者の皆さんがおいでになることも分かります。そういうことで考えますとやはり国が出した方針がすべて正しいというわけではないというふうに、受け止めるべきではないかというふうに私は思います。75歳以上の方の検診について私は、最近私も検診を受けたわけですがけれども、そうした中で75歳以上の方がおいでにならないということで、とても検診を受診に来た皆さんが世代が若くなったなという感がありました。私は74歳から75歳になったということによって検診が遠のくということが町の中に生活して暮

らしておいでになる皆さんの健康管理という点では非常に問題があるというふうに感じてきました。そこで私は町単独でも対応するそうした検診について対応する必要があるというふうに思います。来年度に向けて検討を進めるそうしたお考えについてお聞きをしたいと思います。

町 長

まあ三浦議員のこの国の意向に反してでも町は独自の歩みをしていくべきだということ、これを私に課せられても、これは土台無理な話でございまして、日本はまあ法治国家でございまして。法律に基き国の方針に基いて行政は運営をしていかなきゃならない、ことでございまして、ただいろんな制度の中で都合の悪い、具合の悪い部分もあるわけでございますので、それはいろいろ反省の上に立ってまた改善をしていけばいいことでございます。政権が変わればまたこれを撤回してというお話、これは仮定の話にはお答えすることができませんけれども、町はそのような基本的な考え方の中で行政を進める、そのことがやっぱり町民のためになるという確信のもとに進めておるわけでございます。最後のこの75歳以上の問題につきましては先のご質問にもお答えしましたけれども、今ここでお答えできる回答は持ち合わせておりません。今後の検討課題でございます。

三浦議員

それでは4つ目の質問をいたします。有線電話廃止の影響について質問をいたします。有線電話のみの使用をされてきた方の実情に合った私は支援が必要であるというふうに思っております。この点について対応を検討しているのかどうかお聞きをしたいと思っております。

総務課長

只今の有線電話の関係につきましてまあ廃止をされるということで、この実情に合った対応をということでございまして。ご承知のように昨年11月にCEKではこのアンケート調査をいたしまして、飯島町の場合に限ってみますと、今の有線を電話機能についてはなくしてよいという方が79%、それから電話を残してほしいという方が21%、それから音声告知機能については残してほしいという方が71%、音声告知をなくしてもよいという方が29%、これはあの駒ヶ根市もだいたい同じような率でございました。そんなことから有線放送電話をまあ廃止をいたしまして音声告知放送設備へまあ更新をするということでございまして、この10月の31日をもってこの有線電話につきましては廃止をして、新たに音声告知放送の設備を整えていくということでございます。CEKといたしましてはこれについては加入者の皆さんあるいはページング放送をよく利用される皆さんにつきましては、直接ダイレクトメールを発送いたしまして周知を図っていくということで、実際には11月の4日からこの音声告知放送の設備の取り付けを行っていくということでございまして。来年の3月までには終了を予定していきたいということでございまして、現在この有線に加入されている方については無料でこの設備をスイッチをしていくということになってございます。現在あの有線放送のみの通話を使っている方、これはちょっとあのCEKの方でも特定はできないということでございまして、一応あの有線帳を調べますと、まあ22という番号、これはあの86が公社電話と同じ番号で、まあ22場合には公社電話はないというまあ解釈が出来るかということでございまして、この22のところを拾ってみます、そうしますと公共施設あるいは集会所はみんな22になっておりますので、そういう部分を引きますとだいたい10人前後がこの有線放送電話を使って通話をされているんじゃないかと思われまして。ただこういう人についても携帯電話等はある方もおりますので、実際の

把握というのはホントにごくわずかではないかというように思われるわけでございます。

それでこの通話機能がなくなるということで町としてまあどうするかということでございまして、一応あの防災の面から考えますと、音声告知は付きます。そうしますとこの、いざ何かあった場合の音声については最小にしてあっても、今度は最大の音量で聞こえるようになるというこういう設備でございますので、そういう防災の面では安心かと思っております。ただあの独り暮らしの方でほんとに通話もなくなってしまうというまあ方もほんとにあのわずかおるのかなというようなことも想定をされるわけでございます。こういう方について実態がはっきりわかりませんので、ホントに少数の方でございますので実態をまあ調査をしてみたいと思っておりますが、そうかといって今までNTT電話を個人で入れた方、それから今度NTTが無いということで町から補助をして入れていただくということもちょっと考えるところがあるかと思っておりますので、一応実態については調査をしてみたいと思っております。今後その支援をするかどうかについてはまた今度は福祉サイドの面での検討も必要かと思っておりますので、そんな考えで進めていきたいとこんなように思います。

三浦議員

是非実態をしっかりと把握をしていただいて適正な支援をしていただけたらと思っております。

次に本郷地区自動車解体業者廃業後の実態についてお聞きをしたいと思っております。私6月議会で質問をいたしましたが、その後の状況と地域への対応がどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

住民福祉課長

それではお答えをいたします。先般8月20日の日に競売による落札者、競売が2月21日に行われました落札者、それから地元の代表である本郷区長さん、それから私以下係も立ち会いまして、日影坂の現場確認を行いました。競売による落札者の話によりまして、このまま旧宮沢解体と同様に自動車解体業を行う準備をしている状態でありまして、現場を見てその業者の言うには、落札後ですね、大量の不法投棄ごみ、特に家庭系、事業系のごみが、フェンスがまあ一部なかったこともあり、安易に入れる状態であったこともあり、非常に持ち込まれて、競売時の写真とだいぶ違ってそのことについてその片付けに非常に苦慮をしておるという状況でございました。で、私どもといたしましてはその片付けは業者のペースでお願いするのは当然でございますが、その中途におきましては雨水等の汚水等の流出には最善の注意を払っていただくこと、また事業開始の折は環境保全協定の締結をお願いをしたところでございまして。今後も何かあれば町を通じて3者相互に連絡を取ることとしておりますのでご理解をよろしくお願いたします。

三浦議員

地域への対応ということでは、そこに立ち会ったということで、それでいいのでしょうか。何か他の地域対応というものもあつたらお答えください。

住民福祉課長

先程お話し申し上げましたが、本郷区長さんがその折り地元の区会、それから地元の耕地には本郷区長さんから8月20日の日それを受けてお話を申し上げるということで区長さんにご了解をいただきましたので、区長さんに全面的にゲタを預けたという状況でございます。

三浦議員

はいわかりました。それでは是非、上伊那地方事務所の環境課とも連携を密にさせていただきまして、地元への情報提供がきちんとされるような対応を望みます。その点についてははっきりやっていたらというふうに確認してよろしいのでしょうか。

住民福祉課長

当然、自動車解体業を続けるわけでございますので、地方事務所の指導は当然あるべ

きものだと思っております。また環境保全協定の締結につきましても三者の協議が必要になってまいりますので、相互連絡を取り合ってより良い方向での事業開始に向けて連絡をとっていきたいと考えております。

三浦議員

只今、多岐にわたって質問をいたしました、住民の立場また飯島町の私は長い将来を見通したまちづくりという点で、今後ともこれからの中長期計画などに活かして対応をしていただきたいということを申しまして質問を終わります。

議 長

ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。

午後12時 2分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番 松下寿雄 議員

11番

松下議員

質問の前に一言申し上げます。昨日は世界を大きなニュースが走りました。アメリカの大手証券会社の破たんであります。これはアメリカだけの問題ではなく世界の金融市場、また経済においても大きな影響を与えるものであります。日本も輸出産業に影響があるもので大きな打撃を受けるのではないかと言われております。また県内の金融機関、輸出産業にも影響を及ぼすと懸念をされております。また国内では汚染米問題のルートの解明がなされております。日本人のモラルもここまで落ちたかという思いであります。まあ幸いなことに学校給食米は100%町内産ということで安心をいたしておるところでございます。

それでは通告に基づきまして質問をいたします。福田総理も着任から11カ月で退陣表明をいたしました。安倍、福田首相ともに約1年という短命内閣で政権の座を投げ出しております。一国の総理大臣の無責任とも思われる止め方は誠に遺憾であります。昨年の参議院選によるねじれ国会以降において、国会では国民に直結した審議はなされていなかったといっても過言ではありません。この原因は何か、私は官僚政治の疲弊と政治家のビジョンの無さからくる閉塞感にあると思っております。この状況を見たとき与野党を問わず国民不在の党利党略に明け暮れたのであります。そこで福田総理の突然の辞任をどう思っているのか率直な感想をお聞かせ願いたいと思っております。

町 長

それでは今議会一般質問最後の質問者であります松下議員の質問にお答えをしております。混乱する国政の現状、特に今回の福田総理の突然の辞任について町長の見解を求められておるわけですが、去る9月1日国政の最高責任者である福田総理の辞任表明はまさに突然のことで大変驚きました。8月2日に内閣改造を行いまして新内閣が発足し、臨時国会の召集日を9月12日と定め、かつ極めてこの厳しい経済状況の中で、本格的な景気対策にこれから取り組もうという矢先の突然の辞任表明は、一国の責任者としてお話にございましたように、大変無責任であり国民不在の政治と言われても仕方がないものというふうに私も思っております。

松下議員

まあ町長になぜ感想を求めたかと申しますと、まあ町長の任期は4年あります。この地方自治体にはこの時期大変な課題が多くありますが、町長におかれましては町民の負

託に伝えていただくようお願いしております。そのことによりまた次の展望が開かれてくるものと思われま。まあ国政の情勢を見たとき衆議院解散、総選挙も日程等がいろいろと取りざたされております。いずれにいたしましても早い段階で民意を問うべきだと私は考えますが、町長どのようにお考えかお伺いをいたします。なお更に国政の混乱が町政に与える影響についてお伺いをいたします。

町 長

取りざたをされております衆議院解散総選挙、この対する見解、また今の政治状況が町の行政に与える影響などについてのご質問でございます。ご承知のようにこの衆参ねじれ国会の状況の下で、なかなかこのひとつの政策方向が決まらなと、このことがわれわれ地方行政運営にも少なからずの影響がございます。国民の政治不信は募るばかりという状況からみて、ここは任期満了などと言っておらずに、国民の真意を問う様々な今現在要素が出てまいりましたし、また整いつつあるこの早い時期に解散総選挙を行って真剣な実行可能な政策議論によって国民の真意を問い、スッキリして政治の安定を図るべきと思っております。またしかも事態はそう動いておるといふふうにも思っております。また国政の現状が町に与える影響につきましては、地方分権改革の推進の進展によりまして、市町村の業務や責任も大変大きくなってきておりまして、加えて住民協働のまちづくりの推進など地方自治の運営・改革への取り組みなどの大きな課題が山積をしております。こうした中、当町にあっては国道153号伊南バイパス建設の促進や堂前線の改良事業等、国策に関係する重要な事業も少なくありません。この福田総理の辞任表明に伴い各省庁でも政策の方向が定まらないことに対して、こうした事業への影響も憂慮をしておるといふふうにお聞きをしております。こういうことで地方自治体への影響があつてはならないわけでありまして、またその影響が出ないように働きかけることもわれわれの責務であり必要であるといふふうを考えまして、今後まあ与党としての総裁選、取りざたされております引き続きまあ衆議院解散総選挙も近いといふふうにも思っておりますけれども、この辺の一つの一連の日程流れがこうした地方自治体への状況がどのように影響を与え変化をしていくのか、今のところ重大な関心を持って注視をしてみたいといふふうを考えております。

松下議員

まあ本来ならこの景気の後退局面でこんなことを国政でやっとなとていいのかと、まあそんなふうに思われることとでございます。まあ日本の国政は停滞をしておる中で世界はどンドンどンドンと状況が変化をしておるわけとございまして、まあ本当に日本の政治家は国民不在、国民のことを真から思っているのかまったくまあやるせないとそんな気持ちをするわけとでございます。

それでは次の質問といたしまして、私たち一般国民には全く恩恵を感じなかつた実感なき経済拡大でありましたが、まあ昨年の秋以降、世界経済をはじめ日本経済も急激な下降局面に入つておるわけとでございます。まあGDP、国内総生産をはじめあらゆる経済指標、企業の減収減益が発表されておる昨今とでございます。町内企業においても同様の見方ができるのではないかと申すところとあります。町長は現時点での町内企業の経営状況をどのように把握しているのか、今年度の税収がどうなると思つているのか、お伺いをいたします。

また地方交付税をはじめとする依存財源をどのように見ているのか、来年度予算編成において新たなる重点政策を考えているのかお伺いをいたします。

町 長

世界や国内における景気判断の減速、そのことが町内の景気とどう関連してその認識

をしておるかということ、また少し早わけでありますけれども、21年度の予算編成へのまあ動き、重点施策ということでございます。先ず町内企業の経営状況の認識でございますが、何人かの町内の経営者にお目にかかってお聞きする話、また金融機関や計理士等の方のお話などを総合的に判断をいたしますと、国内の景気の下方修正以上にこの原材料や燃料等の高騰による生産コストとこの受注単価の面で、町内企業は非常に厳しい全国レベル以上に厳しい状況というふうにお聞きをしております、そのような認識でございます。特にこのことが町の税収の面、特にまあ法人町民税への影響が大変懸念されて心配をしておるわけでございます。既に現時点で4月以降、対前年度より低い税収ペースでこの町民法人税は収入が推移しております、今後のまあ9月の中間決算、来年3月の多くの企業の本決算、またこれらが町全体の町税収入の減に及ぼす影響というものが懸念をされるというふうにも思っております、非常にまあ注意をしていかなきゃならないというふうに思います。またお話にございました、昨日のアメリカ、リーマンブラザーズ証券会社、この経営破綻の影響が世界中に飛び火をいたしまして、日本でも一層のこの景気減速、景気に悪影響を及ぼすということは必至だというふうにも思っております。

一方でこの国の平成21年度とりまとめられました予算の概算要求基準によりますと、その基本的な方針では経済財政改革の基本方針2008、これはいわゆる骨太の方針というふうに言われておりますが、これを踏まえて最大限の歳入歳出の削減をするという位置付けでございます。特にこの中で地方財政対策については国の歩調に合わせて徹底した歳出削減を求めて、地方財政計画の規模を抑制する考えが今年もまた打ち出されております。その中で地方交付税はその概算要求が全体として3.9%程度減少をする見込みというふうに言われておまして、今年度に引き続き大幅な減収となることは確実であるというふうに見ております。また国の補助金においても年金や医療費などの一部を除いて、前年度の予算を下回るように、いわゆるまあマイナスシーリングの中で抑制を目指しておると、加えて税収は景気動向などから察して増加はとて見込めないということ、そのことが平成21年度の当町の予算編成は相当厳しい状況になることは必至であるというふうに思っております。

まあしかしながらこのような状況にありましても、中期総合計画に掲げた重点施策は将来に希望の持てる活力あるまちづくりという基本的な位置付けの中で、どうしても欠かせない投資であるという認識を持っております。具体的には平成21年度においても住民との協働のまちづくり、子育て支援と若者定住の促進、伊南バイパスや堂前線、竜東線を含めた新しい基盤整備と企業導入による地域振興、そして安心安全なまちづくり、下水道事業などの継続事業の推進といった今年度掲げております施策を踏襲しながら、施策を基本理念と重点に据えまして、これらを構成する一つひとつの事業はその成果を十分に評価勘案しながら、集中と選択で実施をしていく考え方でございます。

また施策の推進のベースとなる財政運営は将来にわたって健全であることが要求をされます。今年から始まりました新たなこの財政指標を分析予測しながら、特に負債規模の縮小と内部留保の増大を重点に確実に実行してまいりたいというふうにも思っております。このような中であって行政組織の合理化や内部改革を強力に進め経費削減を図っていくこととした方針は今後も変わるところはございません。ただ先程も申し上げましたように、総理がだれになるのか政局の行方によっては地方財政に対する影響も大きく

松下議員

変わることもあり得ると、そういうだけに全くもって予断を許さない状況に今あるというふうに考えておるところでございます。以上であります。

まあ大変来年度についてはまあ厳しい予想をしていると、まあこれは私もまあそのように感じておるわけでございます。まあリーマンブラザーズの証券の倒産等はまあこれホントに一刻を争うようなことが今世界の経済金融界では起きておるわけでございますので、一地方自治体といえどもやっぱり世界の経済から目を離すというわけにはいかないと私は考えるわけでございます。まあそんなことでまあ行政は継続なりということでもまああの単年度単年度で方針を変えるということはできませんが、まあいろいろ私も資料を見中でまあこれは大変だなということが人口問題でございます。町はまあ中期総合計画の中に重点戦略を挙げております。人口増活性化対策とあるわけでございます。また企業誘致もこれ当然進めていくべき問題で、やっぱり医療福祉の源泉という物はやっぱり税金にあるわけです。この税収というものを考えなくして後期高齢者医療も考えられないわけございまして、経済の成長を見の中でやっぱり個々においてもやっぱり経済というものを重視する中でいろいろと考えていきたいなと私はまあそんなことを思っております。

まあそこで人口動態を見たときに子どもの出生数が年々減少の一途をたどっておるのが現実でございます。今年度はこれ9月10日現在でいいと思っておりますけれども、出生者、赤ちゃんが生まれたのが何人だと思っております。21人しか生まれていないということでございます。母子手帳を発行している数は30人くらいあるのだが、この他の人たちはどうも転出してしまったのではないかと、まあそんなことをお聞きをしております。それでなおかつ教育要覧等見るなかで、児童生徒数、学級数の推計を見たとき、まあそのとおりに推移するかということとはまあ分からない点もあるわけでございますが、平成25年度には平成19年度より飯島小学校、七久保小学校合わせて150人ぐらいの児童生徒数が減少するようになっております。これは私が数字の間違いじゃないかと思って教育次長に確認をしましたところ、そのとおりだということで、まああのおりますので、もし間違っておったら教育次長答弁を願いたいと思っております。まあそんなことでなお相対的な転入転出人口を見ても転出人口の方が多くなっております。まあこのままで推移しますと近い将来七久保小学校の複式学級化、小学校の統合問題も起きてくるのではと心配するところでもあります。町としても今年度予算に「協働と子育てで未来を育む健やか予算」と謳っております。努力は認めるものでありますが、それでも人口減少に歯止めがかかっておらないのが現実でございます。そこで私はあらゆる施策のトップに子育て支援、若者の生活環境の整備、要するに子どもを安心して生める支援をし、第2、第3、第4の子どもを産んでも育てていけるような施策を講じていかないと、町の人口減少はくい止められないのではないかと考える憂慮するところでございます。まあ突然ではございますが私は思い切って年間1,000万から1,200万円ぐらいの予算計上をして、子育て支援金を対象者に支給したらと思っております。そして若者が行って住んでみたくなるような町、飯島町これを掲げて大胆な政策を掲げるべきだと提案をいたしますが、町長のお考えをお伺いいたします。

1,000万、1,200万というものはまあ大金ではございますが、見ますと滞納がもう9,000万から1億に近いような滞納があるわけでございます。それからそれに伴う不納欠損金もあるわけでございます。そこらの辺を精査する中で事業の精査をし、そうすればその

くらいの金は浮いてくるんじゃないかと、まあそれが町長の手腕でございますが、まあその辺を町長大胆な政策を掲げることを提案いたしますが、町長のお考えはいかがかお伺いをいたします。

町 長

子育て支援に大胆なまあ予算付けを行って若者定住を図るべきというご意見かと思えます。現在もまあこの子育て支援の対応につきましては他の市町村に先駆けての、例えばまあ医療費の無料化、中学生までの引き上げ、保育料の1子、2子、3子との兼ね合いの中での軽減措置の継続をはじめとして、さまざまなまあ子育て支援策を最重点施策の一つとして支援を図っておるところでございます。出産に対するこの支援金の支給を含めたご提案でございますけれども、かつてあのふるさとづくり計画の議論の中で、このこともそうでございます全般的にそうでございますけれども、この一律的な画一的なまあ言葉は悪いですがバラマキ的などこういうことで、そうしたこの支給については見直して、真にこの必要のあるこの部分にメリハリあるこの予算充当をしてという形で、考え方を転換をしまりました。出産祝い金もそのひとつでございました。ただこの出産数、今お話では今年というふうに言われました？、今年度というふうに言われました？、

松下議員

今年度の9月10日まで、4月から。

町 長

あの私も所管の方へ確認をさせていただいておりますが、4月から今日まで22名出産をしております。今日までです。それであの母子手帳を交付をして発行済みの方が52名今日現在おるといふ形でございます。これはまあちょうどまだあの半年まで行かない状況でございますけれども、このペースでいくとだいたい通年70名前後という出産になるわけでありまして、一時40人ぐらいに落ちたときが数年前にありましたけれども、ここ数年70から80位の間で推移をしておるといふことでございますが、特別あの今年際立って減少ということではございませんけれども、ただここ何年かの統計の中で見てみますと着実にこれは少子化が進んでおるといふことは当然まあ言えるわけでありまして、で、お話ございましたこういうこの出産件数、そして産科のこの医療の問題も加わってまいりました。こうしたいろんな問題も含めて子育て環境なかなか厳しい状況でございます。こうした現状の中で更にどういう施策をとることがこの人口増活性化という基本理念に結び付いていくのかと、こういうことを更に考えて、出産問題のみならず、結婚の問題もあると思えますし、それから一層の子育て支援、その他の施策の組み合わせによって特にこの子どもの数が減少をしていくということは、そのこと自体が町の活力を削ぐことにもなります。おっしゃるとおりでありますし、町がやがて疲弊をしていくことに繋がるということでございます。大変まあこれは憂慮して真剣な対応をしていかなきゃならないということでございます。これまでもやってまいりましたけれども、ただあの財政的な問題もこれは避けて通れない問題でございますので、そうしたことも含めて精いっぱいまあ知恵を出しながら、先程申し上げましたこの選択と集中、この基本的な考え方に則りまして、この出産件数の増加に結びつくような、また人口増につながるような平成21年度の予算編成の最重点施策のひとつとして考えてまいりたいとこのように思っておるところでございます。

松下議員

まあ是非あのとにかく公債費のまあ残高を見る中でまた長い将来にわたって返済をしていくと、これを誰がやっていくかということ、考えたときにやっぱり人口が減るといふことは一番これは問題でございます、やっぱり未来を託す子ども達をとにかく育

てていかなければ飯島町の存続というものはかなわないわけでございますので、是非来年度においてはまあ100%といかなくても私の提案を多少なりとも受け入れていただいて、真剣に子育て支援に力を入れていただきたいと、まあ決してあの飯島町が他町村に引けを取る子育て支援をしておるわけではなくて、まあ率先して医療費問題等いろいろと他町村に先駆けて先鞭を切っておるわけでございますので、この問題についてもバラマキという観点じゃなくてやっぱり重点的に集中投資をしていただくと、まあそんなことを考えるわけでございます。そうでないとやっぱりあの先程もIタウンのコスモの話が出ましたけれども、やっぱりいろいろとインフラ整備また商業整備もしていかないと、なかなか人口増といってもやっぱり他所から転入者を望むことは大変でございますので、まあ併せてコスモの問題も真剣に考えていただくそういうことで町の活性化を図っていただく、これもまあ一応是非、行政の預かっておる長としてやっぱり真摯に受け止めていただいて、今後に進んでいただきたいとまあそんなことを切に願って次の質問に移ります。

道路特定財源の一般財源化ということが言われておるわけでございますが、福田内閣において閣議決定はなされておりますが、国会での審議まあ法制化というものはなされておるわけではございませんが、まあ今の世論からいっても次の政権になっても、やっぱりこれ一般財源化というものはまあどうしなければと思うところでございますが、まああの自治体の長として町長、一般財源化に対してどう考えておられるのか、また前にもこれはまあお聞きをしたので、財政に与える影響についてもまあ多少の変化があるかと思えますので、もしあれだったらお答え願いたいと思えますが、町長のお考えをお伺いをいたしたいと思えます。

町 長

道路特定財源の一般財源化について町長の受け止め等、また当町への影響する部分というようなことございますが、お話にございましたようにこの道路特定財源の一般財源化につきましては、様々な議論と経過を経まして最終的には今年の5月の13日でございます。21年度から一般財源化をすとした道路特定財源等に関する基本方針、この閣議決定がなされたところでございます。従いまして基本的にはこの方向で近く始まりまして税制調査会、今年度の抜本的な税制改正でそのことが詰められまして、その線に沿って法律改正が行われていく見通しであるというふうになっております。こうした状況でございますけれども、全国の知事会またわれわれ全国の町村長会それから大変ご理解いただいております全国の議長会等の地方6団体、なべてこれは地方の道路整備状況を勘案して道路整備のための財源として確保をして、地方公共団体への配分割合を高めるなどこの地方公共団体における道路整備財源の充実を努めることという決議の下に強く要望をされておられて、飯島町議会におきましても道路特定財源の一般財源化に反対する決議をいただいて、それぞれに提出をいただいたところでございます。こうした中で飯島町は国道153号のバイパスの問題、竜東線中平の先線などの事業を進められておられて、これに伴うアクセス道路としての堂前線の整備や、その他の町道への取り付け道路の整備はじめ、町の中の生活道路の整備も含めて、まだまだ数多くの整備を行っていかねばならない状況にあるわけでございます。そこでそうした今までのことへの当町への影響でございますけれども、4月の時点でこのいわゆる国会のねじれの決議がありまして、その影響で1カ月4月のブランクがあったわけでございますけれども、その後元の状況に1ヶ月後に戻ったということのために、当初そのまま暫定税率が廃止

されますと年間約 7,000 万、現時点で、という当町の影響額が試算をされておりましたけれども、今のところ元へ戻ったために町の計画しております道路整備についての特別の支障になるというような事態は、現在影響は出ておりません。更にまあ着手されている道路改良、特にまあ直轄で進めていただいておりますこの伊南バイパス飯島工区、そしてそのアクセスとしての堂前線、県の主要地方道であるこれは県施行になりますけれども竜東線、等々山積しておるこれらの道路整備が滞ることのないように、優先的な財源の重点配分を国県に対して強く働きかけを行っております。一般化財源されてもこの地方への手だては影響のないように最大の配慮をするというこの閣議決定の 1 項目もあるわけでございますので、そのようなことを期待しながら国県に対しても今後とも強く働きかけをしてまいりたいと。特にまあ伊南バイパスの建設につきましては一般財源化してもここまで着手した経過のなかで、計画どおりに推進する旨の国交省あるいは中部整備局、それから飯田国道事務所の所長さんからも心強い方針をいただいておりますので、大変期待をして協力をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

松下議員

まあ一般財源化された場合でもやっぱり地方の必要な道路は作っていただくと、そういう運動を是非まあやって行っていただきたいと考えるわけでございます。そんなことでまあ国道 153 号伊南バイパス飯島工区の用地買収も地権者の協力によりまして順調に進み、過日は田切地区におきましても用地単価確認書調印式も行われまして、本郷地区から工事本格的に着工しておるわけでございます。それで私たち議員もこの私の一般質問が終わった時点で、本郷の与田切橋の下部工事の現場視察に行く予定になっておりますので、珍しい工法だということでございますので是非行って見てきたいとまあ考えておるところでございます。

この度高坂町長におかれましては建設促進期成同盟会の会長に就任をされておまして、責任の重さを痛感されていることと推察いたすところであります。会長としての決意と今後の状況、また八重るかと思う点もございしますが完成時期等についてお伺いをいたします。

町 長

次のご質問、ただいままでも話が出ておりますけれども、国道 153 号伊南バイパスの建設促進に関してこの期成同盟会長としての責務、また飯島工区における今後の進捗完成見通し等のご質問でございます。伊南バイパスにつきましては国県また関係する諸先輩方のご尽力によりまして、平成 9 年に飯島・駒ヶ根間 9.2 キロメートルを県の権限代行事業による国の直轄事業として事業採択をされまして、駒ヶ根工区より工事着手をし、順次整備が進められてまいりました。昨年平成 19 年の 12 月 15 日に駒ヶ根工区の開通式が行われまして供用開始されたところでございます。また飯島工区につきましては平成 19 年 5 月 20 日に本郷地区におきまして飯島町としての最初の起工式を行い、工事が本格的に着手をされました。このような状況の中で今まで駒ヶ根市の中原前市長さんがまあ会長を当初から、約まあ 20 年来その職を務めていただいておりますけれども、ひとつの区切りとして先の総会におきまして今年から私に会長ということでございますので未熟ながらお受けをしたわけでございます。お受けしたからには微力ではありますが飯島工区の早期供用開始ができるように、駒ヶ根市共々関係する皆様のお力をお借りしていただきながら、強力にこの促進要請活動を行いまして、1 年でも早く開通できるように頑張っておるこの会長の職責を務めさせていただきたいと心しておるところでございます。

なお、先行きの完成時期というようなことにつきましてでございますけれども、この飯島北工区、これはあの本郷から堂前線に至る本郷・飯島地区の全体、飯島区内の全体になるわけでございますが、この区間につきましてはこのアクセス道、堂前線の開通とともに、平成 23 年度中をひとつの目途としていただいままその方向で今進められておまして、その見通しで今工事が進められて今後いくということでもよろしいかと思えます。それから先の全線開通、まあこのあいだ、田切地区の単価調印ができて、いよいよまた細部の補償問題を解決したうえで、順次飯島工区から一部は並行しながらまた工事に入っていくという段取りが考えられますけれども、国道、国の考え方の方では本郷の起工式の折りに概ねまあ 10 年以内というふうな考え方が公の席での見解でございます。まあ 1 年あれから立ちましたので今後 9 年以内というふうなことにもなるかと思えますけれども、国の方でもできる限り早く完成させたいというふうにご意気込んでいただいておりますので、そのことを期待しながらひとつ事業を推進を図ってまいりたいというふうにお思っております。

松下議員

時間も全然なくなってきましたので、要点を手短にお聞きをします。次の質問に移ります。まあ地球温暖化によると思われるまあ異常気象により、各地で集中豪雨による災害が起きておるわけでございます、尊い命を亡くされるという痛ましい被害に遭われている方々がおまして、お悔やみを申し上げるところでございます。また 9 月に入っては伊那郡下、特に豊丘村において雹が降り、果樹園芸に 4 億円を超すという被害に見舞われており、大変なこととこれもお見舞いを申し上げるところでございます。まあ台風 13 号の動きがちょっと気になるころではございますが、幸いなことに当町におきましては災害もなく済んでおりますが、しかし油断は禁物であります。災害に対しての常日頃の心構えが大事なことと思うわけでございます。行政として住民の安心と安全を確保する対策は何かについてお伺いをいたします。

それからまああの各地で起きている災害を見ますと、今までは考えられなかった想定外のことが起きて対応が遅れ、大きな被害になっているケースが多く見られるわけでございます。当町においても想定外の災害と言わず、もし起きたときにはですね、住民とともに予期せぬ災害を想定をし、有事のときには最小限の被害に食い止めるような日ごろの庁内対策会議を行うよう求めるものであります。危機管理能力を問われることのないように対処していただくようお願いするものであります、どのようなお考えかお伺いをいたします。

町 長

地球温暖化現象によると思われるこの最近の異常気象でございます、ひとつはまあ前線が停滞、あるいはまた積乱雲等がそこに集中いたしますとゲリラ的なこの降水量となつて、思いもよらぬ場所で大雨が降りまして、集中豪雨で大きな災害、特にこの辺のところは今年目につくところでございますので、そうした最近のこうした現象も踏まえながら危機管理という面では万全を期していかなきゃならないというふうにお思っております。具体的なそのための対策につきましては総務課長の方からお答え申し上げますけれども、特にいま後段の方でございましたこの有事における危機管理能力、対応の問題でございます。これはまあ基本的には町の地域防災計画初動マニュアルといったことを基本に基づいて行。消防団はじめ各機関団体とも十分な連携の中で 1 次配備、2 次配備等を的確にまあ対応しながら、そのためにまあ庁内対策会議というものも徹底的に確認を行いながら、決してその遅きに失しないような形の中でこの対応を心がけていかなければ

ればならないというふうに思っております。また一方町民の皆様におかれましてもそうした情報伝達、これに基づくこの早めの非難や誘導というものは是非ひとつご理解いただいて、行動等ひとつ一斉指令等の取り組みについては是非ご理解をいただいて、統一した行動の中でこの遅れることのないような対応ができるように是非ご協力をお願いしてまいりたいと、そのためのまた啓発もしてまいりたいというふうに思っております。

総務課長

只今ありました庁内対策会議でございますが、実はあの防災無線が新たに配備をされたということで、実はあの各係も非常にあの台数的には多くの配備をいたしました。特に課長については1人1台の防災無線をこういう危機管理の状態にあるときには持ち歩くようにという町長からの指示で現在動いておりますので、一朝有事の際にはそういうことで連絡調整はしてまいりたいというふうに思っております。町民の皆さんには地域防災計画に基づきまして、災害発生の恐れのある場合にはあらかじめ気象警報等を防災無線あるいはC EK の告知放送によりまして住民の皆さんにまあ伝達をしていくということでございます。住民の皆さんにおかれましても自分自身でこの気象情報というものを収集していただいて、この時期には特に河川での作業でありますとかあるいは川遊びというような場合には、こういう情報を常にキャッチをしていただいて、早めの避難をお願いしたいということでございます。またあの自分で住んでいる地域でどのくらいまあ浸水の危険性があるのかといったようなことは、常に家族の皆様また地域の皆様でそういうことの情報を得ていただいて、いざ実際浸水等があった場合にはどこへ逃げたらいいかというようなことは前もって是非地域でご検討いただいて、家族あるいは地域の皆さんが安心して暮らせることのできるようにまあ是非お願いをしたいなとこんなように思っております。以上であります。

松下議員

それでは、まああのご承知のように当町は河岸段地、また活断層による段丘もあり急傾斜地も多く、まあ今後予想されるであろう台風、集中豪雨、まあ地震等による土砂崩落が起きる可能性が高い地域を多く抱えているわけでございます。まああのそんなわけで土砂災害警戒区域また急傾斜地指定区域は何箇所ぐらいあるのかお伺いをいたします。また指定地域の住民に日ごろどのような啓蒙活動を行い、周知徹底と指導を行っているのかお伺いをいたします。また与田切水系についてまあだいぶ上流部はおかげに10基の砂防堰堤等が床固め工護岸工事をやっていただいておりますので、これも住民の安心安全に心掛けていただいた町長に対して感謝をいたすところでございます。与田切川の今後の整備計画についてお話できることがあったらご説明を願いたいと思います。

町長

ブザーが鳴りましたけれどもお答えの部分でございますので続けさせていただきたいと思っております。この急傾斜地等の箇所それからその対応につきましては担当課長の方から申し上げます。私の方からは与田切川の砂防事業の現状、今後の整備計画の見通し等について若干触れさせていただきたいと思っております。この与田切川につきましては国の直轄砂防事業として、上流部では第6砂防堰堤、これは一番大きなものでございますけれども、このダム堰堤など10基の砂防堰堤をはじめ昭和58年度から流路工、砂防林事業として国道の与田切橋から上流部で床固め工21基を整備していただきまして、河床の安定と土砂流出の抑制に土砂災害に対する町の安全度が格段にまあ向上をして図られてまいりました。本年度において一連の整備が概ね完了をする運びとなっております。その下のまあ中下流についても更に一層の安全安心な地域づくりのために更なる延伸を要

望してまいりましたところ、このたび天竜上流の事務所の方から現在の国道与田切橋から下流、町道の与田切橋の区間について引き続いて流路工や帯工設置によりまして、砂防事業の延伸を行っていただくということが決定をされまして、過日発表をされ、先日地元の本郷区を中心に飯島区も一部入っておりますけれども説明会が開催をされたところでございます。これはあの先の期成同盟会の折りに天竜上流の伊藤所長さんから直接そのお話がございましたので、松下議員も十分ご承知のことかと思っております。できるだけ今後は短期間のうちにこの整備が図られまして、そのためにも更にまた天竜川や中田切川等につきましても要望活動を一緒に合わせて今行っておるところでございますので、この事業の促進につきましての関係の皆様の一層のご協力をお願いしたいというふうに思っております。

建設水道課長

それではあの急傾斜地、またあの周知徹底についてでございますけれども、箇所につきましては土砂災害防止法に基づきまして、町内に急傾斜地の崩壊警戒区域、現在で52箇所と、特別警戒区域46箇所が指定されております。またあの土石流警戒区域につきましては32箇所、土石流特別警戒区域が22箇所指定されております。町民の皆さんへの周知につきましては指定にあたりまして該当者、該当耕地及び4区の皆様に区域の位置図によりまして説明会を開催をし、理解をしていただきまして指定してきたところでございます。またあの該当耕地につきましては区域の位置図の拡大図面を配布をして周知をしております。またあの毎年6月の土砂災害防止月間に合わせて広報いいじま、またC EK のいいじま未来飛行におきまして土砂災害の特集として周知を図っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

松下議員

はい、終わります。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦勞様でした。

午前 11時45分 散会

平成20年9月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成20年9月24日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第 5号議案 平成19年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 第 6号議案 平成19年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 第 7号議案 平成19年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 第 8号議案 平成19年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 第 9号議案 平成19年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 第10号議案 平成19年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 第11号議案 平成19年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第 9 請願・陳情等の処理について

日程第10 議会閉会中の委員会継続審査について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

|          |          |
|----------|----------|
| 1番 森岡一雄  | 2番 曾我 弘  |
| 3番 宮下覚一  | 4番 坂本紀子  |
| 5番 三浦寿美子 | 6番 野村利夫  |
| 7番 宮下 寿  | 8番 竹沢秀幸  |
| 9番 平沢 晃  | 10番 内山淳司 |
| 11番 松下寿雄 | 12番 織田信行 |

○説明のため出席した者

| 出席を求めた者                | 委任者   |
|------------------------|---|
| 飯島町長 高坂宗昭              | 副町長 箕浦税夫<br>総務課長 小林広美<br>住民福祉課長 中村芳美<br>産業振興課長 中村澄雄<br>建設水道課長 松下一人<br>会計課長 豊口敏弘<br>総務課財政係長 中村栄一 |
| 飯島町農業委員会<br>会長 杉原和男    | 飯島町農業委員会事務局長<br>(産業振興課長 兼)  |
| 飯島町教育委員会<br>教育委員長 今村 昇 | 教育長 山田敏郎<br>教育次長 塩沢兵衛   |
| 飯島町監査委員<br>代表監査委員 林 良雄 | 飯島町監査委員事務局長<br>(議会事務局長 兼)   |

○本会議に職務のため出席した者

|         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局長  | 折山 誠  |
| 議会事務局書記 | 千村 弥紀 |

## 本会議開会

開 議  
議 長

平成20年9月24日 午前9時10分

おはようございます。

町当局並びに議員各位には、大変ご苦労さまでございます。

本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれ委員会において、付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ、感謝を申し上げます。

本日は、これらの審議並びに委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。なお本日気温の上昇が予想されます。上着の着用を自由と致します。

議 長

日程第1 諸般の報告を行います。

最初に、9月11日、本定例会の初日において議決された「上伊那農業改良普及センター駒ヶ根支所存続に関する意見書」につきましては、9月16日に関係機関宛送付いたしましたので報告いたします。

議 長

日程第2 第5号議案 平成19年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について。

日程第3 第6号議案 平成19年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

日程第4 第7号議案 平成19年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について。

日程第5 第8号議案 平成19年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

日程第6 第9号議案 平成19年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

日程第7 第10号議案 平成19年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

日程第8 第11号議案 平成19年度飯島町水道事業会計決算認定について。

以上決算7議案を一括議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に審査を付託してありますので、委員長から一括議案審査報告を求めます。

宮下決算審査特別委員長。

決算審査  
特別委員長

それでは平成19年度の決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。去る9月11日の本会議におきまして本委員会に付託されました第5号議案平成19年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について、第6号議案平成19年度飯島町国民健康保険特別会計歳入

歳出決算認定について、第7号議案平成19年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、第8号議案平成19年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、第9号議案平成19年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、第10号議案平成19年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、第11号議案平成19年度飯島町水道事業会計決算認定については、9月18日、19日、22日の3日に渡りまして委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、決算書及び行政報告書により内容を慎重審議しました結果、お手元の報告書のとおり、第5号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案、第9号議案、第10号議案、第11号議案、以上7議案ともそれぞれ認定すべきものと決定しましたので報告致します。

なお、審査の経過その過程に出されました意見について要訳し一部申し上げます。先ず行政面においては平成19年度の位置付けとして厳しい財政状況下においても、次代を担う子ども達の育成支援や町の活力を強力に推進することを目標とする中で、こども室の新設や地域子育て支援センターの設置など、子育て支援のまちづくりを進めるとともに、人口増活性化に向け企業誘致については一部実現の運びとなり、また今後の誘致の構想を具体的な計画まで進めておりまして、目に見えた成果は評価できるところでございます。

一方財政面では外国籍住民を含め町税を中心とする滞納額が100,000,000円近い状況となっており、経済が低迷する中で大きな比率となっております。理事者、担当職員併せて県との共同の中で収納対策を講じてほしい。また町の財政健全化比率、将来における負担比率の増加の中で、交付税また町税の収納状況を見据えての安定した財政運営の推進のため更なる経営努力を期待致します。

次に町の一番大きな観光地であります千人塚公園の中にある千寿荘については、ほとんど利用されておりません。今後の利用方法や建物の管理また防犯の上からも合わせて千人塚センターともに今後のあり方について検討されたい。

次に公共下水道事業においては全体的に繋ぎ込み率の更なる向上のために努力をされたい。

一方、水道事業会計につきましては平成19年度において初めて黒字となり、このことは高く評価するところであります。しかしまだ石綿管による給水本管が残されており、衛生面からも早期の布設替え工事を要望するところであります。

以上主な意見といたしまして、加えて今後の町政運営におきましては地域医療の問題、福祉の問題等をはじめとして課題が山積しておりますけれども、飯島らしい協働のまちづくりになお一層取り組まれるよう期待を申し上げまして平成19年度の決算審査報告といたします。

議 長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。宮下決算審査特別委員長自席へお戻り下さい。以上で決算7議案にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから議案ごとに討論採決を行います。

議 長

最初に第5号議案 平成19年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

9番  
平沢議員

初めに原案に反対討論はありませんか。  
次に原案に賛成討論はありませんか。

私は一般会計決算を認定する立場で討論をいたします。住民との協働によるまちづくりを進めるには、この従来型の予算を消化するという概念は通用しない現状の中で、精査して行財政に取り組んできた成果が各所に伺えます。多様化するニーズに対応し、満足度が得られる行財政運営に心掛けねばなりません。財政の健全化には厳しい入りの中で出を絞り、独自の創意工夫で町の将来を見据えて、来期の予算に反映することを付して本決算を認定するものであります。

議 長  
7番  
宮下寿議員

他に討論はありませんか。

私も賛成の立場から申し上げます。国の三位一体の改革による交付税などの削減、所得税から住民税への税源移譲のおおむね完了と、地方にとっては大変厳しい財政事情になった19年度でありました。その中で自主財源である町税の伸び、あるいはまちづくり交付金、特公債住宅購入交付金といった国庫支出金の伸び、県支出金などが歳入を支え、これに対し歳出ではこども室の設置、子育て支援センターの設置をはじめとして、乳幼児医療費の支給対象を小学校6年まで拡大、児童手当支給額の拡大といった子育て支援策の充実、また福祉灯油券などの原油高騰対策の実施、未来に向けた下水道事業の推進、財政面におきましては将来を見据えた基金の積み立て、財政健全化計画に基づいての106,000,000円の地方債の繰り上げ償還と、厳しい状況の中での執行は十分に評価ができると思います。20年度も5カ月が過ぎようとしております。町税の動向ですとか交付金の減額が予想される中、19年度の分析から滞納への検討と実施、並びに一般会計から特別会計の繰出金には十分注意することなどを付して賛成いたします。以上。

議 長  
4番  
坂本議員

他に討論ありませんか。

財政運営については健全な財政運営に努力されたことは大いに評価いたします。自立のまちづくりの中、4地区への地域づくり委員会がつくられましたが、その活動予算の今後のあり方や行政との関わり方を更に検討されたい。また職員数が減る中、事務事業の見直し、4区との関わり方また地域づくり委員会との連携など今後の具体的な具体的も政策の中で行政としても考え住民にも投げかけ、自立のまちづくりを行ってほしいと思います。職員に対してですが今後10年以内に半数の退職が予想されるわけですが、計画的な新規採用と人材育成に努めてもらい、急な行政低下を招いたり住民サービスに支障のないようにしていただきたい。今年度から人事評価制度がスタートしています。現在職員が減る中、業務内容も一人ひとりが幅広く細かくこなさねばならず、サービス残業も増えています。的確な人事と職員のメンタルヘルスにも注意され、素早い対応と朗らかな笑顔で住民に接せられるよう望むものです。以上言い添えまして賛成と致します。

5番  
三浦議員

19年度決算を意見を付して認定をするものです。最初に職員の皆さんの日ごろの経費節減の努力が決算に表れており敬意を表すとともに、今後とも経費節減に努め、また住民にとって身近な役場となるよう心掛けていただきたいと思います。さて、決算審査の中で

平成21年度に向けて私の感じたことについて意見を述べたいと思います。まず1つに、平成19年度は減税措置の廃止などにより町税が増収となりましたけれども、反面、社会状況や税負担、社会保障費の国民負担増と相まって、滞納額も大幅に増加の傾向にあると思います。そういう中で生活の維持のためには滞納せざるを得ない方への配慮というのは非常にありがたいことなのですが、是非これからもそういう方々の親身になって続けてほしいと思います。と同時に負担の軽減により未納を減らすことも滞納の解消につながるのではないかというふうにも考えるわけです。減免措置の内容について今後の課題として検討することも必要ではないかというふうには感じておりますので意見として付したいと思います。2つ目に福祉金、介護慰労金など減額は残念でしたけれども、継続されたことについて評価をいたしております。今後も廃止することなく今以上の減額もせずに社会的弱者の方への支援を継続することを望みます。3つ目に後期高齢者医療制度の準備の年でもございました。平成20年度、県の広域連合に実施主体が移りましたが、75歳以上の方の医療を年齢で差別する制度であり、私は廃止すべきと考えておりますが、現実には現実の中では法律として実施をされているわけです。対象となる方々が不利益を被らないよう必要な医療がきちんと受けられるように、また元気に達者で暮らせるよう、実態について町の目配り心配りが大事になってきていると思うわけです。支援策について研究検討されるよう求めるものです。また実施されて1年たたずに制度の見直しが繰り返され、今や政府が抜本的な見直しが必要と言わざるをえないような状況にもあります。そのような不備な制度であったということが明らかになってきたと思っております。町民である75歳以上の方の医療、保険料の問題など、町民の立場で是非今後考えていただき、政府の方針そのままに持続可能な医療制度のためとし町民の理解を求めるということではなく、住民の立場に立って地方自治体が単なる政府の下請け機関でないというような立場で是非今後町政に臨んでいただきたいと、このようなことを付して認定、賛成の意見といたします。

議 長  
8番  
竹沢議員

他に討論はありませんか。

賛成の立場で申し上げたいと思います。決算特別審査の委員会でも質問しましたが、福祉灯油券の制度について私も提案して、即実施をしていただいていた大変よかったですけれども、その後こういう政策を町民の皆さんがどのように満足しとったのかという、この検証するという、そういうことがですね不十分のように感じたわけでありまして。これからいろいろ展開する事務事業もそうですけれども、特に事業を行ったらその結果がどうであったのかを検証する行政評価的な、そういう制度をやはりこの取り組んでいく必要があるのではないかということ、今回審査を通じて思ったわけでございます。それと同時に税および保育料しかり住宅使用料、給食費もそうですけれども、現年度から発生する滞納額が増えてきまして累積で多額の費用になってしまうということで、納めなかったものを徴収するということは当たり前のことですが、町民の皆さんにその料金をですね、税、料金を収めることが住民として当たり前のことであるという、その公平性といえますか、そういうことの理念というものを今後そのPRして、町民の皆さんに納める人と納めない人がいることはおかしいと、いうそういう考え方を知らしめていく必要が行政としてあるのではないかということ、思うわけでありまして。そうした課題を取り組んでいただく中で平成19年度中に高坂町長2期目がスタートし、また箕浦副町長、山田教育長の理事者3体

制で19年度を執行され、現在も進行中であります。町民の皆さんの多くの期待に応じて自立して持続可能なまちづくりのため、なお一層奮闘されることを期待を申し上げて賛成討論といたします。

議長  
1番  
森岡議員

森岡一雄議員。

幾人も討論されましたが、私も一言意見を申し上げたいと思います。認定の立場から意見を申し上げたいと思いますが、各種の基金の積み立て、起債の繰り上げ償還また積極的な企業誘致など、財政改善、また自立の足掛かり、地域活性化への努力がみられたわけでございます。更に重点政策であります子育て支援の各種の施策が講じられてまいりました。性急な政策効果を問うものではありませんが、息の長い対応により成果を期待するところでもあります。まあ気になるところが2点程あります。人件費の削減と定員管理であります。組織は人なり企業は人なりと言われております。急激な削減は業務や職員にとって負担や支障となり弊害もあります。その点十分留意をされたいと思います。監査報告にもありましたが職員のメンタルヘルスについても十分配慮されたいと思います。もう1点、町が発注する契約事務について町が発注する工事における設計価格に対する入札・落札状況、落札率が単純平均で今年度91.1%、前年度89.7%ということで、今年度は上っております。落札価格が低いほど良いというものではありませんが、適正な価格で執行されることが望ましいことであり、これらの変化についての原因の究明掌握をされることを望み賛成意見と致します。

議長

他に討論ありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第5号議案平成19年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立ください。

[賛成者起立]

議長

お座りください。起立全員です。従って第5号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長

次に第6号議案平成19年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。 討論ありませんか。

9番

平沢議員

平成19年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について認定する立場で討論を行います。国保会計は制度上の問題がある中で、町の状況に合わせて運営をしていかなければなりません。保険税負担は軽いことには越したことはありません。国保会計という会計の性質上からみても、国庫支出金と被保険者の負担によって支弁されるものでありますから、医療費と税負担は比例し、医療費が多ければ税負担も多くなります。同じ制度の下で運営しながらも、赤字の出ている市町村もあります。高額医療費や受診料の高い被保険者に日常生活指導まで踏み込んで相談に乗り、健康の保持に寄与している結果が1人当たりの医療費が、県下81市町村でも昨年に続いて下位で推移している。このことは高く

評価するところであります。よって私はこの本決算を認定するものであります。以上です。他に討論はありませんか。

議長  
8番  
竹沢議員

賛成の立場で参加いたします。国民健康保険の私も被保険者でございまして、19年度決算の中で特に疾病予防のための保険事業というのは年々行われておりますけれども、国保税の3.2%を費やしての各種検診の実施によりまして、早期発見早期治療などが行われて総体的な医療費が圧縮に努力されていることについて評価するものであります。先般の国保会計20年度補正予算でも意見を述べましたけれども、只今支払い準備基金が96,750,000円ほどでございまして、現年度補正した当該基金にかかる利息分を積み立てたのみに留まっております。今後において高額な疾病の発生、あるいはインフルエンザ等大流行も想定されることになると、支払い準備基金が果たしてこれでよいのかということを経営的に考え心配するところであります。そういう意味で今後の国保運営にあたりまして適切な支払い準備基金を各年度の決算後の繰越の時点で十分検討されて、積み立てにも配慮されて今後において健全運営ができるように、という意見を付して賛成と致します。

議長

他に討論ありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第6号議案平成19年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長

ご着席下さい。起立全員です。従って第6号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長

次に第7号議案平成19年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第7号議案平成19年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長

ご着席ください。起立全員です。従って第7号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長

次に第8号議案平成19年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第8号議案平成19年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決しま

す。この採決は起立によって行います。

本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議 長 ご着席下さい。起立全員です。従って第8号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に、第9号議案平成19年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第9号議案平成19年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議 長 ご着席下さい。起立全員です。従って第9号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に第10号議案平成19年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第10号議案平成19年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議 長 着席ください。起立全員です。従って第10号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に第11号議案平成19年度飯島町水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

4番 坂本議員 賛成の立場で討論いたします。平成5年に策定された上水道施設整備計画は平成20年度が目標になっていますが、その検証とともに都市整備事業に伴い次期計画の策定について今後検討され、人口増施策にこの事業が有効に活用されることを付して賛成と致します。

議 長 他に討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第11号議案平成19年度飯島町水道事業会計決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委

員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議 長 お座りください。起立全員です。従って第11号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

[議案配布]

議 長 休憩を解き会議を再開いたします。

議 長 日程第9 請願・陳情等の処理についてを議題とします。

去る11日の本会議において総務産業委員会へ審査を付託した20請願第4号「自立の道を選択した飯島町に本社を持ち、そこに生活する企業に、仕事を発注し、地域の活性化につなげる請願」について、お手元に配布のとおり総務産業委員長から審査報告書が提出されております。

議事進行についてお諮りします。請願の審議については委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、討論・採決をしたいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。

宮下総務産業委員長。

総務産業委員長 それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。去る9月11日の本会議におきまして本委員会に付託されました20請願4号、「自立の道を選択した飯島町に本社を持ち、そこに生活する企業に、仕事を発注し、地域の活性化につなげる請願」につきましては9月17日に委員会を開催し、参考人として「飯島町に本社を有する建設会社の会」代表、野村建設株式会社代表取締役、野村肇氏、並びに紹介議員であります竹沢秀幸議員に出席を求め審議をいたしました。また併せて9月18日、22日にも委員会を開催し、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり趣旨採択とすべきものと決定しましたので報告いたします。

なお審査の過程に出されました意見につきまして申し上げます。先ず当町の総合計画の中で建設業はもちろん商工業を含めた地元業者・企業の育成により雇用の拡大と安定が謳われておりまして、町の活性化を図るためにも町内に本社を有する業者は尊重すべきである。また請願書に謳われているように、町内業者は除雪作業や災害時の対応等社会的貢献は十分理解できる。また自立のまちづくりや地域活性化のためには、地場産業や地元企業の育成支援は行政の大きな役割であり、努力する課題である。一方で業者選定につきましては発注者の主権とするところであり、公益性、公平性、競争性を保つ中で行われるのが望ましい。入札については透明性や競争原理は重視すべきである。また一般競争入札の導入に際しましては、総合評価方式を採用することは同感である。またこの総合評価方式は理解するが、町内に本社を有する企業に限定することは一定の競争に歯止めを効かすことになり、町民益を阻害すると思う。等々でございました。以上で報告といたします。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

11番

松下議員

委員長に対しまして何点か質問をしたいと思います。先ず町内に本社を有する企業に発注し、とまあここにはあるわけですが、それでは町外業者とは具体的にどこを指すのか。また社名また何社を指すのか、そのような質疑がなされたのでしょうか、されているようでしたら内容をお伺いいたします。次に町内以外に本社を有する企業が飯島町の発注する公共事業で、何%ぐらいの工事量とまた金額にしてどのくらいになるのか質疑なされましたか、なされているようでしたら内容をお伺いを致します。また本社を有しない企業が法人税等納め、町の財政に貢献しているのか、そのような質疑が行われたのでしょうかお伺いをいたします。これは委員長に対してでございますが、総務産業委員会においてこの請願書の審査に当たり宮下覚一委員長が適任者であったのかどうかお伺いをいたします。これは委員長におかれましても、町発注の設計業務を受注されていると思われま。今回の場合は「飯島町に本社を有する建設会社の会」からではあります、委員長の業界からもこのような請願を出そうと思えば出せる立場にあるわけでありま。大きな見方をすれば委員長も当事者であると思うわけでありま、その点のお考えをお伺いをいたします。以上です。

総務産業委員長

はいお答えします。先ず1点の町外業者の件数でございますけれども、あくまでも町内の業者はこの請願を出された15社ということでございまして、これに該当しない町外の業者はすべてということでございます。それから次の町内業者の落札率でございますが、19年度の結果でございます。町内に本社を持たない15社以外、町内に支店・営業所のある業者につきましては5.3%の受注率でございます。工事費につきますと3.9%でございます。次の納税につきましてはこれはそこまで審査しておりません。次の私自身の責任問題でございますが、今回の請願につきましては建設業というふうにはっきり謳っていただいておりますので、あくまでも分野が違うという形の中で審査をさせていただきました。

議長  
8番

他に質疑ありませんか。

竹沢議員

2点お伺いいたします。1つは仮に合併していればですね、合併特例債などによりましてインフラ整備、それからこの公共事業の発注もあつたんですけれども、自立をしたために町道の新設ですとか改良事業がほとんどまあ先送りになったわけでありまして、下水道事業の管路整備もあと数年で終わるということで、またこれはまあ国の発注ですけど国道バイパスの工事についてもですね、若干下請けでの工事の受注が町内業者にあるとは思いますが、町発注の公共事業が今後において激減するわけでありま。そうした意味、将来のことを見据えた中で町内本社企業の存続が問われているわけですが、ここら辺についてどう議論されたかお尋ねします。

2つ目、委員会審議の中で町当局による入札の現状や課題について説明を求めて審査をしたと思うわけでありま、議会という立場です。発注側の町の立場、また今回の請願人の皆さんの立場、及び町民の皆さんの立場で公平性というかそういう観点での、議会として議員として活動する必要があるわけで、まあ総合的な判断が求められたというふうと思うわけでありま、そうした意味での審議は十分尽くされたか。以上2点。

総務産業委員長

先ず最初のご質問でございますけれども、確かにあの公共事業の減少は皆さんが認める

ところでございます。大変に厳しい状況は把握しておりますけれども、まあそれはそれとして、やはり特定の業種だけではないというふうに考えております。まあ委員会でもそういった考えでございます。それからもう一つはどういうふうに、もう一度すいません質問をお願いします。

議長  
8番

繰り返してください。

竹沢議員

要するにその委員会ですね、審議して、3回の総務産業委員会においてですね、日を尽くして十分に検討されたわけですが、まあその結論に至るについて発注側の立場、それから今回の請願人の立場、それから町民の皆さんの代表であるという立場、そういうものを含めて総合的に判断をなされたかどうかということについてお尋ねしました。

総務産業委員長

確かに発注についてはですね、町が当然発注するわけございまして、われわれ議会人としてはとても立ち入る状況ではございませ。まあ町の町民一般に考えてですね、やはり公益性、公平性ということを重視した中で入札制度はあるべきということでございませ。他に。

議長  
11番

他に。

松下議員

まあ先程ちょっと続いて質問をしなだのがちょっとまずかったかなとは思いますが、別に発言をしてはいけないという規則はございませ。3回までできるわけでございます。そんなわけね、あのまあ町内業者ということでございませけれども、やっぱりその対象は町外業者ということでありま、当然私は町内、町外業者が何社あり、それからまあ社名等もここで公表をしるとは言いませんけれど、質疑の中でね、やっぱり審査の中で当然これはまあ出てもよかったんじゃないかとまあそんなことを私は思いま。それから法人税等納めているのかいないのか、これも重大な問題でありまして、やっぱり町に町外業者が貢献をしているかないのかということが、やっぱり政策的にも非常に大きな比重を置かれて、まあ仮に指名をする場合にはそういうことも念頭に置いて指名をするのではないかと、まあそんなふうに考えま。当然それもまあ審査をする過程でやっぱり審査をしなければ手落ちではなかったのか、まあそんなことを考えま。それから委員長に対してでございますが、まあこれは今回はこういうことでございませけれども、やっぱり同じまあやっぱ条件に立っておるということ、委員長もやっぱりあの考える中でね、これからあのやっていただきたい、まあそんなふう思うわけございませ。

議長  
1番

1番 森岡議員。

森岡議員

質問の趣旨について議長の方で整理される必要がありませんか。委員長報告は委員会の、委員長への質問は委員会審査された内容について考えるべきであつて、個人的な意見は発言する場所ではありませんけれども、その辺。

議長

只今、森岡議員からの指摘のとおりであります。質問者に申し上げます。質問の内容の趣旨についてはわかりますが、今、発言された発言者の内容に沿った内容でお願いいたします。委員会審査に対する質疑ということでお願いいたします。

他にありませんか。

(松下議員から質問に対する答弁の要請あり)

議長

町の政策的にもというところで。

総務産業委員長 それではお答えします。先ず町外業者というご質問でございますが、想像するに町内に支店・営業所があつて町外の業者というふうに想像しますけれども、ご質問はあくまでも町外業者ということでございますので、町外業者の該当する業者は何百社でございます。従つて委員会では審議する範疇にございません。それから次の納税の関係でございますけれども、これは理事者、指名選定委員会がですね、それ沿つて業者を選定・指名しているわけでございますので、納税しているかどうか、そこまで委員会としては審議しておりません。以上でございます。

議 長

6番

野村議員

他に。

それでは2点程お聞きしたいと思います。先ずあの第1点は19年度でけっこうですけども、審議の中で飯島の企業、建設業者の方たちが駒ヶ根、中川にどのように、どのくらいの参加があつたか、これは指名でございますけれども、指名されておるか。そんな点を委員会の中で審議の過程で出ておりましたらお願いしたいと思います。

もう1点、もう1点はいろいろ審議の中で駒ヶ根はどういう条件でやってきているか、また中川はどうであるのかと、そういう点がわかりましたら、審議の中で出ましたらそれを知りたいと思います。よろしく。

議 長

委員長。

総務産業委員長

お答えします。先ず最初ですね、指名の関係でございますけれども、19年度の工事の数ですね、発注された工事の数は62件でございますが、ここにどういふふうには指名されたかは調査してございません。ただこの中でですね飯島町に本店を持たない、以外の会社の受注につきましては支店・営業所が3件、それから町外業者が6件というデータでございます。それから駒ヶ根市、中川村の発注・指名状況でございますけれども、調査によりますと駒ヶ根市の場合は5社以上の指名を原則としておるということでございまして、基本的に市内に本社のある業者を指名するというところでございます。もしその本社の数に足りない場合に支店・営業所のある業者を入れると、でそれでも足りん場合に市外業者を入れるということでございます。でまあその工事の内容によっては当然、支店・営業所を飛び越えて市外業者ということもありうると想像するところでございます。中川については同じ考えで実施しているということでございます。

議 長

6番

野村議員

他にありませんか。

実は私が第1点で質問したのは、いま説明があつたのは62件、53件そして3件という数字でありましたけれども、この飯島から駒ヶ根あるいは中川へこの1年間にどのくらい参加しているか、それは審議の中で出なかつたですか。今、委員長の答えていただいた数字はこの町の事業をどんな内容で落ちているかという数字ですね。52件これはね、そのこんだ逆にこちらから向こうへ出ていつているのはどのくらいか、これはどうしてこういう質問をするかという、向こうからどのくらいの指名があつたかということをお聞きしたいわけです。

議 長

委員長。

総務産業委員長

その件につきましては、請願内容にその項は謳つてございませんので、そこまでを調査してありません。

議 長

他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長

他に質疑なしと認めます。総務産業委員長自席へお戻り下さい。

お聞きのとおり、総務産業委員長の本案を趣旨採択すべきという委員会報告に基づき、採決に際しての選択肢に趣旨採択を加えることと致します。ここで20請願第4号を趣旨採択することに対する討論を行います。

初めに趣旨採択することに反対の討論はありませんか。

11番

松下議員

まあ私もこの請願が出てきた段階で、まあ大変苦慮する中で結論として私は不採択とすべきだとそういう結論に達しました。何故かと申しますとただ今も委員長報告にありましたように、まだ審議が足りないような面もございます。まあ従つて請願がここにあの議員必携にもありますが、請願が数項目の内容から成るときは、その中で別の項目として分けられない表裏一体のものを除いて一部採択、例えば4項目出てきて、今回の場合は2項目です。4項目のうち2項目については採択するという方法もあるわけでございます。しかし今回の請願は項目によって採択する趣旨のものではありません。よつて趣旨採択すべきものではないと考えます。また請願の採択とは議会が請願内容に賛成であるというに意思表示であるが、その願意の実現について法律上はなんら保障規定がない。しかし採択した以上は議会はその実現について最善の努力をすべき政治的道義的責任を負うことになるとあります。そこで私はそのことから考えてもこれは当局の政策的なものでございまして、政治的道義的責任を負うことは私は出来かねます。よつて私は不採択にすべきものと思うわけでございます。

議 長

次に趣旨採択することに賛成の討論はありませんか。

9番

平沢議員

私は趣旨採択の立場で討論を行います。請願権はこれは国民の基本的権利の一つとして保障されているものであります。飯島町の総合計画、基本計画の中で商工業を含めた地元業者の育成について、雇用の拡大と安定を挙げられております。これは町の活性化を図るものであつて尊重しなければなりません。しかしこの町の財政状況を鑑みるときに、この透明性と競争原理はこれは重視される問題であつて健全財政を堅持するにはこれは必要不可欠な手段と考えなければなりません。先程委員長報告のとおり、町の発注の公共事業は、95%は地元業者が受注されている現状を見るときに、この請願の願意は理解いたしますが、これが全てではありません。私はこの請願の趣旨を尊重して趣旨採択すべきものと判断いたしております。以上です。

議 長

次に反対の討論はありませんか。

8番

竹沢議員

それでは趣旨採択に反対をし、採択すべきものとしての意見を申し述べたいというふうに思います。本請願の委員会審議につきましては、3日間に渡りまして慎重審議、また長時間に渡つて審議していただいたその審査の結果が本日の結論ということだというふうに認識をするところでございます。実は何を隠そう、同委員会で紹介議員として参画したときも申し上げましたけれども、まあ本課題、請願人の建設会社の15社の皆さん方のまあ請願という、まあ要望書と違ひまして重きものとして提出されたものを私、大綱では賛

成の立場でありましたので、また同僚議員の皆様のいささかの事情ございまして、何故か私の方へまわってきたということでお受けした次第であります。まあそういうことであのまあ、その時に申し上げましたけれども私も政治活動をしておるわけでありまして、竹沢は何でもこうした請願を受けますとですね、マイナス要素になるんじゃないかということことで心配をしてくれる同士仲間もおるところであります。

で今回のこの陳情ですけれども、この具体的な「記」以下2項目については具体的な中身ですけれども、その中に連ねられている理念といいますか、そのことについて考えてみたいと思いますけれども、要するにそのわが町がですね町民の皆さんの意志によりまして、合併せずに自立するまちづくりを展開していくということを決めたということが根本にあるかと思えます。これは言い換えますと町としての姿勢、また町民はですね、汗をかき、ズクを惜しまず、また知恵を出し、また必要なお金も出してまちづくりを進めていくと、そういう理念であり、また指標として協働のまちづくりということがあるんだというふうに言っても過言ではないかというふうに思うわけでありまして、町が自立するということは町民の皆様にもまあ痛みも共に分かち合って進んでいくということだというふうに思うんですけれども、これよく考えてみますと、たまたまその合併議論があったんですけれども、もしなかったとした場合ですね、これは要するに飯島町は昔から自立できておるわけでありまして、なんら変わらないということでまあ一種のこの錯覚に陥るわけですけれども、私思うにはこれはあの合併するしないはともかく、そういう議論があった過程の中で、いわゆる地方分権一括法なるものが成立いたしまして、市町村はどうあるべきかということで、合併してもですね、しなくても地方分権時代に即した自助・共助・公助、こうした考えで住民の皆さんとともに協働のまちづくりを行っていき、こうしたことが課題となって現在進んでおると思うわけでありまして、そうした理由があるがゆえにですね、今請願が提出されたというふうに理解をしております。種種委員会でも議論されたわけですけれども、先程も質問でも申し上げましたけれども、わが町の公共事業の今後における情勢等を踏まえますとですね、先程も触れたように町発注の公共事業まあ激減してくるということが想定されるわけでありまして、請願人の皆さん方の仕事確保また雇用の確保、利益の発生と、それからその結果としての町税への波及といった、町内での循環型の経済の構築といった部分を含めまして、心配される向きがあるわけでありまして、こうした中で一面この文書を捉えますとあの現状の中で、先程から縷々報告がありましたけれども、議員の中でも特段問題がないんじゃないかというお考えもあるかと思えますけれども、請願人の皆さんの願いを紹介議員として取り次いだという責務もございまして、本請願については趣旨採択ではなくて採択すべきものとしての意見を申し上げます。以上です。

議 長  
6番  
野村議員

次に賛成討論を求めます。

私は趣旨採択に賛成の立場で討論をしたいと思えます。先ず先ほど質問をいたしましたけれども、飯島町の企業の参加状況については、はっきりしたことは分からないわけでありまして、現在まで4・5年前のあの大雪、まあこの雪の関係の除雪、あるいは水害、そうしてまた水道の凍結など事業の緊急対応を率先して復旧し、町民の不安を取り除き、安心安全なまちづくりに尽くしていただいております。これは地元企業ならでのことかと私は思えます。また町を元気にするために地元企業の育成、この公助

が考えが大事だと思います。そこで総合評価、この関係に現在もいろいろの点が組み入れられておりますけれども、今後も多いに組み入れていただくことを希望しまして、私は賛成と致します。

議 長  
10番  
内山議員

次に反対討論はありませんか。

私はあのこの問題については言わんとするところはよくわかります。だから趣旨採択ということにはならんと思えます。この趣旨採択ということが政治的に効果があるのかどうかということを考えてときに、これはただその時の逃れのな処方過ぎんのではないかというような私は気がいたします。先だって、何か会合の折りにちょっと宴席がありまして、その中で今度のこの問題は皆さん反対するとどうのこうのとかというような、こういう圧力もかかった経過がございます。そういったような形でのこのものは絶対に許せないことであり、この言語道断なことであるというように私は解釈いたしております。これはちょっと私の感情が入ってどうかと思いますけれども、そういった意味合いも含めた中でこのことは不採択ということにいくべきであろうとこう思うわけでありまして、以上です。

議 長

暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

議 長

[暫時休憩]

議 長

休憩を解き再開いたします。只今10番議員からの発言に、飲み会の席うんぬんという中で、若干適正を欠く不穏当な発言がありましたので注意いたします。

それでは続けて賛成討論ありませんか。

(なしの声)

議 長

それでは以上をもちまして討論を終わります。これより採決に入ります。

20請願第4号「自立の道を選じた飯島町に本社を持ち、そこに生活する企業に、仕事を発注し、地域の活性化につなげる請願」の趣旨採択について採決いたします。

この採決は起立によって行います。本請願に対する委員長報告は趣旨採択です。本請願を趣旨採択することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議 長

ご着席下さい。起立多数です。従って20請願第4号は趣旨採択することに決定しました。

議 長

日程第10 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。

会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり、総務産業委員会、社会文教委員会及び議会運営委員会における所管事務調査等の処理について、議会閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。申し出の事件について、議会閉会中の継続審査することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って本件については各委員長から申し出のとおり継続審査いたします。

議 長

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。

町 長

それでは平成20年9月議会定例会の閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。去る9月11日から本日までの14日間に渡り開催をされました飯島町議会定例会、議員の皆様方には連日慎重な審議・審査をいただきまして、町から提案を申し上げました18議案全てにつきまして、いずれも提案どおり全会一致により可決・認定をいただき誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。特に今議会は決算議会としての平成19年度の各会計の決算に対する審査と、一般質問を通じ当面する課題や将来のまちづくりに関する多くの行政課題について真剣かつ活発な議論をいただきました。特に今回は最近の大きくまた目まぐるしく変動する経済社会情勢に対応した、かつ喫緊の課題である地域医療確保、昭和病院の経営問題、風雲急を告げる政治情勢や経済問題、環境や危機管理に対する対応、町の将来の活力活性化に向けた諸課題など、広範な問題について質疑・意見・提案をいただきました。大変難しく一朝一夕に解決できない困難な問題が多くありますけれども、いただきましたご意見等を重く受け止めて、今後の対応、行政運営に精いっぱい努力をしまいる所存でございますので、議員各位並びに町民の皆様には一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお今議会には林代表監査委員さん、今村教育委員長さん、杉原農業委員長さんのご出席をいただき、審議をご傾聴いただきまして誠にありがとうございました。また林代表監査委員さんには平成19年度各会計の決算に対する審査及び財政健全化審査を通じての所見と意見をいただきました。心から感謝を申し上げるとともに、いただきましたご意見を理事者以下十分受け止め今後に処してまいる所存でございます。

さて、実りの秋もたけなわとなりました。心配されました過日台風13号も飯島町では幸いこれといった農作物被害や災害もなくほっとしているところでございます。一方ここにきて政府が用途を工業用に限定をしております、いわゆる非食用米の食用米への転売問題に関しまして、当町では一連の食品加工の流過程を経て納入されました「厚焼き卵」が学校給食による小中学生への食材提供の中で、この2年間に2回該当することが判明をいたしました。当町ではこうした事態はないものと信じていただけに大変遺憾に思うと同時に、国、関係業者に対し強く抗議をし、保護者はじめ必要な情報をお知らせし、今後の安心安全な給食提供に教育委員会共々連携して対処するようにいたしております。保育園につきましては現在のところこうした事態はございません。

また国の政局は自民党の新しい総裁が決まり、本日午後の首班指名を受けて麻生新内閣が発足をいたします。引き続き深刻な経済状況に対する景気対策を盛り込んだ補正予算が審議をされますが、スムーズな審議のうへ早期に予算成立が図られ、少しでも景気のでこ入れとなる対応がなされるよう願っているところでございます。そしてどのタイミングになるかは予断を許しませんが、衆議院解散総選挙へと政局は一気に緊迫をしていることは必至の情勢でございます。国民の政治への関心と冷静な判断により、真に国民の期待に沿った国民本位の政治と地方をより重視した政治が実現することを切に期待しながら、その行方を注視をしていかなければならないというふうを考えております。

終わりに議員の皆様には14日間の議会開会中のご苦勞に重ねて感謝を申し上げ、いよいよご健勝で飯島町の発展のため一層のご活躍を心からお祈りを申し上げ、議会閉会のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

議 長

以上をもって、平成20年9月飯島町議会定例会を閉会いたします。

午前10時31分 閉会

上記の議事録は、事務局長 折山誠の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員